

白石市文化財調査報告書 第三十二集

赤井畑家の古文書

白石市教育委員会

白石市文化財調査報告書第32集 赤井畑家の古文書 正誤表
平成20年3月31日発行 白石市教育委員会

頁	誤	正
2頁上段 8行目	詳しくは表1参照	詳しくは表1参照10頁
3頁上段 最終行	…とあ	…とある。
5頁上段 最終行	になりたいが為の足掻きの記録とも見られ興味深いものがある。	(削除)
6頁上段 後から7行目	カ 柴	マ 柴
7頁下段 10行目	文久貳年御上洛	マ 文久貳年御上洛
7頁下段 20行目	文久二年御上洛	マ 文久二年七月一日
11頁後から 3行目	館	繪
18頁下段 前から15行目	分	歩
27頁前から 18行目	中斎川	中齋川
30頁中段前 から14行目	内	(削除)
33頁上段前 から15行目	安政四年己ノ十月	安政四年己ノ十月
34頁上段前 から22行目	己ノ十二月	己ノ十二月
36頁上段前 から11行目	安政四年己ノ十一月	安政四年己ノ十一月
39頁前から 8行目	御行	御幸
39頁後から 8行目	御行	御幸
40頁中段前 から16行目	後連候	後れ候
71頁後から 4行目	頌	頌
110頁下段 前から17行目	同七月八日 改證又濟	同七月八日 改證文濟

赤井畑家の古文書

序 文

このたび、白石市小原の赤井畑（あかいはた）家に伝わる文書を整理し、その一部を文化財調査報告書として、ここに刊行することとなりました。

赤井畑家は、室町時代より現在の小原字赤井畑地区に住み、藩政期は片倉家に御徒組や不断組として仕えてきた由緒ある家です。今回、赤井畑家のご厚意により資料の調査、公開ができましたこと、紙面を借りて厚く御礼申し上げます。

本書には、江戸時代に当地域の領主であった片倉家の在地支配や、幕末の緊迫した政治状況下における赤井畑家の関わりなど、近世の地域支配の実態が窺えるものから、明治初期の小原の暮らし向きを伝えるものまで、学術上はもちろん、現代に暮らす私たちの目から見ても当時の生活を知る上で非常に興味深い資料が掲載されています。

この赤井畑家資料は非常に膨大な文書です。その困難を極める整理、解読のすべては白石古文書の会の皆様によつて行われました。難解な古文書を、ひとつひとつ丹念に解読され、こうして一冊の報告書にまとめることができましたのも、ひとえに白石古文書の会の皆様のお力によるものと深く感謝申し上げます。

また、前白石市文化財保護委員長で、白石古文書の会の前代表でもある中橋彰吾先生におかれましては、本書の刊行を見ることなく平成十八年九月にご逝去されました。赤井畑家資料の整理にあたっては、中橋先生には大変大きなお力添えをいただきました。あらためて、当市の文化財保護行政における生前の多大なるご貢献に対し厚く御礼申し上げますとともに、心からご冥福をお祈りいたします。

多くの方々のご協力を賜り完成した本書が、広く活用されることを願ってやみません。

平成二十年三月

白石市教育委員会 教育長 高橋 昌

『赤井畑家の古文書』目次

序文	1
目次	11
凡例	27
まえがき	39
口絵	47
序 赤井畑家について	55
一 御上洛諸用留	59
二 六番御組御知行高并ヶ所奇簾書上手控帳	71
三 御上洛御用留	75
四 御不断組御条目	81
五 御近習御鉄炮組面附	89
六 片倉家ヨリ近衛様へ献上品記録集	95
七 印符 御物成方留帳	103
八 御留拔書	103
九 大福帳	103
あとがき	103

凡 例

- 一、本書は赤井畑家に現存する數十種の古記録類を解説し、そのうち九編を選び掲載したものである。
- 一、各記録類の配列は、編集上の都合により必ずしも年代順にはしなかった。
- 一、原本にはページが示されていないので、対応するページを各解説文の一行目に算用数字で示した。
- 一、解説文は原本の体裁を尊重して同じ表記形式としたが、文字の大きさや行間の幅などで一部変えた箇所がある。
- 一、助詞の而(て・して)、者(は)、与(と)、江(え)等は原則として原本のままとした。
- 一、旧字体・異体字はできる限り常用漢字に改めたが、一部に旧字体のままとしたものもある。
- 一、繰返し記号では、漢字は「々」、かなは「々」に改めたものもある。
- 一、変体かなは現行常用のかなに改めた。
- 一、誤りと考えられる文字や疑わしい文字は原文のままとし、「ママ」「カ」などのように傍注を付けた。
- 一、解説できなかつた文字は□で表わした。
- 一、各編ごとに扉を設け、解説文は白石古文書の会会員がそれぞれ分担執筆した。
- 一、本書の解説文に相当する原本の影印を別冊にて掲載したが、紙面の都合上、(八)御留抜書と(九)大福帳は除いた。但しその一部は本誌口絵に載せた。
- 一、既にその内容が「白石市史」や他の諸誌によって紹介されているものは文中から除いたものもある。

まえがき

平成十二年小原の赤井畑家で多数（知行状等数十点）の古文書類が見つかったとの連絡が市の文化財保護委員会になされた。当市のこれまでの古文書は「白石市史」等に掲載されている通り、当然のことながら、支配者層（片倉家）中心の文書であり、下級武士（組士）文書はほとんど見当らない状況であった。

そんな折りに、当時の文化財保護委員会委員長中橋彰吾氏の強い要請もあり、白石市教育委員会の調査対象事業に「赤井畑家文書解読」が採択され、調査・整理・解読については、平成十六年に「白石古文書の会」に委託される事となった。

解読作業が大詰めに入った頃、会の代表・指導者中橋先生の病氣、急逝という事態に見舞われ、会員一同途方にくれる事になった。しかし、会員一同中橋先生の遺志を何とか実現しようという強い総意により、この度、報告書刊行の運びとなったものである。報告書刊行にあたり、紙数等の制約から何れを採択すべきか悩んだものの、これまで解読活字化されていないもので、かつ、歴史的に初見と思われる文書を中心にまとめ、九点を抽出したものである。報告書の形式は、原文対比の解読文として意図したが、諸般の事情により、止むをえず解読文のみの刊行となったものである。

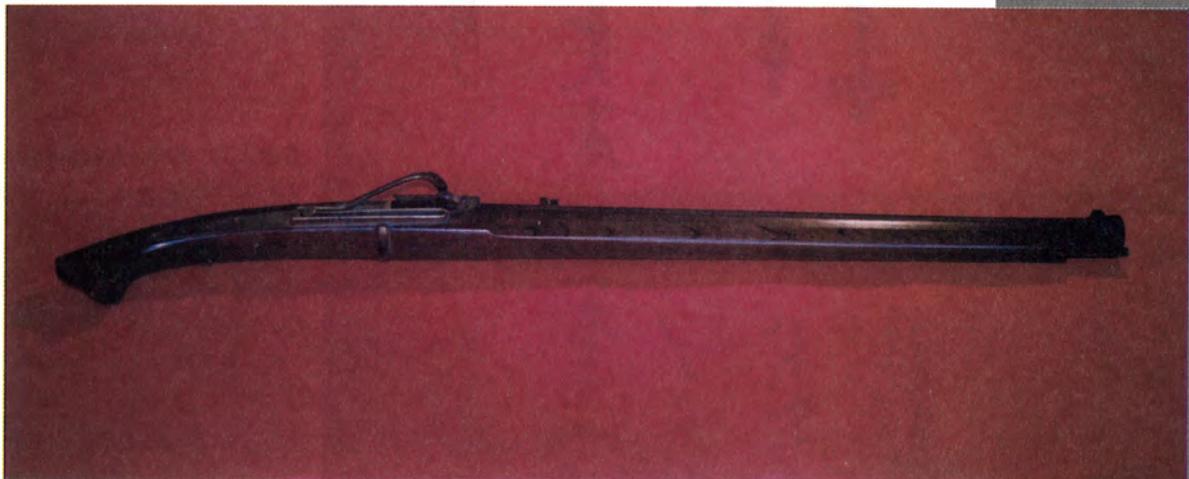
平成二十年三月

白石古文書の会代表

米澤 繁



赤井畑家旗指物（赤地白丸・二引両）102cm×76cm



赤井畑家に伝わる十匁鉄炮（長さ109cm 重さ6.1kg）
銘：(表)白石住 岡彦五郎良致 (裏)赤井畑直衛

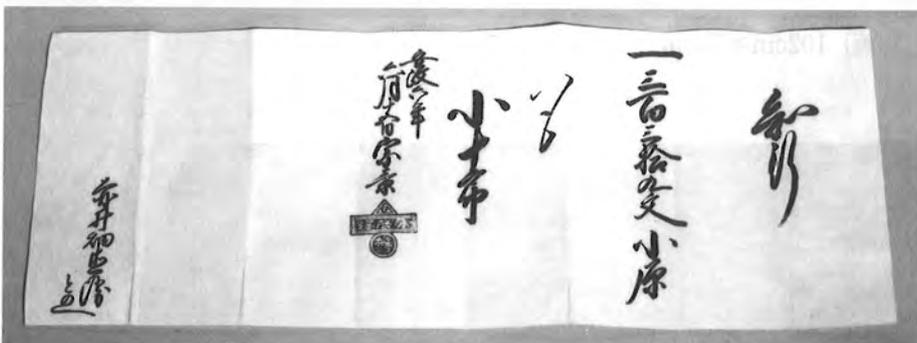


平成12年に発見された赤井畑家古文書群の一部

あてがいが
片倉家からの知行宛行状



寛文元年(1661)赤井畑平蔵宛
再召出し時のもの



安政六年(1859)赤井畑直衛宛
十代小十郎宗景公よりのもの



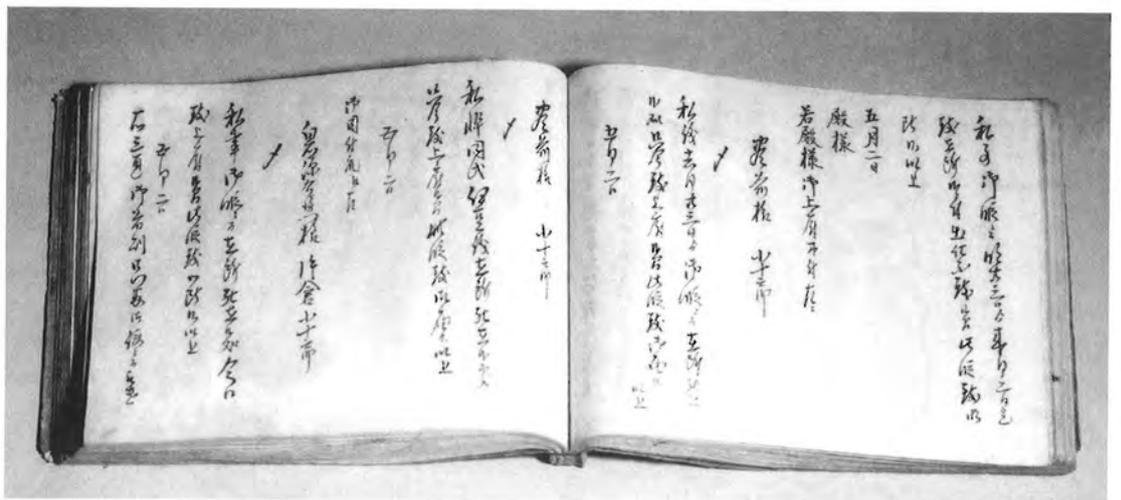
元治元年(1864)赤井畑直衛宛
十一代小十郎邦憲公より当家最後のもの



赤井畑家系統書 (冒頭部分)



「御留抜書」の一部
(解説文91・92p参照)



「御留抜書」の一部
(解説文87p参照)



「大福帳」の一部
(解説文113p参照)



小原村全図(幕末頃) 100.5cm × 80cm [赤井畑家所蔵]

約1万6千分の1縮尺で村の周囲412町11間(44.5km)。現行地図の周囲は44.4kmで極めて精度が高い。

片倉家領同村知行地(56貫349文—正保郷帳による)の田畑表示も色分けで記されている。

序

赤井畑家について

赤井畑家(本姓細川氏)について

赤井畑家系統書

赤井畑家代数書上

赤井畑家代数書上(冒頭部分)

一 沙知行乃之百之辰九文
 上小原村住居
 赤井畑忠衛
 書上

初代
 細川頼前

右頼前依数代上小原村事
 畑住居至其子延慶長五
 年六月白石
 沖陳之初沖陳子住其後
 同九年其妻
 貞山様小原川^入
 沖川物其後住延和院
 如^此後其妻為其居者也

赤井畑家(本姓細川氏)について

小原赤井畑家の家譜を語るものとして「赤井畑家統書」と「代数書上」が現存する。「赤井畑家統書」(以下「統書」と略す)は中世の記述が中心であり、「代数書上」(以下「書上」と略す)は近世の書上げである。この両記録を基に赤井畑家の家譜の概要を記す。

[一] 初代の細川萬千代丸(後改 頼統帯刀)の downward

和泉国守護細川播磨守の子として、長祿三年(一四五九)頃誕生した。(詳しくは表1参照)父播磨守は細川家ゆかりの者であるが応仁の乱にあつて山名宗全に味方し、その密謀が露頭し細川勝元に誅された。子の萬千代丸は累が及ぶ事を恐れ、家族(士)らと共に奥州に downward した。

これが赤井畑家の家譜の始まりである。以下このことについて「統書」をもとに検証を試みたい。

[二] 萬千代丸の父播磨守

「応仁年中父細川播磨守山名宗全一味密謀露頭伯父細川勝元ニ被誅畢于時萬千代丸」と冒頭に記述がある。(口絵参照)父播磨守は、萬千代丸九歳の時密謀が発覚し応仁年中に誅されている。伯父とあるので細川勝元は萬千代丸の父播磨守の兄(弟)と考えられる。

しかし、播磨守を名乗った者は細川嫡家には存在していない。泉州府君(和泉)の頼有を祖とする細川一門には播磨守と称する者が三名存在しているが何れも勝元を伯父といえる立場にはない。

従つて、「統書」の萬千代丸の父播磨守の存在にかかる記述は成立しないと考えられる。

[三] 萬千代丸の父の特定

「伯父」は細川嫡家の当主の尊称だと仮定すれば、表1で和泉細川の家譜で没年を見ると、勝元や宗全と応仁年中を共に出来たものは自ずと

限られる。

二代頼長、三代持有、四代教春等は何れも萬千代丸出生とされる長祿三年(応仁元年に九歳から逆算した)には既に他界している。

他方、五代常有、六代政有、七代元有、八次元常等は何れも大乱期(文明九年)後も生存し、父親たり得ない。唯一残るのは五代常有の長男で六代政有の兄、頼常が有力な父親候補となる。

しかし以上の考察は史料、記録の制約があり推測の域を出ず、大乱の時代に生き、飲み込まれていった和泉細川の流れを汲む者を赤井畑家の始祖とするにとどめざるを得ない。

[四] 大久良山中隠忍

「統書」によると「潜出洛而奥州江 downward 有因国分之内大久良山中守護隠忍・・・」とある。 downward の地、国分の内大久良とは、『角川地名辞典』によれば中世の宮城郡国分寺郷(現在の仙台市)の領主国分氏の領地で、広瀬川の支流大倉川の上流に位置する大倉地区ではないかと考えられる。

downward するにあたり何故この地が選ばれたか、史料がなく論拠に乏しいが、仮説を挙げてその理由を探ってみた。

① 留守氏(岩切城合戦で吉良氏に敗北を喫した)、及び源姓の奥州探題大崎氏や細川氏は足利將軍家とは親類にあたる。

② 従つて留守氏、大崎氏等は萬千代丸等を敵視するはずもなく、この大倉地区への駆込みを黙認するのでないかと萬千代丸は考え山間の地、大久良(大倉)を選び潜入したのでないかと考えられる。

③ 大倉の地には定義如来が祀られており、『日本歴史地名大系』(平凡社)によれば極楽山西方寺と称し、平家落人伝説を伝える集落が多い。(白木、矢籠、大手門、大豆沢、青下など)平貞能が安徳天皇の御物を

ここに埋めて冥福を祈ったという伝説があり細川萬千代丸はいかなる権力も及ばない聖域、仏の支配地であったが為に都にも聞こえた大倉を選んだのではないか。

〔五〕 小原山中潜居

「其後頼統年ヲ経テ上洛・・・不得止事又奥州道下刈田郡小原山中潜居」とある。前述の大倉の地を出て上洛の後、願ひ叶わず再度奥州に避難し小原の山中に潜居する事となった。

しかし、ここでも更に何故小原の地を選んだのかという疑問が残る。

① 伊達家八世宗遠は、本領の伊達（福島県）以外に長井を攻略征服し本領との往復に羽州街道（赤井畑は下戸沢宿の隣の集落である）が利用されたと考えられる。

『刈田郡誌』によれば、「從五位下、或曰正五位下、彈正少弼、住伊達郡能継先志、致忠於南朝、拔城取地隣邑震服、此時信夫、柴田、刈田、伊具、数郡皆服、又取出羽国置賜郡長井庄」とあり、小原も当然その勢力下にあつたものと考えられる。

観応二年（二二五二）足利尊氏の弟直義と執事高師直との戦いの時、宗遠は其の一族を挙げて官軍に加わり戦つた。その後、九世政宗は上洛して將軍義満に拜謁（応永四年）しており、將軍の後楯のある伊達氏の支配地であれば躊躇なく小原に入り居住できると考えたのではないかと。

② 「小原山中・・・」とある通り、赤井畑は山間地である。山と日本人の関係をみると「山は古代から神々そのものあるいは神々の住むところ、先祖の靈魂が赴き祖霊となるところであり、山は神秘的な力超越的な力が凝縮した場所」として認識されていた。（『図解雑学仏教』）近くには冷清水の六地藏、六角の六面石幢、赤井畑の赤地藏などが点在しており、大倉同様、宗教上の聖地であつたのではないかと。

これらが両々相まって、安心できる地として土着したのではないかと考えられる。

〔六〕 家族（土）六人との下向

「家族渡辺飛驒、陶田大炊、浜田主計、高橋但馬、作間民部、有馬近江等六人」の記述がある。高橋但馬なる者は、仙台藩の「風土記御用書出」の「代数有之御百姓」（『白石市史』5）の小原の項で、塩倉に住む「高橋氏の先祖和泉氏敏代応仁元年之頃より当村に住居仕候」とあ

前述の家族、高橋但馬との関連について史料を挙げてみると、斎藤四郎治著『刈田郡小原村史』（明治四十五年刊）でも高橋家の初代の記述は同様であるが、続けて歴代の名を見ると、奇しくも高橋家四代目に「高橋但馬氏包」の名前がある。

また、一方大阪夏の陣へ小原から十七騎出陣したとあり、中でも活躍した者として「話題に残りし者四名、小室出雲、大宮九内、原田主計、高橋但馬の四名」とあり、これを「四天王」と呼んだ由。（これを記念して桜が植樹され、明治末には三本のみが残っているとの記述がある。）萬千代丸出洛時の同行家族（土）の高橋但馬は、高橋家四代目の但馬、夏の陣の但馬と同名であり、同行者の但馬とは同系列であろうと推測される。

このことから出洛時の経過についての「続書」前書部分の信憑性が高い。

〔七〕 赤井畑家七代まで（中世）

二代 家 統 越前
「頼統赤幡立常為祭彼地郷民呼赤幡・・・」とあり、「郷民呼赤幡」と言い、これが後に地名を以つて赤井畑（赤井旗・赤井幡・赤畑）と改氏を命じられる事となるが、その地名の由来はこの郷民達の呼称が基となったものと推測される。

- 三代 家 秀 能登
- 四代 家 元 越前
- 五代 家 豊 越後
- 六代 家 純 越前
- 七代 家 美 越後

赤井畑家は白石が上杉景勝の領地（慶長三年から五年）のとき山支配をしたというのがこれが主君に仕えた始まりと思われる。

また、伊達家の徴兵史料文書「里野臥日記」（天正十七年作成）によれば、「赤井はた伊賀」分に細川新介が居住との記録があり「赤井はた」に細川の名跡を持つものが確認された事は、「続書」の記述の正当性を

立証するものであろう。但し、新介が系図上、誰をさすかは不明であり、記録年代から「家美」か「英寿」の頃かと思われる。

右によつて出洛後(約一二〇年間)野臥をしていたことが推測される。

[八] 赤井畑家八代以降(近世)

「続書」八代英寿(越前)と「書上」初代細川越前は記述から見て家譜の一致を見る。「続書」には近世分に代数等五代の欠落ある。以後は「書上」に基づき史料(位牌など)の裏付けをし、代数を補正、当主名などを記述する。代数の数えかたは「書上」の初代を「続書」に続けたため八代とした。

八代 細川英寿 越前

「数代前上小原村赤井畑二住居罷在候処慶長五年五月白石御陳の御御味方仕・・・」とあり、萬千代丸の記述はない。慶長九年九月貞山様小原にて川狩の節お尋ねあり、①福島伊達境の事②山支配の事③細川帯刀より八代にわたり「赤幡」に住居している事などを説明している。

「一貫拾八文之処被下置頂戴仕候」とあり、役目として「戸沢口并東沢閑道口御締り被仰付罷在申候」とある。これが片倉家への奉公の始まりとなった。

九代 細川純筑 越後

重長より御徒組として召出され、知行拝領、細川の由来を尋ねられた。以後在名を以って「赤幡」と仰付けあった。(「続書」)「書上」とも同様の記述がある。いづれ細川を名乗る事もあるだろうとの仰付けあり。

十代 赤井畑新左衛門

寛文元年春居宅焼失御墨印・御書立等を焼失し、改易を仰付けられた。

(註)留守を預かっていた女性は三代(祖母・母・嫁)にわたり火事の責任を取り自害したと伝えられている。

十一代 赤井畑平蔵

寛文元年八月朔日御知行三分の一、三百参拾九文を以って御不断組に召出された。(知行書、口絵参照)

十二代 赤井畑平内 平蔵の子

知行書 元禄拾年五月十三日付

戒名 「清誉宥念信士」

享保十三年十月二十八日没

十三代 赤井畑平内

知行書 享保元年九月朔日付

戒名 「寿慧光識信士」

延享四年十月十六日没

十四代 赤井畑平内

知行書享保十三年十二月二十二日付

戒名 「全往信士」

宝暦五年二月十五日没

十五代 赤井畑平蔵

戒名 「観阿寿栄居士」

文化四年十月十日没

十六代 赤井畑平吉 改平左衛門

親の孝養により寛政十年八月九日一生組頭列に処された。

知行書 文化五年十一月二十八日付

戒名 「覚阿宗有居士」

文化十二年正月二十九日没六十歳

十七代 赤井畑新左衛門

戸沢御林横目をよく勤めたので、一生組頭列に処された。天保十五年三月二十六日近方諸御用を勤めた。

文化七年九年見山様(八代村典)江戸御登の時御供を勤む、御賞として一生料理人列(組士の役職)に就く。

知行書 文化十三年正月十五日付

戒名 「寛屋最翁清居士」

明治八年六月十七日八十九歳没

十八代 赤井畑直衛

悴利吉についての記述、家業炮術に出精し料理人列に処された。軍用並に練兵方に限り御近習鉄炮組に加えられた。

知行書 嘉永六年二月十五日付

戒名 「徳英院義雄岳翁大居士」

明治三十三年四月三日没八十七歳

十九代 赤井畑利吉

片倉家御近習鉄炮組として文久三年上洛、帰途病魔にて死す。

利吉は文久三年二月片倉宗景に従い上洛し、三月京在番を命ぜられその任に就き、四月孝明天皇石清水参拝行幸に供奉の命あり、十匄活火繩鉄炮を帯して任務を果たした。赤井畑家にとり近世の掉尾を飾る出来事だったに相違ない。これらは御上洛諸用留等に掲載されている。

なお利吉は帰洛の途中、熊谷宿で天然痘で死亡した。

[九] 近代における当主

代数及び氏名のみ記す

十九代 赤井畑栄治

利吉死亡につき、養子として入籍のため利吉と同代とした。

二十代 赤井畑柳之助

二十一代 赤井畑清

二十二代 赤井畑正統

二十三代 赤井畑柳二(当代)

[十] おわりに

応仁年中に出洛後、帰洛を願って叶わず、野臥として忍従の生活を余儀なくされ、落人の身としては番士への願いもまた、一家譜代の壁厚く、組士という軽輩の職分に甘んずるほか道がなかったのである。

中世・近世を生きた、時々の記録であり、下級武士がいかにしてか士になりたいが為の足掻きの記録とも見られ興味深いものがある。

になりたいが為の足掻きの記録とも見られ興味深いものがある。

当家の多くの文書は、十八代赤井畑直衛が書写、記録したものであり、且つ「詩経」「春秋左氏伝」など数多くの書冊が残っており、常に志を高く持とうとする意志の強さと、落人として生き延びた下級武士の意地を見る想いである。

直衛の墓碑には赤井畑中興の祖と今も鮮かに読み取る事ができる。家譜上、近世最後の人となった利吉の死亡文書を見ると次のように記している。

『赤井畑利吉』

右之者共当春御上京御供被仰付遠境罷登り

御滞京中宜相勤居候内病氣ニ相成薬用不相叶

令病死候処此度御首尾好被遊御下候ニ付前書

之通宿元江被下置候段被仰渡候事

八月二日

右之通八月五日被仰渡候事』

利吉は文久三年六月二十五日死亡、長男柳之助は六日後の七月一日出生、柳之助が近代の始まりとなった。

参考文献

『白石市史』各巻

『系図纂要』

『宮城県姓氏家系大辞典』

『尊卑分脈』

『群書系図部集』

『角川日本地名大辞典 宮城県』

『宮城県の地名 日本歴史地名大系』

『図解雑学仏教』

「赤井畑家系統書」 軸装

続書

頼統 細川萬千代丸
後 帶刀改

忘仁年中父細川播磨守山名宗
全一味密謀露頭伯父細川

勝元ニ被誅畢干時萬千代九歳家
族渡辺飛禪陶田大炊浜田主計

高橋但馬作間民部有馬近江
等六人潜出洛而奥州江下向有因

国分之内大久良山中守護隱忍
其後頼統年ヲ經テ上洛嵯峨寿因

寺住職觀善比丘以推挙細川家
江亡父播磨守前非雖辭訴不叶却

可及誅戮之旨不得止事又奥州
道下刈田郡小原山中潜居持来所

幡赤地白丸二引両同赤地白丸
曜幕柴地白丸橘頼統屋舎裏

檀築皮幡立其下座而七年
前非常帰洛ヲ祈ル且六人之一族

集会而幡立為祭云ニ行年七十
三歳而死住遺誕齒牙髮等送

高野山遺骸檀前下埋靈祭成
社

良運律師 頼統長子

頼統上京之室在京出家而家
名為開將軍家求録云ニ

家統 頼統次男
越前

亡父山庄地相統頼統赤幡
立常為祭彼地郷民呼赤幡
故山庄為号赤幡ト云

女子 渡辺求馬妻

家秀 家統一子
能登

家元 家秀一子
越前

家豊 家元長男
越後

何某 実ハ家純家豊一子
越前後法躰寿命

植宗公御代小原川夏綱之際每
年毎被成為赤幡御休処被仰

付御目見申上候越前長命仕リ
九十九被成候時輝宗様御代

達御耳
植宗公江も御目見申上候者相

出可申由被仰付御前へ被召出長
命仕依而何分前々思召之旨御

意之上髮毛無之候間法躰仕

寿命と改可申旨仰出され□

□割寿命ニ被成候

家美 越前子息
越後

上杉景勝公御領之節山
支配仕候

英寿 越後子新左衛門
後改越前

白石御手入石川大和守昭光公へ
御領被成候処昭光公角田へ

御移り亘理より景綱公白石江
被移成実公亘理御拝領

当所は景綱公御領分被成候慶
長九年夏政宗公御川狩被為成

際伊達境御領見被遊候ニ付御
境之儀御尋ニ被遊候付□人可相召

出白石へ出役先祖より山支配仕候
に付テ父越後病氣に付新左衛門

罷出委細申上赤幡前川江直々被
為召出其晚御旅館江被召出

其方若輩者にて古人とは何代
計居る哉と御尋被遊候ニ付細川

帶刀代より八代赤幡に居住仕候
段申上候ニ付何歳罷成哉其旨

其旨御尋に付十八歳に罷成候と
申上候処継成る者に付御意被

遊て境目之山差配仕候者赤幡

除為取可申由御意内意ニ付景綱
公御前に被遊御座重て冥加成
者ニ御座らせ景綱公御礼被仰置
其後度々正宗公御狩ニ被為成ニ付
毎度御前へ御召ニ相成候

何某 実ハ純筑新左衛門子
平蔵

片倉重長公江御徒組被召出御
知行拝領仕候ニ付御鹿山御川狩之節
毎度御前へ被召出候処細川之由緒御
尋被遊候ニ付委細申上候処細川を改
可申候其方名字には重事候我等家
中にモ如何に候間赤幡と名乗可申候
軽き在名ニハ候得共在名を名乗候儀
ハ不軽事候間名字改候逆残念に存間
敷候又細川ヲ名乗時節モ可有之
候由重長公御直々被仰付従是赤
幡と罷成候

一仙台より御領分中御検地御役人
衆御通り被遊候節正宗公御
代赤幡被除候也御直々被
仰出義申達候ニ付御竿被相除
赤井幡分除屋敷与被成下尤モ白
石江も御首尾被成置せられ仰
渡候

何某 平蔵ノ子
平内

父平蔵代正宗公之御意
通り除屋敷ニ被成候ニ付居久
根山通自由仕棟木等共従
仙台に無御構白石より御知行
拝領仕り乍然竹藪御不自由
ニ付所々御改被成候付手前囲共
内竹有候得共除被下置候屋敷
ニ付御帳ニも相入不申御構無之
成置候自分右竹藪ハ御上申度
由之品奉願白石御竹藪に
被成候事

何某 平四郎
平吉後改平内
是迄細川越前より九代目にて

十代目

赤井畑新左衛門
先に三代目右新左衛門之時に
寛文元年春出火居家
焼失之砌御墨印并御書
立等焼失仕り蒙御咎を御改
易被仰付候由申伝に御座候

十一代

赤井畑直衛
嘉永元年十月廿五日先年より
所持之木材場三千式百五拾坪
頂戴仕候

安政五年正月廿八日悴利吉
儀家業炮術出精稽古之為
御料理列ニ被成下

御軍用并ニ練兵方ニ限り御近
習鉄炮組へ被相加劔徳流捕
手稽古免許を得たり

十二代目

赤井畑利吉
片倉家御近習鉄炮組として
文久弍年御上洛之砌上京
帰途病魔之為死亡す

十三代目

赤井畑栄治
先代利吉死亡ニ
依り相続する者なり
大熊高橋家より養子として迎
当家を相続被致妻女ハ当村
斎藤貞五郎氏之長女なりさよ云ふ

十四代目

赤井畑柳之助
十二代利吉長男文久二年七月一日生妻は
刈田郡越河村五賀熊谷彦三郎ノ長
女つる入嫁せり

赤井畑家代数書上

一 御知行高三百三拾九文

上小原村住居

赤井畑直衛

書上

初代

細川越前

右越前儀数代上小原村赤井

畑ニ住居罷在候処慶長五

年五月白石

御陳之砌御味方仕其後

同九年夏

貞山様小原川江被為入

御川狩ニ其節伊達郡御境

筋之儀委敷存居候者被

遊

御尋度旨被

仰出御吟味ニ罷成右越前儀

委曲心得居候ニ付

傑山様御前江茂被

召出御境筋被遊

御覽委敷申上右御案内被

仰付候由申伝ニ御座候御知行高

之義者壹貫拾八文之所被

下置頂戴仕候由申伝ニ御座候

一戸沢口并東沢閑道口御締リ

被 仰付罷在申候

二代目

赤井畑越後

右越後儀

一 法様御代御奉公之義

者御徒ニ被

召仕候由申伝ニ御座候

一 法様小原川江被遊

御出候砌毎度被為

入 御前江被召出細川苗跡之

儀被遊 御尋右由緒之義

申上候由ニ御座候所

御懇之 御意被成下

思召を以細川を改在名を以

赤井畑と苗字ニ仕候様被

仰付奉思召右苗字ニ相改候由

申伝ニ御座候

三代目

赤井畑新左衛門

右新左衛門儀寛文元年之

春出火仕居家焼失之砌

御墨印并御書立等焼失仕

蒙 御答ヲ御改易被

仰付候由申伝ニ御座候

四代目

赤井畑平蔵

寛文元年春父新左衛門義

不屈有之蒙 御答を候後

御知行三ヶ壱ヲ以御不断組ニ

被 召出三百三拾九文之所

被下置同年八月朔日御日附

を以 御下書被下置赤井

畑閑道口御締リ被

仰付置相勤罷在申候

五代目

赤井畑平内

六代目

赤井畑平内

七代目

赤井畑平内

八代目

赤井畑平蔵

九代目

赤井畑平左衛門

平吉改

右平吉儀母病死後渴々相統

罷在申候処父平蔵義七拾

余才迄孝養を専ニ相尽し

且朝夕之喰物衣類等迄

時節相応ニ夫婦農事働

を以万事親之心ニ随ひ孝

心相尽候義品々重き仰立

を以為 御賞寛政十年

八月九日其身一生組頭列ニ

被成下候

十代目

赤井畑新左衛門

文政元年十二月廿六日寛文
 元年より戸沢御林横目被
 仰付置数代引統相勤御林
 守立数ケ度御弘山ニ相成伊達
 茂庭境迄廻番等ハ不及申ニ
 諸事無乱様御ベリ相勤組方
 外勤仕之義宜相勤候段仰立
 を以為 御賞其身一生組
 頭列ニ被成下候
 天保十五年三月廿六日先祖より
 代々上小原村閑道御ベリ被
 仰付置組並諸御用被相除
 置候所先年願之上近方諸
 御用相勤其他文化七年
 見山様江戸 御登之砌
 御供被 仰付罷登御詰中
 御賄持被 仰付相勤同九年
 又以御供登り被 仰付相勤翌
 年御迎御供登り被
 仰付速ニ引起罷登り無滞相勤
 仙台御飛脚等迄数ケ度相勤
 村居懸り加役御用も無怠相
 勤候段仰立を以為
 御賞其身一生御料理人
 列ニ被成下候
 嘉永元年十月廿五日先年より
 所持之木伐り場三千貳百
 五拾坪之所頂戴仕候義ハ先

年頭之上代三拾貫文并菱出し
 御普請方江人足百人其他屋
 敷之内竹藪式拾間ニ 四拾間
 余之場所土地共ニ献上仕候
 為 御賞居久根ニ被下置候
 御書立所持罷在申候
 十一代目
 当代
 赤井畑直衛
 安政五年正月廿八日悴利吉
 儀家業方炮術出精稽古
 為仕業外拾匁迄討方仕候ニ付
 先般御吟味之上其身一生
 御料理列ニ被成下
 御軍用并御練兵方ニ限り
 御近習御鉄炮組ニ被相加候段
 被 仰渡置候処業道上達為仕候
 茂親ニ制導行届取扱候故
 之義品々仰立を以為
 御賞父子同様身列ニ被成下候
 安政五年十一月朔日先祖より
 赤井畑口閑道御締り被
 仰付置諸御用被相除
 屋形様御参勤御下向ニ
 限り御地廻り御用被
 仰付置候処組方痛之筋を
 勘弁仕遠近共ニ 相勤居候内
 拾式ケ年以前組頭被
 仰付小組之者宜取扱其他

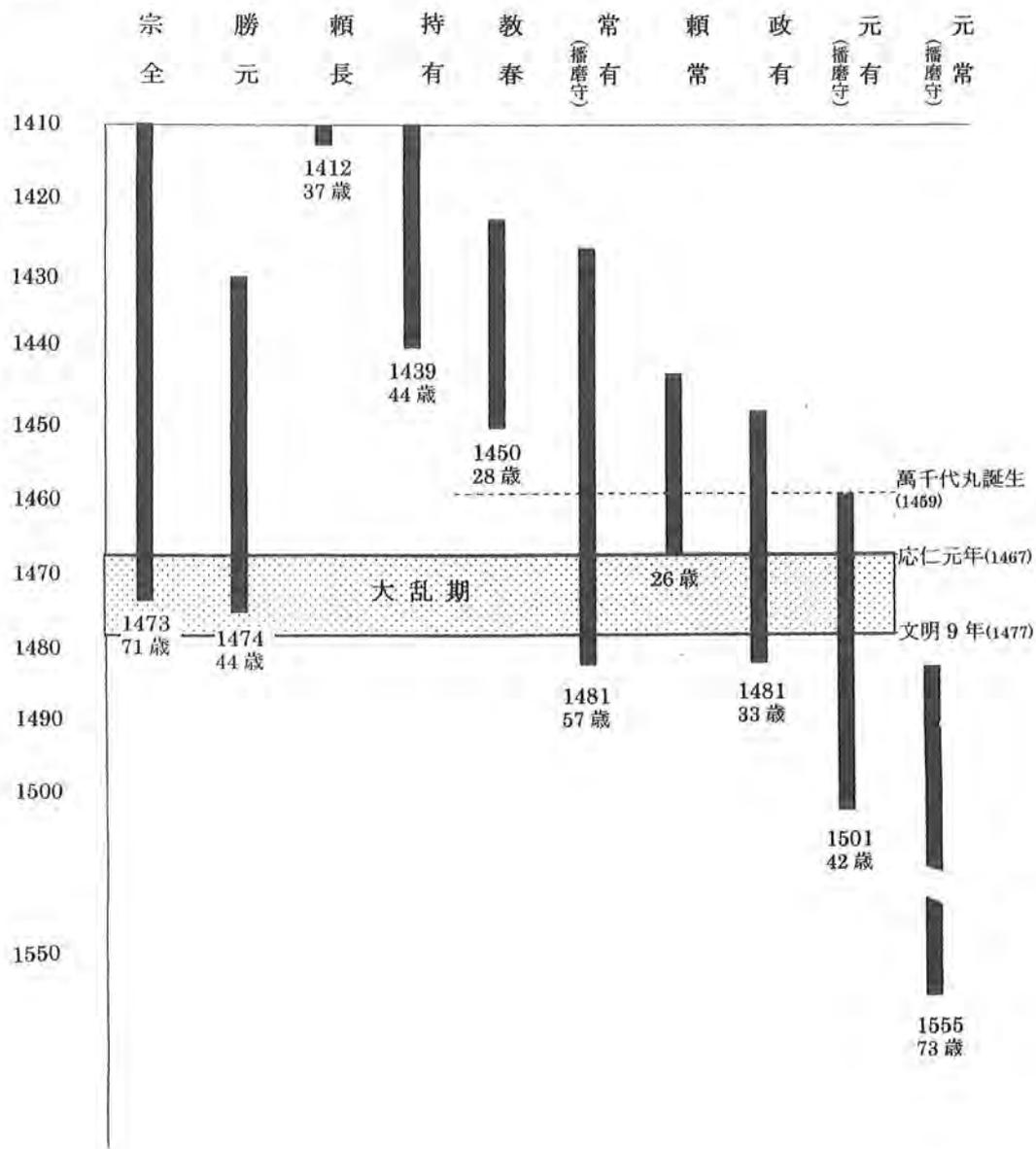
殿様御当職被為蒙
 仰を候以来御月番毎ニ交代
 相勤御将机持御供小走等度々
 相勤且家業之義ハ父子出精
 御改之右江も数ケ度罷登家業
 御覽御見分江も数ケ度罷出且
 先年御境横目大田兵弥殿
 門弟ニ相成劔徳流捕手稽古
 仕
 御覽江も罷出嘉永六年
 殿様江戸 御登り之節御
 迎御供被 仰付速ニ罷登り御
 道中万事折入相勤且戸沢御
 山林横目同町立合役被
 仰付置宜相勤其他居久根江
 植立置候口盛木ニ相成千
 本之高ニ献上仕微録之者
 馬上甲冑壹領自分ニ用意
 仕候義等品々仰立ヲ以為
 御賞永々御近習御鉄炮組ニ
 被成下候
 嫡子 利吉
 右之通書上仕候以上
 文久二年
 二月 赤井畑直衛
 右代数書上下太方立紙ニ
 認差上候様諸方江御首尾ニ

相成組頭名倉庄右衛門方江書出ス
 同人手元ニ取調差上候下

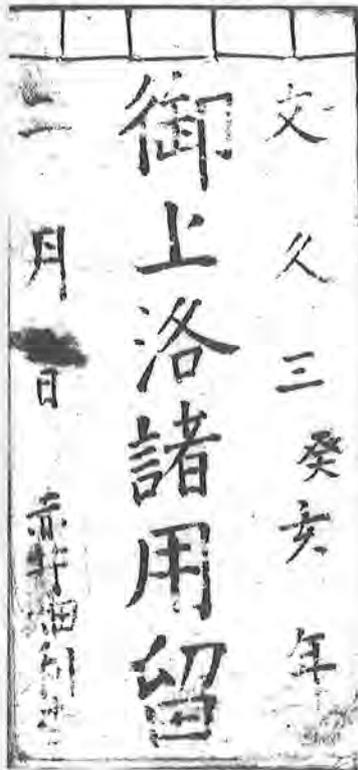
書如斯

御小性頭
 御近習御鉄炮頭兼役
 大河内忠左衛門殿
 御近習御鉄炮頭
 齊藤甚左衛門殿
 組頭
 名倉庄右衛門
 松野 勇太夫

表1 和泉守護細川家歴代の生存期間と萬千代丸の関係



御上洛諸用留



文久三癸亥年
御上洛諸用留

二月二日 赤井畑利吉
縦九cm×横十九・二cm 四ツ目綴三十三丁

文久三癸亥年、石清水行幸のために上洛し、藩主慶邦に従い、片倉家（宗景御一統）も上京した。家臣である赤井畑利吉がその節の諸所について書き記したものであり、その内容は次の七項目から成っている。

- 一、文久三癸亥年二月二日御発駕にて
屋形様御上京被遊候二付
- 二、文久三癸亥年二月二日従頂戴物覚
- 三、文久三癸亥年二月朔日仙台にて諸色調物覚
- 四、文久三年亥正月廿八日出立
仙台従京都迄草鞋覚
- 五、京都妙心寺御滞留相勤候御用控
- 六、文久三癸亥正月廿八日五つ時
家出立親族共下小原村赤坂迄
- 七、癸亥年二月八日明六つ時
より雨降同九日御滞留同夜
尚、具体的な記述の中で、
「此度屋形様御上京二付江州御領分百姓御手
伝御人数七百人赤坂町相詰・」の書下し。
「糸ち川弍り半行武佐宿ニテ江州彦根浪士六
拾人程同町二面々手館諸持仕居候見附右之様子
屋形様江上候・」などの部分は特に関心を
惹くところである。

1

- 一 文久三癸亥年二月二日
御発駕ニテ
- 一 屋形様御上京被遊候ニ付
- 一 殿様
- 一 豊七郎様御供奉被仰付候ニ付
- 一 御登り御道中御寓道筋
- 一 覺付
- 一 御国元より江戸迄日数十一日振ニテ
- 一 二月三日御起ニテ同月十四日江戸芝口三丁目御屋敷江御上着
- 一 初日明六つ時御城御上り御供一統
- 一 松木番所控ル四つ時御供揃ニテ御起
- 一 御先礼ニテ安房様御立寄御直カ々
- 一 御立五軒茶屋御小休長町出口ニテ
- 一 御鷹野有岩沼御昼大川原
- 一 御寓脇御本陣阿部屋丹治
- 一 殿様并御供一統泊り
- 一 同四日明半時御立宮町蓮蔵寺
- 一 前ニテ御小休白石御昼

2

- 一 越河出口ニテ御小休藤田尻滝川ニテ
- 一 南部公姫君御行合殿様御下
- 一 乘実者姫君御事者水戸様より
- 一 御入被成候ニ付
- 一 屋形様御姫君ノ御姉様也
- 一 桑折町御寓脇御本陣

一 大和屋彦太郎下宿結城屋

清右衛門

一 同五日明六つ時御立瀬ノ上御

小休福嶋出口川端江御小休八丁

ノ目御昼本宮御寓北御本陣

杉原与惣右衛門下宿泉屋勘

四郎

一 同六日明六時御立郡山御昼

矢吹御寓脇御本陣古川屋

十七吉下宿藤屋七郎右衛門

一 同七日明六時御立白川御昼

境明神ニテ御小休芦野御寓

脇本陣龜屋治右衛門下宿

3

御供一統殿様御同宿

一 同八日曉七つ時御立鍋掛御昼喜連

川御寓脇御本陣高砂屋彦

衛一統同宿同日明半頃より大雨

降翌九日御滞留喜連

川出口川橋落阿久津川鬼怒川

往来留九日夜雪式寸程降

一 十日明半時御立阿久津町江

五つ半時御出九つ半頃迄御小休

両川共ニ船渡ニテ相越候白沢御

昼宇都宮御寓脇御本陣

石塚屋治郎兵衛下宿谷茂登

屋惣兵衛

一 同十一日明六つ時御立石橋御昼

小山御寓脇御本陣角屋作蔵

下宿天野屋浅右衛門

一 十二日古河御昼古河町半里

程行御手前之行列

屋形様御覽被遊候

4

栗橋房川御関所川渡し御関

所前河原江御先道具備立控ル

栗橋御小休幸手御寓

脇御本陣荒川屋祐右衛門

下宿着屋仲兵衛

一 十三日明六時御立越ヶ谷御

昼千住御寓脇御本陣

▲中田柳助下宿丸屋安右衛門

一 同十四日明半時御出立シユ千住

より御行列ニテ九つ時芝口三丁

目御上屋敷江御上着

▲此節片平与右衛門義米竹和助出迎

一 十五日より三日御滞留同十八日

江戸御屋敷御発駕ニテ中仙

道日数十五日振ニテ御上京被遊候

一 十八日朝五つ時御起板橋御昼

浦和御寓七つ時頃御着脇御

本陣今福屋平兵衛下宿

升屋治右衛門

5

- 一同十九日明六時御立桶川御昼
- 熊谷御寓七つ時刻着脇御
- 本陣石川藤四郎下宿中屋
- 良助右鴻巣より熊谷四里八丁
- 程有式里行土手十五程行寅
- 方ニ当武州忍城見る城主
- 松平下総守此土手ニ平井権
- 八郎絹壳弥市切害場所有
- 権八地藏とて堂有熊谷町
- 中左蓮生寺熊谷三悪有
- 一同廿日明六時御立深谷御昼
- 此所ニ園部六弥右衛門鑑塚有深
- 谷二り行本庄賀奈川ト水
- 無し川有勅使川原ト申武州上
- 州境本庄より新町烏川船渡
- 倉賀野御寓須賀喜太郎
- 下宿裏丁清右衛門

桑欄外 深谷より一り行安部撰津守

二万二百五十石

- 一同廿一日明六ツ時御立高崎江一り半
- 此所左城有城主松平右京亮
- 八万石板鼻御昼同所より三十

6

- 丁行安中板倉主計氏三万石二り
- 八丁行松坂御関所横川ト申
- 坂元御寓脇御本陣金谷三郎

右衛門下宿八卷屋与四郎

- 一 廿二日明六ツ時御立坂元より輕沢
- 之間笛吹峠ト申坂元より十八丁登り
- 上式り程段々上ル熊野三社有神
- 主三拾軒余有此所上州信州
- 境安中領ト信州は御代官様
- 輕沢御昼此所ニ浅間山見多る

廿三日

屋形様追分御寓

殿様は一り半先大田井御寓

本陣和田又左衛門同宿ニ朝雨降

一 廿三日八幡御昼長久保

御寓脇御本陣竹野内善右衛門

下宿長安寺

一 廿四日和田御昼此所ニ和田義盛

城有和田峠立塚茶屋御小休

7

三時計此時尾張公御上京御

直々江戸御留主居ト下 京都ニ上被被

蒙仰候付ト御下向尾張様

一 御先御道具黒羅紗袋入

御鉄炮式拾挺但し玉め五匁位

一 黒羅紗袋入鎗式拾本但シ

青貝柄

一 御弓拾張惣押杵市兵衛

大納言様御行列

一 持筒五挺もよき羅紗袋入

一 御手鎗并对御道具五本

一 御引馬五疋

一 御籠脇三拾人余

一 御立弓三張

一家老石川佐渡守

一 御持筒式挺

一 御立弓壹張

8

一 人数拾五人餘惣御人数外千人程

一 屋形様御先御道具一字

御備立相成候御手前御人数

も備立申候下諏訪御寓脇

御本陣大久保要四郎下宿

吉野屋仙左衛門

一 廿五日明六時御出元山御昼

元山より前ニ塩尻峠ト申此所ニ

駿河富士見る塩尻より三丁程

行指受原ト申横壱り長

キ式り程有此次ニ戰場申

所有今井四郎兼平屋敷所有

此所檜木改番所有

元山より三里半行ならい此所ニ

木曾川掛橋有

野原御寓脇御本陣白木

屋惣右衛門下同夜雪降

一 廿六日上松御昼今井

9

- 兼平城山見ゆる福島入口ニ御
- 関所有左御関所尾州公御
- 領也御家中山村甚兵衛高
- 七千五百石野尻御寓脇本
- 陣妙覚寺下宿富字屋鍋吉
- 一廿七日馬込御昼大井御寓
- 脇御本陣高木屋善右衛門下宿
- 長竹屋竹治郎大井より十六七丁行
- 左山ニ西行墓有
- 一廿八日大久手御昼大久手より
- 三嶽三り猿落申難所也
- 屋形様御嶽御寓御嶽より
- 拾二三丁程前橋有右の方ニ
- 一泉式部廟所寛仁三己未年
- より元文五年迄七百式十壹年程
- 御嶽より壱り五丁先伏
- 見御寓脇御本陣岡田屋与
- 兵衛下宿佐野又市

10

- 一廿九日明六ツ時御立大田御昼
- 屋形様川渡御寓川渡より
- 殿様一り六丁先
- 御影寺脇御本陣山本
- 右兵衛下宿信濃屋喜三郎
- 右伏見より半道計行道五
- 丁程南方

在原黄門行平卿之墳

三重台ニテ五尺余碑也

杜也仁寿年今到寛保

三癸亥年凡九百餘年

顔戸村念仏講中建之 出口川有

一同晦日明六ツ時御立御影寺より△

赤坂式り八丁右宿江此度

屋形様御上京ニ付江州御

領分百性御手伝御人足七百人

赤坂町相詰其外ニ三月朔日

急立川江出迎百人餘此内

御手前五六拾人程御備

11

被下候江州村々附

一神崎郡蒲生郡 但し兩郡 南西方渡

一野洲郡

一西往来村

一宮毛村

一橋元村

一鷹飼村

一古保志塚村

一小今村

一今堀村

一篠原村

一友定村

一嶋野村

一上羽田村

一蛇溝村

一中野村

一今在家村

一金谷村 一内野村

一林村一カ 一四ヶ村

上中下以上

12

メ式拾壹ヶ村

江州御代官高橋惣助

一此内式ヶ村道中筋ニ御通り

相成申候 ▲助 大肝入 久保源左衛門

一右御知行所御百姓式拾

壹ヶ村内赤坂迄七百人

罷出京都迄日数四日間

赤坂より京都迄式拾七り

程御座候赤坂より壱り

拾式丁行樽井宿間

一源義朝公墓有関ヶ原御

昼此所関原ト申戦場有

同所首実検場有一南北三丁

程有首塚碑書有是より東方

養老瀧有△右川端より拾五丁

程行道南方ニ濃州大垣

城見る城主戸田采女正高

拾万石

関ヶ原今津間常盤御前

13

- 墓有
- 鳥井元御寓右より八丁先
- 屋形様小野村藤助ト
- 申所江殿様御寓下宿庄助
- 一過ル二月廿八日樽井町より五丁
- 行伊井掃部頭殿閉門御免ニ
- 相成直々同晦日御家老
- 一木俣土佐此度
- 一將軍様御上落_マ付
- あめりか御固メ等被仰付
- 急江戸御登り
- 一鉄炮五挺
- 一弓壱張
- 一御並道具式本
- 一御手鎗壱本
- 一引馬三疋
- 一御箆切棒
- 一諸士手槍具足者多シ樽井

14

- 一関ヶ原間ニテ
- 一殿様御行列ニテ御通被
- 成候
- 一三月朔日明半時衛守川御昼
- ゑち川式り半行武佐宿ニテ
- 江州彦根浪士六拾人程同
- 町ニ面々手鎗諸持仕居候見

13

- 附右之様子
- 屋形様江上候処同町頭へ
- 御控被遊候猶又
- 殿様へも直々御注進ニ相
- 成町より拾五丁程茶屋
- 老軒有所ニ御控相成御
- 供一字御控相成尚
- 屋形様惣御供道具
- 并相被戻御備立相成候事
- 其後段々様子聞候ニ三十
- 五石十五石被揚召百性共願

15

- 一之筋相知レ早々御立相
- 成候一時程御小休右同時中
- 房齋寺_江
- 屋形様御控相成候
- 守山御寓脇御本陣
- 小野山小左衛門下宿片
- 田屋庭十郎
- 一三月二日明六ツ時御立同日朝より
- 雨降草津より一り程行
- 一小笠原大膳太夫殿行合
- 鉄炮四十挺程
- 一諸士面手鎗持老人宛
- 召連御人数三百五拾人程
- 一次越後高田

16

- 一柳原式部小輔殿御行合
- 一袋入鉄炮式拾挺
- 一無袋鉄炮三拾挺
- 一諸士面々者手鎗炮持老人
- 宛召連
- 一御箆脇五拾人程
- 惣御人数三百七拾人程
- 一大津御昼七ツ下刻
- 京都三条通より下立売通
- 洛外妙心寺申所江御着
- 一屋形様右寺内蟠桃寺
- 一殿様東海院ト申所
- 御供一統同院住居仕候
- 一右妙心寺申は寺中八拾
- 四軒有禪宗日本惣
- 本山寺内八丁四角
- 一三月三日
- 一屋形様御廻勤左之通
- 御三所_江罷出候

17

- 一近衛様
- 一一一条関白様
- 一鷹司様
- 一將軍様二月十三日東武
- 御出行ニテ三月四日二条御城へ

御入着罷成申候

一 屋形様御参内は三月五日

真御装束ニテ御供一統

烏帽子直垂装束式百人

程

一 御道具は黒鳥毛対御鎧

御中道具ニテ御手鎧御長

柄計

翌六日

一 殿様

一 近衛様江

18

一 屋形様

一 御参内御首尾能御濟御

礼罷出ル

一 殿様御道具者御手鎧

御長柄ニ掛七箇

三月七日

一 將軍様御参内ニ付

一 屋形様供奉被被蒙マ

仰候真御装束御供一統

烏帽子直垂御人数百五

拾人程

一 將軍様御輿一橋様

御先立水戸様御跡

右御両家御輿真先京

都諸司代牧野備前守

騎馬供一統御并御上下取合

惣御人数式千人余

19

同八日

一 屋形様二条御城へ昨日

一 將軍様

一 御参内御首尾能御濟

御機嫌窺罷出

一 豊七郎様二月廿五日江戸

御発駕ニテ中仙道御登り

日数十五日振ニテ三月九日

京都妙心寺内東海院ニ

御着御直々

一 屋形様へ御機嫌伺被

仰上候其御供者

供頭

一 大畑市郎左衛門

一 橋元韮六良

一 堤勇右衛門

一 膳番斎藤新兵衛

一 高橋雲寿

一只野巳之助

20

一 屋形様三月九日御上下ニテ

一 廣幡大納言様江御入被

遊候

同月十一日

一 屋形様曉八ツ時御供揃ニテ

二 条御城江被為入候

一 同日

一 將軍様御騎馬ニテ

一 御参内御直々

一 禁裏様

加茂両社江御幸ニ付

一 將軍様

一 屋形様

供奉御警衛
御固メ前日加茂江
鎗百十本鉄炮百
挺相詰ル

一 水戸様

一 橋様

外御在京御大名一字供奉

21

一 屋形様同十二日昨日御礼ニ

一 近衛様被為入候

一 屋形様同十三日

一 妙心寺本坊被為入并

境内御覽被遊候

同十四日

一 屋形様

一 鷹司様江被為呼御出

同十五日

一 鷹司様江被為呼

一 殿様御出被成候

御菓子頂戴御直々

一 近衛様被為入御菓

子御文庫入御頂戴

一 近衛様御出御伺

立田清右衛門
齋藤直三郎

御供相勤候

22

三月廿日御暇 御参内

一 屋形様烏帽子直垂

一 殿様御供ニて御同様之

御参内 齋藤直三郎 丹野弘太
御供仕候

同廿一日

一 近衛様江昨日御礼ニ

一 殿様御出被成候 立田清右衛門

小室吉之助御供

同廿二日

一 屋形様

一 近衛様

一 鷹司様

右御三方江被為入御直々

御参内

同廿三日

一 屋形様二条御城江被為入

御直々

一 近衛様江被為入候

23

同廿四日

一 屋形様

一 鷹司様

一 近衛様右御両家被為入

同月廿五日

一 屋形様京都御発駕ニて

御下向明半御出守山御

寓

一 殿様京都御警衛御

勤番

一 御所より御名指ヲ 被仰付

屋形様御跡罷成申候

四月六日迄妙心寺内東海

院ニ罷成居是從仙台

御留主居御屋敷中長者

町江御引移り罷成御供

御屋敷御長屋ニ住居罷

24

有申候

一 屋形様御下り節江州御領御百

性三百人廿日より相詰候御当

日大津迄御迎ニ百人罷出候

一 猶又江州御領内御百姓共

御賄方江式拾余人相詰

御賄米并三噌菜燒木

府団等ニ至迄不自由無之

様ニ御間合候外馬喰ニ迄

万端御滞り無之様去年

十月より普請等仕候翌

年三月二日より御用立罷成

申候

一 御賄一日三度宛頂戴朝

昼一汁一菜夜者菜計

妙心寺御滞留計中長

者御屋敷ニて者一日兩

度加々汁計分抜同様

一 五月十八日

一 將軍様

25

一 御参内六月三日

一 將軍様真御装束ニて

一 御参内

一 六月七日夜四ツ時御着

一 古内右近之介殿対箱対鎗

一 惣御人数六拾人余鉄炮五丁

26

文久三癸亥二月二日從

一屋形様 御兩君從

一殿様

一頂戴物覺

一御国元より江戸日数十一日

振昼取料日二百文宛

御割合ヲ以老貫百文

一川内御屋敷ニおゐて頂戴

一中御道中御祝義百文

頂戴喜蓮川御滞留

節五拾文頂戴

一江戸御屋敷御滞留

三日百五拾文頂戴

一二月十七日江戸より京都迄

御道中十五日振昼取

一老貫五百文頂く

27

二月九日喜蓮川御滞留節

一屋形様從御払草鞋

四足頂戴

二月廿四日右同様にて草鞋老

足頂戴

一三月十五日ちまき式つ

頂戴同月廿八日

一餅式つ頂戴

三月二日より四月朔日ニ妙

心寺滞留中菜代

一金老切老朱ト代六拾七文

頂戴内老貫文者廿日迄

昼遣日ニ五拾文宛御割合

残老貫六十七文者老ケ

月ニ式切三百文御割合ヲ

以被下置候

28

一四月廿九日四月分御

手当式切ト二百文

頂戴仕候齋藤直三郎

頼受取

一五月七日御徒士御近習御鉄

炮頭組御供一統刀脇指銘書

上仕五月廿五日

一御知行高書上仕候同日

一暑氣薬頂戴仕候

五月廿六日

一金三切也右者御下り方支度

金頂戴右同日月ニ御渡

一金式切三百文右合五切三百文

立田清右衛門方より頂戴仕候

同月廿七日

一御国元より被登候鮎老入付老疋

ツゝ頂戴重役者式疋宛

29

一文久三年癸亥二月朔日

仙台にて諸色調物覺

一式百文雨柄袋

一式百四拾文鳴切式尺五寸

一式百八拾文合羽

一五拾文髮結道具

一百五拾文網袋

一式百文足袋百文打粉

江戸にて調物

一式百柄袋

一式百八拾文鍔皮

一式百文根付江州赤坂にて

一三百五拾文前合羽

一麻老反金老分式朱

是迄四貫六百五拾文

30

一二月八日大田原より佐山迄

馬賃錢百六拾文

一三月朔日高宮より守山

迄此間八里半篋代

一六百八拾文

式口八百四拾文

惣五貫五百九拾文

京都にて調物

一式百文下緒老本

三月七日

- 一 三百三拾六文白川殿江参
- 一 式百五拾文盃三ツ組
- 一 百文案内雇代
- 一 壹朱酒肴与五右衛門見舞
- 一 百七拾文針
- 一 百拾六文中慶壹本

31

- 一 百文紙絵図
- 三月十三日
- 一 九百七拾式文扇三拾四本
- 同月十五日
- 一 壹分壹朱ト百式拾八文
- 腰四本
- 一 五拾漆五拾文紙
- 一 帳面百文
- 一 百式拾八文愛宕山参十八日
- 一 拾七文ぢや志
- 一 壹分式朱鮫壹枚
- 右七貫五百十七文也
- 四月十九日調也
- 一 四百五拾文皮草鞋壹足
- 一 八拾五文唄本壹冊
- 一 式百八拾文羽織緒壹本

32

同月十三日

- 一 金壹分式朱羽織
- 一 善神拭物三朱
- 一 壹朱小柄壹本
- 一 七百三拾文印形四拾文
- 肉入
- 一 式百三拾文木曾道記
- 一 六拾式文絵図
- 廿五日
- 一 壹分代 百文紫腰帶
- 一 今熊社御位吉田殿
- 金壹歩ト代式百文
- 一 三朱ト代式拾九文
- 麻下着
- 一 六百元風呂敷壹枚

33

- 一 式百七拾四巾着壹ツ
- 一 百五拾文傘
- 一 九拾文油紙
- 一 六拾文風呂敷
- 一 百四拾文紙ト帳
- 是迄惣ノ式拾式貫九百
- 七拾文金直し拾四切ト代
- 五百七拾文也
- 五月五日改勘定済十日
- 一 六百五拾文雲上ト記御幸記

34

- 同月十六
- 一 壹分壹朱羽織緒式拾本
- 一 式朱盃式拾式百文六ツ
- 一 式朱綿切式尺
- 同月十九日
- 一 衣入金壹分式百文ふくよ迄
- 一金式朱半襟拾枚
- 一 六百元印判
- 一 五百文巾着式ツ
- 一 百文金入
- 一 五月十九日 残物着四月廿三日出
- 一 百六拾文京都軒数書代
- 一 百文藩図
- 一 百文紙
- 五月五日より晦日迄調物
- 七切百四拾文
- 六月三日調物

35

- 一金壹分式朱風呂敷拾五枚
- 一四百五拾文草煙入式つ
- 一三朱式百七拾式文腰帶
- 一式百文扇子壹本
- 一式百三拾文ふさ式本

六月五日

- 一壹朱也扇子五本
- 一式百文絵図式枚
- 一八拾文油紙壹枚
- 一一百式拾七文組頭土産料
- 一八拾文糸
- 一五拾三糸

36

文久三年亥正月廿八日出立
一仙台從京都迄草鞋

覚

二月二日

- 一式拾五文草鞋壹足
- 一三日拾五文右同断
- 一五日三拾五文右同断
- 一七日百文右同断三足
- 一八日三拾六文右同断式足
- 一九日喜蓮川ニ右同断四足
- 一屋形様御払
- 一十三日六拾四文右同断式足

式百七拾四文

仙台より江戸迄

- 一江戸より京都迄
- 一十九日六拾四文右同断式足
- 一廿日六拾四文右同断式足

37

- 一廿二日七拾式文草鞋式足
- 一廿四日屋形様御払壹足
- 一廿六日五拾六文同式足
- 一廿九日六拾八文同三足
- 三月二日
- 一一百文同断三足

四百六拾式文
式口ノ七百三拾六文

私内より三拾足

一京都にて草鞋三足五拾壹文
一草履四足百文

一五月五日調

五月廿四日

- 一式拾式文草鞋
- 一六月朔日式足三拾二文
- 一三日拾八文調
- 一拾八文草鞋壹足

38

京都妙心寺御滞留相
勤候御用控

三月十日

一殿様御殿御上り

- 一御挑灯上ル 赤井畑利吉 小室吉之助
- 同月十三日
- 一豊七郎様 右同断
- 同月十九日
- 一殿様御上り御供相勤

同月廿四日

- 一殿様御挑灯上る
- 一四月五日中午長者御屋敷
- 一御障子張
- 一殿様四月六日長者
- 御留主居御屋敷へ妙心寺より御移候

一四月十日

御廣間勤番

39

- 一四月廿四日
- 一御廣間当番
- 五月九日
- 一御廣間当番
- 同月廿一日
- 一下立賣御門夜番

一廿二日昼より暮六ツ迄同廿三日朝より昼迄日夜番廿四日朝迄廿五日一日廿六日昼より暮迄廿七日朝より昼迄暮六ツ

より翌朝迄同昼より暮迄廿九日朝
より昼迄同日暮六つより翌朝迄
六月二日朝より昼迄暮より翌朝迄
同月四日朝より昼迄五日夜番
六日昼より暮迄七日朝より昼迄同夜番
九日朝より昼迄暮六つより十日朝迄

40

一文久三 癸 正月廿八日五つ時
亥
家出立親族共下小原村
赤坂迄見送り同夜白石番
丁服部圓六殿所江泊り
翌廿九日朝五つ時
一大河内忠左衛門殿御宅江
組一統相詰右且方様より
一式礼にて御酒頂戴直々
出立其節御徒組頭
山家市太夫小室甚七木村
嘉八郎御近習御鉄炮頭
組頭名倉庄右衛門松野
勇太夫宮町迄送り酒吞
分行
一 刈田惣鎮守白鳥宮江
参詣其夜岩沼泊り
齋藤屋利右衛門籠_レ旅三百
文百弍文昼取

41

一 其節之同役面附

御徒組

一 立田清右衛門
一 大宮勇右衛門
一 齋藤友之助
一 小室 竹治
一 丹野 弘太
一 小室吉之助
一 高橋久五郎
一 高橋清七郎
一 寺嶋幸之助
一 沢田 唯吉
一 小室清治郎

42

御近習御鉄炮頭組

一 遠藤善治郎
一 齋藤直三郎
一 小室 休吉
一 嶋貫甚右衛門
一 赤井畑利吉
一 高橋隆右衛門
一 四月七日暮頃裏登_二而京都
着 徒士
一 佐竹榮藏

一 五月七日立_二て同月廿六日八ツ頃着
一 御膳番 石井佐平左衛門

一 御近習御鉄炮組 制野磐藏

43

一 正月廿九日
一 竹駒宮参詣
一 二月朔日増田東裏
一 多賀神社江参詣

神主伊藤備後正

一 九拾昼取長町
一 五拾文酒
一 同日八ツ時河内御屋敷着
一 七拾文酒

一 同日
一 一百三拾酒着
一 是迄七百六拾文
一 同日三御立_二て百三拾文
一 昼取
一 同日

一 七拾文昼取
一 三拾文餅
一 五日
一 百文昼取

44

一 一六拾文酒
一 同六日
一 一九拾文昼取
一 一七拾文保命酒

一三百五拾文白酒安田清右衛門

見舞五拾文酒代

同七日

一八拾壹文昼取

一貳拾文餅

一三拾六文境明神酒

同八日

一七拾六文昼取

一五拾文梨子

一百貳拾文酒兩度

同九日 喜蓮川御滯留

一百文酒

一百茶菓子

45

同十日

一五拾四文昼取

一四拾六文酒

一貳拾六文餅

同十一日

一八拾五文昼取

一六拾文酒

一百文糖

一四拾文筆

同十二日

一七拾壹文昼取

一三拾貳文餅

一四拾文酒

同十三日

一六拾貳文昼取

一四拾文酒

46

一貳拾八文梨子 三拾壹文

是惣ノ三貫 七貫中拾四

文 仙台より江戸迄 江戸御着

二月十四日

一三拾文菓子九文湯

一五拾七文肴

一貳拾貳文紙

ノ百貳拾貳文

同十五日より三日御滯留

一百六拾壹文酒代

一六拾文肴三切

同十六日

一三拾貳文髮結

一五拾文肴

愛宕参詣御城拜見

一貳百五文昼取

一貳拾四文湯

同十七日

47

一百五拾文昼取

浅草觀世音参詣

一五拾文糸

一五拾文菓子土産

一七拾文諸遣

右御滯留三日之内遣

九百七拾文

二月十八日江戸御發駕ニテ

中仙道御登り

一拾六文道中記

一八拾八文昼取

一四拾五文酒代

同十九日

一八拾文昼取

一四拾貳文酒代

同廿日

一三拾文茶代

48

一五拾七文昼取

一三拾六文酒代

三分四百拾文

同廿一日

一七拾六文昼取

一六拾文餅

同廿二日

一七拾文昼取

一三拾貳文酒代

同廿三日

一七拾文昼取

同廿四日

- 一 五拾四文昼取
- 同廿五日
- 一 六拾六文昼取
- 一 拾五文餅
- 一 七拾貳文酒代
- 〆 五百貳拾文

49

- 二月廿六日
- 一 五拾貳文昼取
- 一 六拾五文餅
- 一 三拾壹文酒代
- 〆 百四拾文
- 廿七日
- 一 五拾文昼取
- 一 貳拾四文酒代
- 一 拾六文紙
- 同廿八日
- 一 五拾茶代
- 一 三拾貳文髮結
- 一 六拾四文昼取
- 一 五拾三文酒代
- 〆 三百貳文
- 同廿九日
- 一 五拾五文昼取
- 一 三拾五文酒代

50

- 同晦日
- 一 五拾四文昼取
- 一 四拾貳文養老酒
- 一 十三文燒酒
- 三月朔日
- 一 七拾文昼取
- 一 三拾貳文髮代
- 一 五拾文餅
- 一 五拾八文酒
- 〆 四百貳拾五文
- 同二日
- 一 七拾五文昼取
- 一 三拾三文餅
- 一 貳拾文菓子
- 百三拾貳文
- 江戸より京都迄貳貫九百拾七文

51

- 一 京都御滞留中諸色覚
- 三月三日
- 一 五拾七文酒代
- 四日
- 一 百六拾四文昼取
- 一 百文糖
- 一 百文酒代四拾五文
- 〆 四百八拾二文

同五日

- 一 三拾貳文髮結代
- 一 七拾六文酒代
- 〆 百拾貳文
- 同六日
- 一 百五拾四文酒代
- 一 拾八文紙
- 〆 百七拾貳文
- 同七日見物
- 一 貳百六文昼取

52

- 一 百四拾貳文酒代
- 一 七拾貳文案内履代
- 一 貳拾八文扇壺_〆壺本
- 〆 四百七拾文
- 同八日
- 一 七拾六文酒代
- 一 三拾貳文髮結
- 一 九文湯
- 〆 百貳拾壹文
- 同九日
- 一 百五拾文酒代
- 十日
- 一 五拾七文酒九文湯
- 同十一日
- 一 六拾文酒代

同十二日
一七拾六文酒湯九文
一五拾文洗物
 〆 四百式拾五文
同十三日

53

一百三拾式文昼取見物
一六拾四文酒代
一七拾三文菓子
 〆 貳百七拾七文
同十四日

一三拾三文湯
一貳拾三文志やうが
一貳百文酒代

 〆 貳百五拾六文
十五日
一百貳拾文昼取見物
一百五拾文酒代
 〆 貳百七拾文
同十六日

一貳拾文竹筍
一百貳拾文肴
 〆 百四拾文

54

同十七日
一七拾壹酒代

一五拾文竹筍
一七拾文紙

 〆 百九拾壹文
同十八日

一六拾八文酒代
一三拾式文髮結代

同十九 愛宕參詣
一貳百五拾昼取共ニ
一貳拾文

 〆 三百七拾文
同廿日

一三拾文紙
一四拾六文酒代

同廿一日
一七拾文肴

一拾六文紙
 〆 百六拾四文

55

三月廿二日
一九拾文酒代

一九文湯
同廿三日

一貳拾六文竹筍
 〆 百貳拾八文
同廿四日

一百文肴
一三拾壹文紙

 〆 百三拾壹文

同廿五日天満宮參詣

一貳百文昼取
一貳拾四文ぞり壹足

一五拾文菓子
一百文酒代

 〆 三百七拾四文
同廿六日

一貳百三拾文酒肴 直三郎
同廿七日 兩人

一百三拾六文肴

56

一九拾文酒

同廿八日

一百九拾酒八拾文肴
三口〆七百式拾文

同廿九日
一三拾式文髮結

一七拾三文酒
一貳拾壹紙

 〆 百三拾文
四月朔日

一三百五文
二日

三月三日より惣
 〆 四百七拾文
 〆 五貫文

一七拾九文

三日

一三拾文肴

一八拾文酒代

一五百四拾壹文

同四日

一 百文昼取

一三拾八文糸

57

一 百文肴九文湯

一 拾文くわし

五日

一六拾三文酒

一三百式拾式文

同六日

一 百文酒 同七日 式拾文肴

一三拾九文酒

同八日

一 百三拾肴

同九日

一五拾三文紙

一三百三拾五文

一 同日 三拾文茶四拾五びん

つけ 一七拾五文

同十日

一 九文湯百五拾酒

一 式百三拾八文

58

一 四月朔日より同月廿九日迄

一 惣三貫式百六拾文

一 正月廿八日四月廿九日

一 拾六貫三拾九文

一 外八百八拾六文章鞋

一 調物式拾式貫九百

七拾文

一 惣一三拾九貫九百文

一 五月朔日 調也

一 金直し式拾四切代

一 壹貫百文

一 五月中遣方調式切式百文

59

一 癸亥年二月八日明六時

一 より雨降同九日御滞留同夜

一 雪式寸程降

一 同月十四日より十五日迄雨降

一 同月廿二日大田井泊り其夜雨

一 翌廿三日九時迄

一 同月廿五日夜三寸程雪降

一 翌日八時迄雨降

一 同月廿九日明六時より雨

一 降出大雨にて夜五時迄

一 三月朔日夜八時より雨降

一 同二日七時迄

一 同月四日大雨五日明半迄

60

一 五月十九日

一 一九つ下刻より雷雨暮六時迄夜

一 晴翌日朝より降

一 同月廿三日夜少々雨降翌朝迄

一 廿五日夜雨廿六八時より七時迄雷

一 雨廿八日昼八時雷雨暮迄同

一 夜七時少々降六月朔日四時より

一 九つ迄降昼より翌朝迄三日昼

一 降七日九時より六時迄雷降

一 同月九日五時より十二日迄

一 同月晦日八時より同夜七時

一 迄四月五日より七日迄

一 同月十九日降

一 五月朔日五月九日朝より降

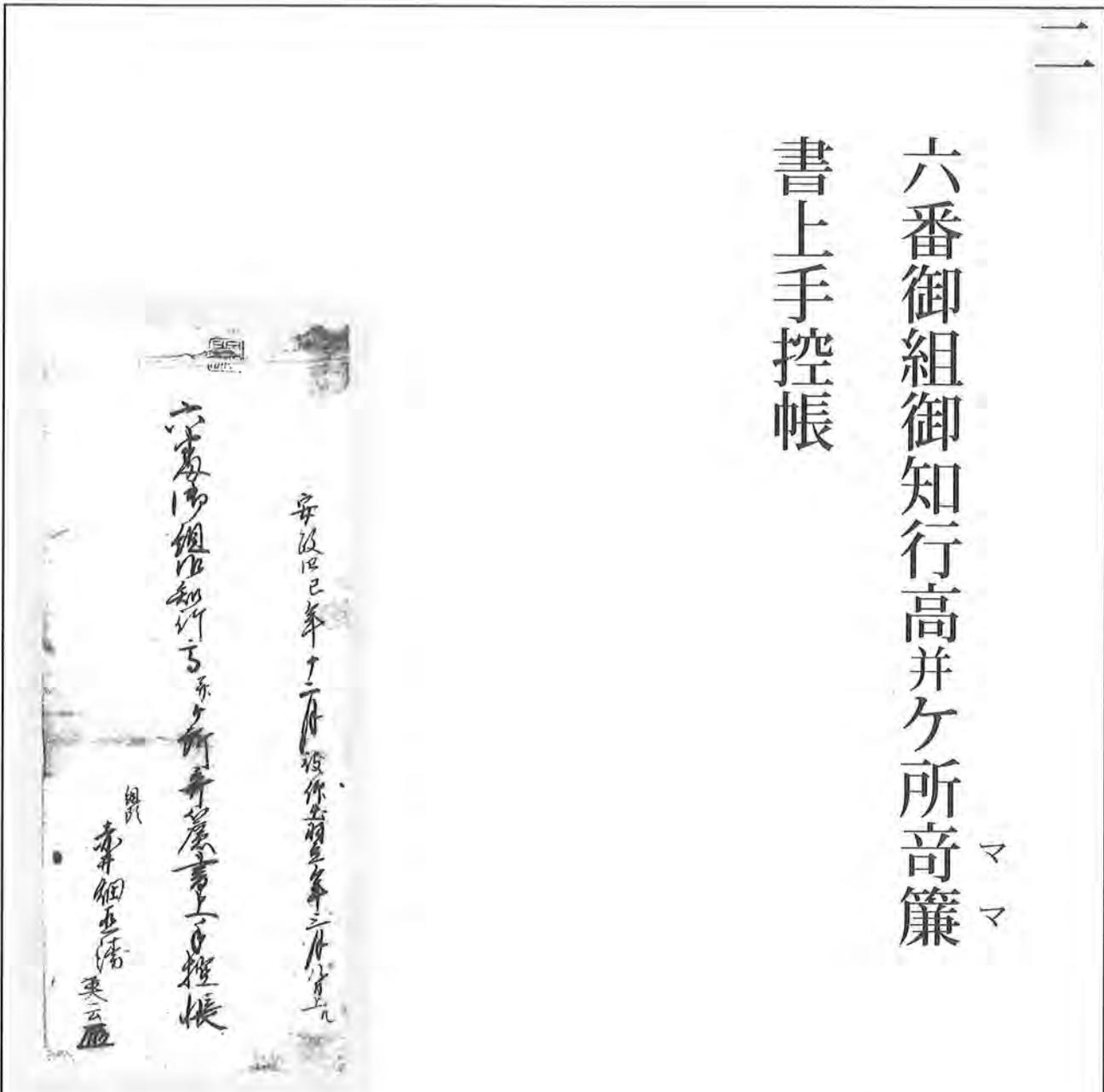
一 八時頃晴十一日九時より暮六時迄

一 同夜七時大雨十二日朝晴

一 同月十四日九時より七時迄雷雨

六番御組御知行高并ヶ所奇簾 書上手控帳

ママ



安政四巳年十二月被仰出翌年三月八日上九
六番御組御知行高并ヶ所奇簾書上手控帳

組頭 赤井畑直衛英云(花押)

縦十三cm×横三十二cm 一ツ目綴十七丁

片倉家臣団の中に「不断組」があり、その多くが各村落に居住し、屯田兵的存在であった。三〇人一組、「八手前」といって「武頭」の者を長として平素は領内の警備や雑役に任じ、戦時には動員される性格のものであった。知行は三〇〇文内外で「両刀をたばさんだ百姓」ともいふべきものであった。

本資料は六番組組頭赤井畑直衛が安政五年三月八日武頭今村半十郎へ、又、後半は五番組武頭齋藤甚十郎へ提出したそれぞれの組員の知行高とその内訳(田畑の所在地・面積)などの「書上」の控帳である。

八手前組の構成は次のようであった。

- 一番組 麓・長袋・郡山・森合・中斉川・小下倉の者(十匁鉄砲)
- 二番組 原・大網の者(四匁鉄砲)
- 三番組 八宮・深谷の者(四匁鉄砲)
- 四番組 三沢・大町・鷹巣・坂谷・鹿子の者(四匁鉄砲)
- 五番組 上小原・下戸沢の者(四匁鉄砲)
- 六番組 下小原・中目・斎川の者(四匁鉄砲)
- 七番組 沢内・宮司・向山の者(北郷弓組)
- 八番組 越河・平・五賀の者(南郷弓組)

1

表紙裏

表書之通安政四年十二月中
被仰出御領内中田畑一字ヶ所
奇簾本代共ニ書上仕候写
手控左之通

武頭

今村半之丞殿

2

御知行高

一三百三拾九文

上小原村
下戸沢町

内

屋敷前田

一田廿束茹程

七枚

萱茹場前明神丁

一同四拾五束茹程

廿五枚

同所菅田

一同拾貳束茹程

拾六枚

同所同

一同五束茹程

八枚

辰ノ口

一同八束茹程

三枚

梨木平

一同廿五束茹程

廿九枚

門口道上

一畑九拾地ホト

四枚

同道下

一同七拾地ホト

四枚

門口左

一同百八拾地ホト

四枚

豆柿丁

一同七拾地ホト

四枚

同所

一同百七拾地ホト

壹枚

3

角外

一同廿地ホト

一枚

亀梨

一同百拾地ホト

四枚

堤ノ上

一同六拾地ホト

壹枚

右之外居屋敷四方土手境先年より
御除地ニ被下置候間相調不申候以上

組頭 赤井畑直衛 印

安政五年 午二月

御知行高

一式百文

下小原村

門前

一同廿五束茹程

同所

一田廿五束茹程

一四拾五束茹程

右開発ノ場

同所

前

一畑 廿八間

廿五間

一畑 廿七間

廿三間

一畑 廿六間

組頭

一同 廿五間

小室五郎左衛門

一同 廿四間

一同 廿三間

一同 廿二間

元苗代

一同 廿一間

一同廿五束茹程

一同 廿間

前

一同 拾九間

一同

一同 拾八間

一同

一同 拾七間

一同

一同 拾六間

一同

一同 拾五間

一同

一同 拾四間

一同

一同 拾三間

一同

一同 拾二間

一同

一同 拾一間

一同

一同 拾間

一同

一同 九間

一同

一同 八間

一同

一同 七間

一同

一同 六間

一同

一同 五間

一同

一同 四間

一同

一同 三間

一同

一同 二間

一同

一同 一間

一同

二 六番御組御知行高并ヶ所奇簾書上手控帳

同所	前
一畑	一畑
五間	五間
六間	拾五間
さがり	井上
一同	一
四間	拾間
五間	拾五間
〆一字手作	四竈久七郎
同年	
同月	
同	
一貳百文	下戸沢町
内	
梨ノ木平	もみのき
一田廿束苜程	一同廿束苜程
萱苜場前	六角
一同廿束苜程	一畑百廿地ホト
同所	
一同七拾地ホト	〆
同年	齊藤長吉
同月	
同	
一貳百文	上小原村
内	
前田	矢越
一田廿束苜程	一同六拾束苜程
10	
宮ノ前	上川原
一畑代拾貳文	一同拾八文

〆一字手作	高橋与惣治
同年	
同月	
同	
一貳百五拾文	
内百五拾文之所	御扶持方ニ而頂戴
残百文	高野巢村
一田四拾束苜程	同村作子
同年	勇藏
同月	末永運太郎
同	
一貳百文	上小原村
内	
大熊前原田	屋敷裏
一田五拾束苜程	一同四拾束苜程
一畑代四文屋敷地	
〆一字手作	高橋清八郎
同年	
同月	
同	
一三百廿文	越河村
内	
鍛冶屋沢	中田
一田五拾貳束苜程	一同四拾三束苜程
11	
東前	畑代廿文
一田三拾七束苜程	一同数五枚取合

一貳百地程一字町尻り	
〆一字手作	八嶋七右衛門
同年	
同月	
同	
一貳百文	下小原村
内	
ふしき田	ひでり田
一田貳拾束苜程	一同廿束苜程
石合	川前
一同廿束苜程	一同拾束苜程
道下	
一同苗代壹斗蒔	高橋佐右衛門
〆一字手作	
同年	
同月	
同	
一貳百文	下小原村
内	
杉山	同所并尻荒地
一田拾束苜程	一同五束苜程
白沢道上	せき上白沢
一同拾束苜程	一同五拾束苜程
同所下	かに沢
一同拾束苜程	一同拾貳束苜程
赤坂たんの越	同所前
一畑壹枚	一同壹枚

12

白沢道上	三本木前
一同杓枚	一同杓枚荒地
ノ一字手作	高橋孫治
同年	
同月	
同	
一 式百文	上小原村
内	
とふてん	井尻
一 田四拾束蒞程	一同廿八束蒞程
観音前	御屋敷
一同拾束蒞程	一同五束蒞程
とふてん	御屋敷
一 畑三拾地ホト	一同八拾地ホト
さがり	居屋敷
一同廿地ホト	一同四拾地ホト
一同五拾地ホト	
ノ一字手作	高橋清右衛門
同年	
同月	
同	
一 三拾八文	上戸沢町
外ニ御金老切年々御切符頂戴	
町頭	
一 田九枚	一同四枚 桜木
一同三枚御蔵場	一同七枚 鹿野
一同三枚野人	ノ一字手作

13

同年	新妻吉之丞
同年	
同	
一 七拾老文	上戸沢町
外ニ御金老切年々御切符頂戴	
内	
一 田拾枚隅川	一同四枚 過道
一同三枚金山	一同拾五枚熊高
一 畑九枚桜木	一同式枚 舟坂
一同三枚すミ川	一同三枚 鹿野
一同七枚過道	一同四枚 野西坂
一同老枚台	一同老枚 八本平
ノ一字手作	木村小野右衛門
同年	
同月	
同	
一 式百文	シモ
内	上小原村
杉山廿式枚	山田拾老枚
一下田百廿六文	一下々田三拾式文
湯屋敷五枚	森屋敷式枚
一下々田式文	一下畑三文
赤坂前	沢前
一同三文	一同七文
沓懸上山田平	川久保川原
一同九文	一同七文

14

同所	同所
一同三文	一同老文
山田	
一下々畑七文	右水帳写
ノ一字手作	天保七年
同年	安政四年両度ニ渡ル
同月	大浦源七
同	
一 式百文	上下小原村
内	同所
川久保振前岩下	
一下田拾老間八拾九文	一同 四間 廿老文
同所	舟合川原四枚
一同 廿老間 四拾六文	一同 廿七間 廿七文
上ノ倉横丁	同所
一下畑五間老文	一同 廿間 十一文
同所	
一同 拾式間 五文	ノ水帳写
寛政三年亥十月十八日御渡り	
同年	半沢己代治
同月	
同	
一 式百文	下小原村
内	

森屋敷	川久保
一下田五拾三文	一同六拾文
三本木前	
一下畑五文	右者以前頂戴
大かき三枚	同所拾三枚
一下田六間拾壹文	一同 廿三間 廿四文
五間拾壹文	一同 四間
15	
同所三枚	同所五枚
一下田三間四文	一同 四間 拾五文
同所五枚	的場
一同 七間拾三文	一下々畑 拾間 五文
五間拾三文	拾五間 五文
水帳写安政四年己ノ十月中	兩度頂戴
同年	同所
同月	小室千作
同	
一式百文	下小原村
内はつけ後	大つき合
一下田廿間七拾三文	一上田拾八間 四拾式文
拾間七拾三文	四間半
南台	同所
一下々畑 拾式間五文	一同 七間式文
拾三間五文	同所
同所	
一同 六間半壹文	一同 五間壹文
三間半壹文	六間壹文

同所	同所道添式枚
一下畑 拾三間 六間	一同 廿六間 拾四文
なかさい	同所
一同 拾四間七文	一下々畑 八間式文
七間七文	六間式文
ふくべら南台	同所表
一同 四間壹文	一同 拾間壹文
同所	一同 三間壹文
同所	同所
一同 式間壹文	一同 八間壹文
式間壹文	一同 四間壹文
中さへ	ふくべら南台
一同 六間壹文	一同 拾四間五文
七間壹文	同所道添
同所	同所
一下畑 拾三間四文	一下々畑 拾間式文
五間四文	七間式文
同所	同所南
一中畑 九間六文	一下々畑 七間壹文
五間六文	四間壹文
16	
同所	上ノ倉
一同 三間壹文	一下畑 拾六間九文
三間壹文	八間九文
同所	
一同 拾四間九文	一同 拾四間五文
拾四間九文	拾四間五文
一字手作 天保七年申四月廿二日	水帳写

同所	同年
同持高之内	同月
一式百文	下小原村
内前	下平
一田廿束蒞程	一廿束蒞程
梅木	井尻
一同廿束蒞程	一同四拾束蒞程
本代百七拾文	
上ノ家後	梅木
一畑壹枚	一同 三枚
家後	らんとふの上
一同式枚	一同三枚荒地
本代三拾文	一字手作
同年	半沢勘四郎
同月	
同	
一五百八文	下戸沢町
内	
17	
屋敷裏	赤地藏前
一田廿束蒞程	一同式百六拾束蒞程
同所平石	屋敷裏
一同八拾束蒞程	一畑廿步程
江志川久保	赤地藏前
一同廿步程	一同五百地程

小原東ノ上

一同四百八拾地程

組頭

高橋又市

同年
同月

同

一式百文

下小原村

内

一

18

前文之通五番御組書上之

分写し左之通

武頭 齋藤甚十郎殿

19

一御知行式百文

下小原村

内百文蔵本村

一田拾五束茹程

同村作子 松蔵

一畑三百地程

同村作子 衆吉

一田三拾五束茹程

手作

組頭

齋藤五郎右衛門

安政四年
己ノ十二月廿五日

同

一式百文

下小原村

内白沢

石合

一田六束茹程

一同五束茹程

川久保河原

やけさか

一畑拾式文

一同拾七文

本代六拾四文残而百三拾六文

持高之内ニ御切手除ニ被成下候

同年
同月

大浦善左衛門

同

一式百文

鷹巢村

同村之内

同村作子

一田拾五束茹程

仲兵衛

同村堂下

同村作子

一同拾五束茹程

喜四郎

三沢村之内矢之口

同村作子

一同三拾束茹程

権兵衛

20

同村之内しく

同村作子

一畑百五拾地程

茂右衛門

同年
同月

高橋金六

同

一式百文

下小原村

内

もうぢ

沢端前

一田三拾茹

一畑廿拾地程

合百五文残九拾五文

持高之内ニ御切手除ニ被成下候

同年
同月

高橋源吉

同

一式百文

下小原村

内 佐藤沢

一田七拾束茹程

屋敷前

同年
同月

一畑百四拾地程
半沢与五右衛門

同

一三百文

下小原村

内 伊勢原

一田七拾束茹程

堂ノ上

山下

一廿束茹程

一同三拾束茹程

沓懸ヶの前

同年
同月

一同荒地三文

同

同年
同月

境野由之助

21

一式百文

下小原村

内前田

一田七拾束茹程

屋敷裏

同年
同月

一畑百地程

同

小室太郎右衛門

一式百文

下小原村

内 大なら

一田廿五束茹程

前田

同年
同月

一廿束茹程

一田廿五束茹程

一廿束茹程

一田廿五束茹程

一廿束茹程

二 六番御組御知行高并ケ所奇簾書上手控帳

地蔵畑 一畑拾文 同月	門口 一同拾文 大槻源之丞
同	宮村
一式百文	同村作子 又七
内	
同村之内井伊沖	
一田六拾束蒔程	
保原屋敷	
一畑百五拾地程	同 同人
壺枚田脇	同 同人
一同百地程	同 同人
同月	越河 同人 佐藤源内
同	
一三百文	下小原村
内	
三枚田	志たゐら
一下々田廿五文	一同五七拾歩 一同四拾三文
22	
おたゐら	山きわ
一下々田廿七歩	一同七六歩 一同拾文
小くら	同
一下田七拾八歩	一同七五歩 一同七七歩

きたはし 一同拾七歩 一同四文	同
一同七拾七歩	同 廿七歩 一同廿八文
くどれ	多の木下
一下々田七拾七歩	一同廿四歩 一同八文
くりの木下	杉木下
一下畑七拾七歩	一下々畑七六歩 壺文
豆柿下	石畑
一同五七拾四歩	一同 式七三歩 四文
あなば	落合
一下々畑三七拾歩	一同 式七拾八歩 五文
屋敷之内	らんどう
一同四七歩	一同 壺反七拾七歩 拾七文
同所	同所
一同四七歩	一同 式七拾八歩 三文
同	
式百文	下小原村

寛永廿一年八月十五日
頂戴
元禄九年三月中御改
有之候節右之通書上
半沢重左衛門

内 井戸沢迄力通り	よしかわ久保同断
一下々畑拾九間半	一同 廿間 拾文
上ノ山同断	今右衛門
一同 八間 壺文	一同 三間 五間
さるくい	よこ沢
一同 壺間	一同 六間 八間
23	
同所	同所
一同 五間 壺間	四口合廿壺文
大かき拾枚	此立代六百廿九文 円助
一下田拾間廿七文	同所五枚
同所式枚	一同 四間 七文
一同 八間 拾五文	山神拾式枚
八拾文此立代米式斗九升九合也	一同 七間 廿壺文
作子勘太郎	
大かき拾枚	
一下田拾間 五十一文此立代式斗四合也	
同 多吉	
同所三枚	同所壺枚
一同 五間 九文	一同 五間 式文

一拾七束茹五拾壹文 一畑壹反歩廿文
 合式百文
 同年 村上弥平治
 同 月
 一貳百文持高之内中ノ目村 大柳後
 一田廿束茹百文 一同廿束茹百文
 合式百文 高橋藤藏
 同年 月
 同 月
 一貳百文持高之内中ノ目村 大柳後
 一田廿束茹百文 一同廿束茹百文
 合式百文 高橋勘之助
 同年 月
 同 月
 一貳百文 中ノ目村
 八ツ森後 同所脇
 一田六拾束茹百九拾七文一畑五拾地三文
 合式百文 佐藤傳之助
 同年 月
 同 月
 一三百三文
 外ニ月々玄米壹斗つゝ頂戴

下戸沢梨木平 小倉前
 一田五拾束茹 一同貳拾束茹
 同所 中北堂ノ上
 一同五拾束茹 一廿束茹
 戸沢ひゑ田川向
 一畑壹枚
 同年 月
 同 月
 一貳百文 作子 兵治
 小日向田前中田
 一田六拾束茹
 27 高橋久米治
 同年 月
 同 月
 一貳百文 上小原村
 沢尻 内振前
 一田拾五束茹 一下畑七セ
 川前二ヶ所 原前
 一田拾五束茹 一同四拾束茹
 右本代七拾四文所
 年々御切手除ニ被成下候
 高橋榮之助
 同 月
 同年 月
 一貳百文

下戸沢町裏旧検断又六御預り地田数九枚
 上地 作子 繁藏
 一上田 拾七間七拾七文
 九間七拾七文
 赤井畑前右同人上地田数拾六枚
 一下田 廿四間 百壹文 同 同人
 拾壹間半
 小原村源八郎横帳高遜相受其身所持
 之分土橋道上 同所
 一下畑 拾四間 八文 一同九間 六文
 六間
 岡下 同所
 一下々畑 拾間 四文 一同廿間 四文
 拾間
 四口ノ立代四百五拾六文 作子 其身
 28 同 月
 同年 月
 同 月
 一貳百文 下小原村
 中北前 同あたこ下
 一田六拾束茹 一同廿束茹
 百目木 戸沢町尻
 一同三束茹 一畑壹七程
 上戸沢町頭
 一同三七程
 同年 月
 同 月
 高橋又四郎

一同百文 但し野符ニ而頂戴平場沢
 外ニ月々玄米壹斗五升ツ、頂戴
 同年 大槻九内
 同月
 一同七拾九文 上戸沢町
 ひふ田 さくらの木
 一田廿壹枚 一畑九枚
 直道 すミ川
 一同壹枚 一同貳枚
 加の
 一同三枚
 同年 古山勘四郎
 同月
 外ニ年々御切符貳切頂戴
 同 上戸沢町
 一六拾五文
 外ニ御金壹切年々御切符頂戴
 29 うばがい
 一畑貳枚 一同 四枚 桜木
 一同三枚こたは 一同 貳枚 すなぼ
 一同貳枚 廻ト 一同 五枚 水上
 一同貳枚ねば山 一田五枚 多びた
 一同三枚寺すホ 一畑五枚 叶
 鈴木忠之助
 同年
 同月
 同 上戸沢町
 一百廿文

外ニ年々御金壹切頂戴
 一畑拾枚 桜木 一同貳枚 みたば
 一同三枚 舟坂 一同六枚 下道
 一同壹枚 堂之上 一同壹枚 叶荒地
 一同貳枚 百貫同 一同三枚 壹里塚同
 下道
 一田五升代 一同壹枚 桜木
 一里塚
 一同四枚荒地 一同四枚きり木沢口
 馬上ヶ沢
 一同貳枚 同 一同五枚 稗田
 30 同 村上紋之助
 同年 同月
 同 中ノ目村
 一式百文
 内 うつき田 同所
 一田廿束蒞 一廿束蒞
 一畑百六拾地程 高橋辰四郎
 同年 同月
 同 上戸沢町
 一六拾九文
 外御金壹切年々頂戴
 一畑拾枚 桜木 一同四枚 堂下
 一同貳枚 百貫 一田廿七枚熊高

一同拾壹枚一里塚 一畑壹枚 鹿野
 一同壹枚みミ川 一同貳枚 舟坂
 同年 古山五郎助
 同月
 同 上戸澤
 一六拾貳文
 外ニ御金壹切年々頂戴
 31 同 上戸澤
 同 一六拾貳文
 内
 一畑四枚 桜木 一同壹枚 舟坂
 一同四枚 鹿野 一同五枚 屋敷裏
 荒地
 一同壹枚八本平 一田貳枚 稗田
 一同三枚 鹿野 一同五枚 三本松
 一畑貳枚 百貫 一同壹枚 ふくら下
 一同壹枚 久保 一同壹枚 おのれ沢入口
 外ニ御金壹切年々頂戴
 同年 小畑吉太郎
 同月
 安政四年已十一月中より
 一月々玄米壹斗宛 斎藤直之助
 此高之者共
 御物成 佐藤忠吉
 同断 小室民治
 高橋助惣

御上洛御用留^カ



御上洛御用留^カ

縦七・八cm×横十六・五cm二ツ目綴四十八丁

文久三癸亥年石清水行幸の節、藩主慶邦に従って宗景も家老小島久左衛門以下士卒一八五名をもって上洛した。

史料は上洛道中から供奉行列が首尾よく終わり御礼まわりやその他の動行に対する「お触れ」の詳細が書かれている。宗景は御行の先陣供奉の命を受け、自慢の活火縄鉄砲を帯して首尾よく任を果たし、その節の光景や感激を留守家中衆に伝えている。その時の手紙内容は武藤家文書「文久耳袋」に収められている。

史料の内容は

- 一、上洛道中の風儀の触れ
 - 二、御在京中の陣屋の定め
 - 三、妙心寺を借受けて陣屋、旅宿に用いる心得の触れ
 - 四、御所より名指しの当地勤番承知相通
 - 五、御所よりの御指名勤番に殿様御廻勤
 - 六、石清水御行警衛供奉行列↓行列の順序別記
 - 七、供奉行列首尾能被為相済・御礼廻勤
 - 八、鷹司様御隠居御屋敷御振舞
 - 九、三条河原の首晒し、禁裏御門警衛
 - 十、土用見舞廻勤
- 等が記されている。お触れの中身や猩々緋袋入拾叆鉄砲を先頭に配した行列全体の体を知る意味では価値の高い史料である。

1

写

此度就 御上京御道中
 定別紙相渡候間右相心得支配末々迄訖度申付候様御供之輩江不残被相通候且ッ此度之旅行別段之義ニ付面々旅宿々之風義又者人数改メ等之ため御徒目付等不時ニ被遣候義も可有之尤時刻ニ不抱安内一通ニて直々居間江も罷通候筈ニ候間此段も為心得可被相通置候事

定書左ニ

2

一 御供揃御刻限兼而
 被仰出置候通無油断
 相心得日々三度之御供触前ニ一統揃候様可仕候事
 附遅刻之者ハ御吟味之上屹度被仰付
 一 御行列立場面々相守
 御行装不相乱御警衛御
 備頭相立候様訖度可

心懸候事

一 御行列御備立者不及申ニ
 惣而御川渡し人馬継立等混雑不致様相互心ヲ用ひ私損ケ間敷所行仕間敷事

3

一 非之者諸役人共惣而同役等申合成丈御人数散乱不致様組ニ相纏非常御備ニ相成候様可心懸事
 但し病人等相出又者無
 抛不屈有之道後
 相成候得者相互助合
 其段向々へ可相届若

此品後連候者は御吟味之上訖度被仰付候事

一 御途中ニおゐて不作法之者ニ出会又は宿繼ニ而聊之落度等有之候共成丈合堪忍猥ニ掛合ケ間敷義仕間敷若し
 不得止事不屈有之候得者

4

其品具申出吟味可
 相請候事

一 御途中ハ不申及休酒

喧嘩口論又ハ高聲
 囉等惣而不作法之所
 行仕間敷候事

一 宿駅休泊等都而外人ニ
 懇意ヲ結ひ馳走又者
 贈もの等伺心又用仕間敷
 何そ無餘義筋有之
 候得者頭々へ申出指図ヲ
 可相受事

一 附り聊たり共金錢

ヲ貧り又者諸払
 不招之義在之於
 者理非ヲ不問嚴ニ

5

可及沙汰候

一 御家風ハ不及申ニ御国中之義都而外人江噂仕間敷事

附り御他家ニ誹謗等
 堅仕間敷候

一 惣而温和ヲ本とし信
 義ヲ厚心懸
 御国辱不成相様心懸
 可為專要事

御名
 但木土佐

右之條々堅可相守
之者也
御在京中御陣屋定別

6

紙相渡し候間支配末々
迄申付候様如兼而
之御供之輩江可
不被相通候事

定

一 御陣屋内外火之用心下

々迄堅可申付候事

一 喧嘩口論は不及申ニ猥ニ

集会賭之諸勝負又

者酒宴雜談等惣而

作法之所行仕間敷事

附り何事ニよらず欠

合ヶ間敷義堅仕間敷

若し不得止品有之候へ者

向々申出始末相受可

候

7

一 御用之外外人江通路

座接一切仕間敷若し

先方より申入候義在之

候又者親類か無餘義

筋有之候へ者頭々江

申出可得指図事

一 御用へ各別先者門外江

不相出様可心懸若し

不得止用事在之候へ者

其品頭々江相届昼夜ニ

不限御門帳合上出入仕

事

一 凡下御扶持人并倍卒

等は頭々又者主人

ニて合判ヲ以御門出入為仕

候事

8

一 惣而御門出入明六ツ時より

暮七ツ時の限り帰りとひ

何様之義在之候共難

指延用事之外夜

中出入一切難成候事

一 神仏江参詣御覽之

外見物買物等猥りニ出

へからず尤辻立門立

堅無用之事

附り参詣御暇の義

者御用繰次第組合

相立頭々より可相頼

も候倍卒体ニ候共

無頼も忝人立出歩

行間敷候

一 途中ニ於外人江出会

9

慮外仕間敷候萬一不

法之義仕懸候者有之

候共成丈可不堪忍其

外身持覚悟等惣而

最前被 仰出候御道中

通可相心得候事

一 右之條々堅可相守之

若し違背之挨拶有

之者殿に可被及御沙

汰者也

御名

三月

但本土佐

一 此度御在京中妙心寺

山内各院御借受

10

御陳屋并面々旅宿々江

御用立候事ニ候処根元

当座御借受ニ相成候義

尤住持居懸リ之各院

ニ候得座敷向ヲ始何分

籠末ニ不仕惣而大

切と心ヲ不用不叶義

勿論之事ニ候処猶又

御宿坊蟠桃院より別而

相談之筋も在之候間

取合左ニ申渡ス

一第一火之用心并喧嘩

口論惣而不作法之

義無之様別而被

仰出御定江被相載

置候通り弥堅可

11

申付候事

一座敷ノ向ニ付惣而煮

焼物仕間敷候事

一壁戸障子等江落書

等堅仕間敷候事

一唐紙襖等名画等有

之事ニ候間疵又者汚染

等不相出様可心懸候

事

一七間之外板敷之上江

駕籠合羽籠等堅

為置間敷候事

一不浄場之外大小便ハ

勿論塵界猥ニ捨申

間敷候事

12

一各院門前并門内庭

廻等掃除向行届候様

面々下人々江訖度申付

へく候尤自然魚

類等相用候義茂在之

候へ者骨鱗等之類

ハ其時々取集置寺

外野辺江為取捨

聊も寺内江不残様可

申付候事

一山内往来之節紫

衣之大和尚江行逢候

得者路ヲ譲り通行可

仕候事

一各院江着之上其院

13

住持江早速面会可申

述事

右之通各々心得向役并

支配在之輩江支配外

江も不残可被相通

候以上

但木土佐

三月朔日

片倉小十郎

右之通り被相触候

間各々江も可相通由

依如斯ニ候以上

中橋久右衛門

同月同日

小嶋久左衛門殿

14

右之通り御触申来り

候条

右之條々堅ク相守

尤無餘義御門相出

候者者下々に迄常々

始末之上無異義下知

之上相出し候様可有之候

若し無始末相出御人数

改等之節不居合者共

御吟味ニ被為及候条

其心得御供一統江組支

配并下々迄無落相通

可被申候以上

久左衛門

三月三日

15

御供頭中

御目付中

右之通り被仰渡候条

御承知組支配在之

輩は組支配中江も

相通し候様可有之以上

山内尉左衛門
三月三日

平塚文治郎殿
御同役中

三木恒治

16

御名

此度

御所より其方名指ヲ

以被 仰出候御趣意

有之別段之家筋

冥加之至ニ候仍之老

躰大義被 思召候得

共直々当地勤番

被 仰付之

右之通り昨十九日於

御殿被為蒙

仰候間此旨奉承

知御供一統江相通し

17

組支配中江も無落

首尾可被申候以上

久左衛門

三月廿日

御供頭中

御目付中

一殿様

四月七日四つ時御供揃ニ

御廻勤御順路附

一鷹司様御所之内

一中川宮様寺町廣小路

一坊城様御連道通

18

一近衛様御所之内

一野々宮様右同断

御五方様江被為入候ニ付其

節御進物被上候品金拾兩

黒羽重壺引宛中川様

坊城様野々宮様右御

三方江

右者石清水八幡江

御御幸御警衛供奉被

仰付候ニ附御廻勤

四月十一日石清水八幡宮

御幸

殿様供奉真先御鉄砲

猩々緋袋入拾挺

19

十一日夜下町御寓同十二日

還御七つ時御所入

御所迄御供御出御返御先

殿様洛中計御騎馬

洛外御籠十一日御昼下
車羽十二日御昼竹田村

殿様青直垂烏帽子

一同十三日

御首尾能被為相濟候

御祝義御酒代百文

頂戴仕候

一同月同日

殿様御首尾帰御濟

御礼廻勤

20

一鷹司様

一近衛様

一中川宮様

一坊城様 天奏衆

一野宮様

一廣幡様

四月十五日

一殿様御出有之候

一鷹司様

一近衛様

一坊城様 天奏衆

一野々宮様

四月十六日

豊七郎様

21

- 一 近衛様江御目見被遊
- 候献上品有之締大宮角右衛門勤
- 四月十八日
- 一 殿様御出
- 一 近衛様
- 一 二条様 右御両家江献上
- 一 久我様 物有
- 同月廿日
- 一 殿様御出
- 一 鷹司様
- 同廿一日前用向九ツ時御供揃ニ夜四時
- 一 近衛様被為召候ニ付 御帰
- 一 殿様豊七郎様御二方
- 御献上物有品御頂戴物
- 有之候

五月十二日

- 一 殿様
- 一 鷹司様御隠居御屋敷
- 御振舞九ツ時御供揃ニ夜五ツ
- 時御帰館 斎藤直三郎外
- 小室竹治 供勤
- 一 御献上物淀鯉団三本 白銀式枚
- 御ノ 大宮勇右衛門

23

- 一 御頂戴物
- 一 御鼻紙入壱ツ 御紙入壱ツ
- 一文陳式本御草煙入 きせる
- 共ニ
- 同月十六日
- 一 殿様 愛宕山御參詣
- 一 御供 遠藤善次郎
- 佐竹栄藏

24

- 晒し
- 同月同日
- 一 姉小路様
- 一 御所之北御門脇ニて狼士逢
- て疵被付翌廿一日死依之
- 一 姉小路様一檢ニ付諸大名
- 一 禁裏御門警衛御固
- メ被仰付

同月廿一日夜五ツ半時被
仰渡候其節御武頭

- 一 猪飼定一郎殿
- 一 猪飼勝之助殿
- 右御両人替合勤之
- 一下立壳御門御固メ
- 一 御徒士御長柄組替

22

- 亥四月廿二日
- 一 昨廿一日近衛様江 被為召候ニ付
- 同廿二日
- 一 殿様御二君御礼罷出候
- 前日御行列
- 五月二日 大坂御出堤勇右衛門佐藤
- 一 豊七郎様 誠米竹和助
- 上下十人 竹家久右衛門上下式人
- 今泉充助 渡辺
- 房吉町夫老人

同月十七日

- 一 殿様御出 斎藤直三郎
- 丹野弘太
- 御献上物 御太刀 白銀式拾両
- 御頂戴物有之
- 一 三条様
- 同月廿日
- 一 三条河原ニ家黒真太
- 郎儒者偽異国江内通致
- 不届ニ付狼士首切し右河江

25

- 合ニて昼夜相勤申候
- 一 御不断三人右拾五人ニ而昼
- 夜共ニ持前場所日兩度
- 夜三度廻勤仕候
- 同月廿四日
- 一 殿様
- 一 豊七郎様
- 一 貞山様御精月ニ付
- 一 蟠桃院御出
- 一 御仏詣被遊候御供

齋藤直三郎高橋久五郎
相勤

一 六月朔日

一 殿様
一 豊七郎様 御出御供

26

一 廣幡様

一 桜木御殿近衛様御隠居

一 近衛様

一 六月五日土用御見舞

御廻勤被遊候

一 殿様御順路

一 鷹司様

一 御隠宅松御殿

一 桜木御殿近衛様御隠宅

一 中川宮様

一 三条大納言

一 近衛様諸太夫

一 近衛様

27

一 久我様

一 鷹司様諸太夫

一 広幡大納言様

一 此節御供斎藤友之助

赤井畑利吉

一 御献上物御出小室久吉

四

御不断組御条目



弘化四年未十一月十四日
御不断組御条目

六番組頭

小室五郎左衛門

高橋又市

赤井畑直衛

縦二十五・四cm×横十五・六cm 二ツ目綴二十丁

片倉家の御不断組は、武頭を長とした三〇人編成の組が一番組から八番組まで存在した。この御不断組御条目は六番組武頭より命ぜられた三名の組頭が写しとったものである。

その條目を列挙すると次の通りである。

始めに武頭の心得があり、組員の守るべきことがつづいている。

條目の特徴的な一例として、組員の移動がある。中でも欠落ち、その後の刑罰についての定めなどは興味ぶかい。その他、條目にはつぎの様な定めがある。

- ・ 忠孝を尽くす事
- ・ 家業を怠らない事
- ・ 勤仕の心得
- ・ 博打禁止
- ・ 衣服食事の事
- ・ 不断組の慰勞の件
- ・ 旅費の扱い
- ・ 命名のあり方
- ・ 不断組への指示
- ・ 離縁、再縁の事
- ・ 殿付、様付の記載方
- ・ 献上物と目録
- ・ 請願の文例（他所よりの養子縁組、跡式願名改願、歴代願、実家引取願、口上の覚え）

その外組員の移動などの記述がある、法度は本藩にならって定められたと考えられる。

1

御武頭大河内忠左衛門殿御勤仕中被 仰渡候写

2

一 武頭者常ニ軍事ヲ預リ役トして弓鉄砲之司
なる故ニ治世ニ成を自然之時目印無之時ハ
無頭ニ似リ爰ニ相出シ候旗鎗何も見覺目
印ト可相心得事

3

一 忠孝ヲ属し御奉公第一ト可相心得事但し對シ
御上江逆意之筋并父母之不孝之義於
有之者不及御沙汰ニ可為曲事事

4

一家業之鉄砲稽古毛頭不可懈怠事
一 御番所等諸御用被 仰付候節行義能
定刻限をたがわず勤方無油断下知可相
守事但シ都而御武頭之下知ハ勿論組頭之
指引於相背者可為曲事事

5

一 御一家衆御家老方御武頭ニ對シ下駄足駄は
つし正しく可仕事附リ士以上方々へ無礼

6

かましき義堅不可仕事
一 博奕并乱成勝負事可為停止事
一 衣服并食物ニ至而僮服僮菜ヲ相用へ奢ヲ
相はふき可申事

7

右七ヶ條固相守他より少も不得嘲哢様可
相心得事依テ如件

5

総組中
御自筆写

不断組之者共ハ諸士倍し勤の繁多成者ニ而候処
無怠能勤奉公ニ志しの厚キ者共ニ而軍用先手
ニ茂頼母しき事ニ候兼而之勤勞も 候へ
とも外心附も有之候間酒ニ而も為呑度候条
八手前者堂形大須廣淵ハ其所武頭宅ニ而為

6

給候様可有之候賞誉之訳ニハ無之兼而勤
不厭之心懸ヲ諸人ニもしらせおく事ニ候間其
心得武頭中へ可被申渡候以上

十月 家老中
村典

右文化七年十月廿三日被 仰渡

八手前御武頭脇本三郎左衛門

7

今泉伝左衛門
加藤 孫助
日野 半左衛門
矢内 太郎左衛門
小関 与左衛門
永沼 雅楽之丞
高橋 与兵衛

8

一 諸御大名衆御通行之砌御先払御不断前後之

月 日 忠左衛門

義者御不斷跡肝入檢断等ハ御不斷先ニ可相立事
寛政七年八月

右之通御指図ニ相成居候処弘化二年三月角田
様御知行所山中へ御通行之砌振合有之候処
御吟味之上御扱衆江御相談之上前文御首尾之通
相濟候事 御武頭 大河内忠左衛門

9

御扱 佐藤惣八

- 一 六里以上遠方六里以下近方之事
- 一 仙台御火消番登り之者二日詰倍し候ハ、近方ニ可相立事

附り六里以下ニ而も一宿致候ハ、遠方ニ相立可申事

- 一 三日詰倍遠方ニ可相立事
- 一 四日詰以上御扱切登りニ可相立事
- 一 御一家衆御家老衆同名御指支之事

10

一同 苗^{ミヤウ} 同名御扶持人之分御指支之事

- 一 御武頭之同名并嫡子之名共ニ総組中御指支之事
- 一 御小性頭出入司之同名役下ノ輩并御扶持人分御指支事
- 一 一村扱ノ同名其扱下御扶持人共ニ御指支事但シ他村ハ不苦事
- 一 御不斷組ヲ組ト申義ハ御家老御武頭限り余役より御組ト可申事
- 一 小組江可被申と認め候義ハ御不斷組頭ニ限り候事
- 一 諸願十二月十日限りニ候事

11

- 一 諸上納向願格別之事
- 一 離別之者再縁組願壹ヶ年御指支之事

一 御一家衆御家老衆の名陰ニテ認候ニハ組士列者無
苗字殿付御不斷以下様付

一 一通以上之輩へ組士ハ無殿其身支配頭ハ殿付御不
断以下殿付其以下御小人町用人等輕キ組付百姓迄様付
一 一通以下平士江御不斷より殿付其以下様付

12

一 御不斷御足輕組御料理人列迄右ハ村足輕百姓より此殿付
一 組士列江右同断
諸文通之節左ニ

一 出入司以上へ御勝手役より片苗字様付御鷹匠以下始組
士列より無苗字様付

一 並一通以上江諸苗字ニ而組士より様付一通以下へ
輕キ士組士より諸苗字様付御不斷より片苗字様付

13

御目見之部

- 一 御知行頂戴 一身列頂戴
- 一 組頭被 仰付候節 一継目
- 一 家督 右何茂 献上物在但シ組士列ハ
四文目玉拾宛右以下ハ火繩式抱つゝ但シ壹丈ヲ
式抱ニ直し水引にて結上ル

14

御用間組頭列ハ御台所並組士間

御目錄認書様

進上

御鉄炮玉四文目拾

以上 名乗り

但シ中折紙式枚ニ而横折

諸願之文

拙者義当何拾何歳ニ罷成申候処女子老人ニ而男子無御座候ニ付吟味仕候処 御訴ニ相応之縁無御座候ニ付他所縁組御免被成下度乍憚奉願候右之趣宜様且方様江被 仰上被下置度奉願候以上

15

年号月日 誰判

誰殿

拙者義当何拾何才ニ罷成申候処女子老人ニ而男子無御座候ニ付吟味仕候処 御訴ニ相応之縁無御座候間他処縁組御免被成下度願申上候処如願之被成下難有仕合ニ奉存候依之女子当何才ニ罷成申候間角田御家中追見新田住居何野誰治男訴義当何才ニ罷成申候間右女子ニ取合 聳養家督ニ縁組被 仰付被下置度別紙証状 相添乍憚奉願候右之趣宜様被仰上被下度奉存候以上 年号月日 誰判

16

誰殿

私治男同性誰義貴様家督ニ御賞被成度趣被仰聞候ニ付指遣申候依之来春人別滅人相立申候間其御地御家法通増人之始末可被成爲後証之一札如斯ニ御座候以上 角田家中追見新田住居

年号月日

何野誰

白石御家中

何野誰殿

跡式願

拙者共親類何の誰当何歳ニ罷成申候何病相煩当何月

何日病死仕子共同氏誰義当何歳ニ罷成申候間

17

御知行何百文之所跡式無御相違被 仰付被下置度今月忌明ニ付乍憚親類連名ヲ以奉願候右之趣且方様江宜敷様被 仰上可被下候以上

年号月日

親類 誰判

同 誰判

組頭宛所

御墨印頂戴認

横折

一御知行 何百文

何方

右之通拙者義往古より御下書ヲ以頂戴罷在申候処過ル何年勤功仰立ヲ以永々御徒小性組列被成下難有

18

御墨印頂戴仕候様被成下度此段申上候以上

年号月日

何野誰判

何野誰殿

名改願

拙者義家名ニ御座候間何と名改被 仰付被下置度乍憚奉願候右之趣且方様江宜様被 仰上可被下候以上 年号月日 何ノ誰判

組頭宛所

曆代願

何野誰義幼少之砌父同氏誰義病死仕候ニ付伯父同氏

19

誰義後見 御奉公被 仰付右誰年來養育罷在

申候処無異義血縁ニ御座候間代数被成下右誰義ハ

養父卜相心得候様被成下度乍憚親類連名ヲ以奉願候
右之趣且方様江宜様ニ仰上可被下候以上

年号月日 親類何野誰判

其身

組頭宛所 何ノ誰判

実家引取願

拙者義何ノ誰治男ニ御座候処何ヶ年以前亡父同氏誰家
督願之上被 仰付難有仕合ニ奉存候然所実父誰義
老病相煩何ヶ年以前病死仕子共計ニ罷成乍恐御用茂

20

相勤兼候ニ付只今迄同役助情ヲ以御奉公罷在申候処永々

同役之役介ニ罷成候義無抛仕合ニ奉存候親類中打寄

吟味相談申候得共病身ニ付未々御奉公之見詰無御座候ニ付

拙者実家之義ニ御座候得者引戻り家督ニ相立呉候様

親類共より品々相談相受申候処全躰病身者計ニ相成申

候而ハ恐入奉存候何卒 御憐愍之御吟味ヲ以実

家相統被仰付被下置度奉存候依之養子共同氏

誰義当何歳ニ罷成申候間 御知行何百文之所家督

無 御相違被 仰付被下度右之趣且方様江宜様被

仰上可被下候以上

21

年号月日 何ノ誰判

組頭宛所

口上之覚

拙者共親類何ノ誰子共同氏誰義何ヶ年以前上昇発起

風卜家ヲ出仕候ニ付所々相尋候へ共行衛被相知不申無抛

其節申上置候処此度立歸り何寺ニ翔入候処同寺より

申來候ニ付拙者罷越次第承届ニ候処親類角田家中
湯原住居何野誰処ニ得介抱葉用本心相出御所
立出候義恐入先非後悔立歸り候趣申義ニ御座候間
御憐愍ヲ以立郷 御免被成下度口上書ヲ以乍憚

22

奉願候右之趣且方様江宜様被 仰上可被下候以上

年号月日 親類 何ノ誰判

同 何ノ誰判

組頭宛所

何寺御繩之義被御取上出奔之御取行御咎之義ハ
相印不申候日数二十日押込

一進退一字被召揚或ハ御減少之者御足目渡り以前ニ

候ハ、其年之物成出方一字被召揚御足目渡り

以後候ハ、其年之物成出方一字被下置事

一御役料ヲ以御役目相勤候者右同断

23

一御不断組新地ヲ以被召出候者十二月晦日迄ニ召出候

者ハ其年之御物成被下置事

右ハ天保十四年十二月廿九日四番組大野輪治大野

左之助五番組齋藤直助高橋円助八番組佐藤

龜治被召出頂戴仕候例在

一或百文以下催合御役穀五分一金上納御免被成下

一夜廻り御不断前例ニ而夜粥被下置事

24

御赦之願申上候節諸御祝儀之御赦ハ町奉行衆江

相出宛所之義ハ組士列ハ片苗字右以下無苗字

殿付 御法事之御赦ハ傑山寺様へ相出
宛所之義組士列より傑山寺御納所より認御不断
以下傑山寺御役僧様江可相認事
一組士列者格別之事
一組士列ハ士江連名不苦候事
一御不断より組士江連名不苦事

25

一士より御不断江男女縁組御指支之事
弘化二年三月廿二日
尾形様御参府ニ付御火消方御行列
御武頭 忠左衛門殿 並組具羽織二行

御纏 組頭自分羽織

御足輕

同並組具羽織
同
同
同
同
同

26

組頭自分羽織 並組具羽織二行

同
同
同
同

同断

御用前組頭自分羽織

同
同
口付
御馬
口付

並組具羽織

御そふり取 火籠式拾

同

御鎗持

梯子人足四人ニ而代合ニ持

同

同

御足輕

右才料何野誰

27

右御人数上下合三拾八人

組頭三人

内 並組式拾五人

御足輕式人

御口取御そふりとり人足迄七人

請取物左之通

一革衣式拾枚一具羽織式拾枚一鳶口式十丁

右三口且方様御見届判ニ而御兵具役衆より仮手形ニ而

受取人足五人内老入前ニ詰御道具運方右ハ

28

出入司衆より御首尾ニ而御人足割江始末可仕事

一組頭始並組御足輕迄御酒被下置候事

但シ御口取并人足江者御賄不被下置也

一 御火消方且方様御出馬無之御在宿_ニ而被相勤候
砌_ハ組頭_式人並組_式拾人

中野目村菅野勇吉義天保十四年十一月二日八番_江
組替被 仰付同日八番組越河住居八嶋七右衛門

29

六番組_ニ組替被 仰付 御武頭大河内忠左衛門
一 御麓組末永正三郎義六番組_江組替被 仰付上小原
村齋藤運太郎兩家相統_ニ被成下事庄三郎義直_ニ
隱居被仰付候天保十五年四月五日

御武頭 大河内忠左衛門

弥右衛門扱下上小原村御足輕赤井畑元三郎義同邑之内東澤
閑道御_{ベリ}被仰付勤仕中御扶持方月々玄米_{壹斗}

30

五升宛被下置候処右御恩_ヲ以御不斷組_ニ被召出
忠左衛門組被相入事但シ諸郡役之義ハ是迄之通
可相勤事同年五月

忠左衛門組高橋清右衛門養父文五郎義御知行
式百文之処被下置別家被 仰付式番組_ニ被相入事
附り輔三郎同組太齋近右衛門揚屋敷居家共_ニ被下置事
同年

31

一半沢文藏義四釜久七代り神鳴澤閑道御_{ベリ}
被 仰付勤仕中組並諸御用被相除候段
御家老衆小嶋久左衛門殿御首尾合之段被 仰渡

弘化_式年_巳八月廿二日 御武頭
大河内忠左衛門

弘化二年_巳四月十日於堂形_ニ家業鉄砲

御覽被 遊候_ニ付左之通り
且方様御出張之御行列

32

使番 口取 そふり取 使番 鉄炮持参
組之者

御馬 組頭_{壹人}

使番 口取 徒之者 使番 右同断
組之者

此節御鎗御馬被相控御步行

鉄炮持参 同 同 同 同 同 同 組頭
組之者

右同断 同 同 同 同 同 同 組頭
組之者

一 御帰之時分組之者先_ニ立候

一 組頭之外羽織被相禁事

33

一 大小おとしさしに

一 高つばさみの事

一 行列広道二行細道_壹行右より進ミ又広道_ニ而_ハ
二行とし都_而可随下知事

一 行列之内條々高声高咄不可仕事

一 酒相用へ間敷事附小屋近所酒壳等不可指置事

34

一 小屋より乱_ニ出入不可仕若シ不叶用事_ニ候ハ、組頭_江申届出入可仕事
右之條々_々訖度可相守候若於相背_ハ可行_ハ嚴科事

中外帳上書左_ニ

弘化二年四月十日

何野誰組

六番組頭

不易流鉄炮角前中外帳

立

一 壺丁人形横列

立

一 三拾間半板二行半腰

35

組之者何人

討方人数何拾何人

此玉数何拾何数

内 中玉何拾何数

外玉何拾何数

一出情拾文目討

三拾間壺尺式寸角

立 膝

討方人数何人

一同断三拾目討何人 右中外相調

36

一 病氣之者何人

一 老躰幼少何人

右之通り

御覽ニ付中外野附書上仕候以上

組頭

年号月日

|||||

御武頭 忠左衛門殿

御上覽御当日壺組江御酒三拾盃被下置

37

一 皆中并三ツ討之者共へ直々於堂形ニ

御見得被 仰付名披露あり追而御褒美左之通

一 皆中江御酒并御鼻紙拾状被下置

三ツ討江御酒計被下置

上戸沢御ヱリ之者共并都而閑道御ヱリ之者勤仕振之義左之通

一 屋形様御通行之節遠方

一 御城御普請之夜番并都而御城御普請方

一家業之鉄炮

38

右者文政十年御扱矢内太郎左衛門殿御勤仕中御番

所御役人江御相談之上相済居敷

以上

嘉永三年如月上旬写之

一 正徳年中越河御境被蒙 仰候御不斷組

拾式人御足輕四拾人

御近習御鉄炮組面附



安政六年未ノ八月

御近習御鉄炮組面附 赤井簀直衛

縦十三cm×横三十二cm 一ツ目綴八丁

鉄砲隊は、不断組と足軽組と二組に分かれていた。御近習御鉄炮組はそれらの内から抜擢されて編成されたものだろうか。

お城を中心にとどの村からも、人数がほぼ均等に配置されていたが、小原村からの組員が他に比べてやや多いと思われるのは元和元年大阪夏の陣の時に「武士」の働きにも劣らない大きな武勲を樹てた、いわゆる「小原十九騎」の野臥たちの子孫なのだろうか。

面附をみると、嫡子・養子・嫡孫の文字が目につくが、鉄砲という特殊な技能が日常的に伝承されるようになっていた。

御恩高の最高が壹貫三百三文。「子孫之代迄御番入士格被成下候」とある。組員は二百文台が大多数を占め、中には「無禄」の者もいる。

総員六十一名で内二十二名は、「御戦場并御練兵方ニ限り」この組に加えられる者である。

御近習御鉄炮組は、文久三年（一八六三年、この面附ができて三年後）孝明天皇の石清水八幡宮への行幸があり、その時破格の思召をもって供奉を仰付られている。道中の活火繩勝手たるべしと言われていた伊達の活火繩が威風堂々と都大路をねり歩き、京の人々の度肝をぬいたと今に伝えられている。

1

一御恩高

壱ノ三百拾三文

清水小路之内表丁

名倉庄右衛門

養子 寛治

右ノ名倉仁右衛門代ニ為 御賞子孫之代迄

御番入士格ニ被成下候

一同 壱ノ三百拾文

清水小路之内新丁

松野勇太夫

養子 助次郎

右ノ其身一生御番外士格被成下候

一同 貳百文

齋川村

高橋徳藏

嫡子 豊之助

右者永々士格ニ被成下

但し御番外ニ而組是迄之通

2

一同 貳百六文

下深谷村

日下十松

養子 重太郎

一同 四百文

鷹ノ巢村

佐藤民之進

一同 二百文

齋川村

保科伊吉

嫡子 惣兵衛

一同 壱ノ九拾四文

新町

結城慶藏

3

一同 八百文

米藏丁

紺野茂太夫

一同 三百五拾七文

遠蒨田

小室市之亟

嫡子 久吉

一同 四百拾貳文

下小原村

勤仕中士格御取扱

小室右太夫

嫡子 右藤治

一同 貳百文

下小原村

牛草英吉

4

一同 九拾七文

遠蒨田

遠藤勘五郎

一同 三百文

沢内村鉄炮町

丹野五源治

嫡子半三郎

一同 貳百文

下小原村

小室孫四郎

嫡子 久治

一同 貳百文

遠刈田小妻坂屋敷

我妻久作

5

養子 与右衛門

一同 四百九拾文

上深谷村

遠藤民治

一同 貳百文

越河村

八嶋孫右衛門

養子 劉三郎

一同 貳百九拾文

宮

丹野富右衛門

嫡子 貞之助

一同 六百九拾六文

細小路
高野与三郎

6

一同式百五拾文
大町村

大野作十郎
養子 伝右衛門

一同九百六拾六文

後小路
坂元兵治

一同壹ノ五百式拾文

三沢村

遠藤専助

養子繁之丞

嫡孫善次郎

一同式百文

上深谷村

鈴木彦四郎

7

嫡子栄之丞

一同式百文

鷹ノ巢村

跡部要七

一同式百文

齋川村

大津和田右衛門

嫡子 忠次郎

一同二百三拾八文

下小原村

齋藤直三郎

一同五百拾壹文

原

本郷七右衛門

8

一無祿

上深谷村

阿部周右衛門

一無祿

三沢村

遠藤伊四郎

嫡子 慶治

嫡孫 徳治

一同三百五拾七文

越河村

高野新左衛門

一同式百文

三沢村

嶋貫甚蔵

嫡子甚右衛門

9

一同四拾九文

上小原村

外式百文御預地

小室金右衛門

一同式百八拾文

下小原村

高橋源吉

養子源左衛門

一五百七文

越河町

八嶋小太夫

嫡子龍右衛門

一同式百文

同所

制野文蔵

嫡子繁蔵

嫡孫文太郎

10

一同三百三拾九文

赤井畑直衛

嫡子 利吉

一同百五拾四文

下小原村

大浦久之丞

11

御組之外身列同断

一高式百七拾三文

齋藤要三郎

嫡子 和作

一同式百七文

高橋助治

一同六百五拾文

外ニ御役料玄米式斗ツゝ

月々被下置

清水小路之南裏丁

岡 喜四郎

以上

12

御戦場御供并御練兵

兵方ニ限り其身一生

御近習御鉄炮組江被相加

置候面附左之通り

小原村住居

小室多門

斎藤駒治

高橋市太郎

高橋直之助

遠刈田住居

大宮春治

佐藤周右衛門

大宮三代吉

14

八津左馬之助

佐竹源治

遠藤庄右衛門

斎藤太利之助

阿部喜代治

坂谷村住居

大野熊治

大町村住居

菊地左太郎

八嶋源之助

八津百之丞

鷹ノ巣村

大橋林太郎

八ツ宮村

国分重右衛門

深谷村住居

鈴木三治

熊谷松太郎

沢内村住居

鈴木茂左衛門

右之通り

13

鹿子村

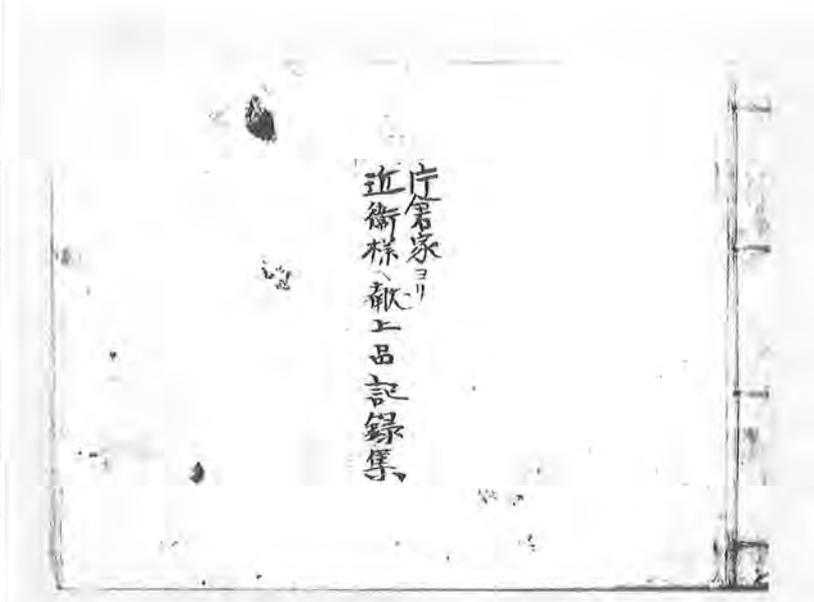
伊藤千代治

三沢村住居

六

片倉家ヨリ

近衛様へ献上品記録集



片倉家ヨリ近衛様へ献上品記録集
縦十四cm×横十九cm 四ツ目綴四十四丁

片倉家は三代景長の頃、年始のご祝儀として、京都五摂家の筆頭である近衛家に対し種々の献上品を贈っている。本記録集は嘉永五年（一八五二）閏二月と安政七年（一八六〇）二月の關係記録である。

物品の献上に際しては様々な事前準備を必要とした。諸経費の吟味、搬送の先触れ、番所閑所等の通行願い、そして本藩に対する諸手続きから献上先への挨拶状等々、窮屈なまでに規式を重んじた、当時の武士社会の一面が知られる。献上品は近衛家（安政七年当時の当主は大納言忠熙）と、それに加えて同家の留主居衆や、片倉家が信仰し絵馬を奉納している愛宕神社を始め、ゆかりの寺社に及んでいる。

近衛家へは当地特産の子籠鮭（腹部が入ったままの塩引鮭）や芳草（薫香があり花模様をあしらった高級和紙）を、ほかの關係先には杉原紙、紙布などを贈っている。

伊達家は政宗以前から、和歌などを仲立ちとして近衛家とは親交があり、従って伊達の重臣である片倉家が、近衛家と近づきのあったことは十分に考えられる。この記録集は赤井畑家十八代直衛により表わされたもので、堂上家への献上のため、片倉家中をあげて取り組んでいる様子が詳細に記されている。

1 近衛様江御献上之義ハ景長公献上物被遊

年始之御祝儀被仰上候御例を以 宝永三年正月廿日村長公初而被仰上芳章廿帖并其

外御進物等宝曆十年辰迄三度飛脚使ニ而被相登

候処先年之通御飛脚同十一年より願入無之候ハ

態々相立候様被

仰出候ニ付御吟味左之通

一代六貫三百九拾八文駄賃

白石より京都迄荷輕尻馬壹疋分

一代壹貫文道中川々水増等舟賃

一代拾貳貫御飛脚

壹人分雜用代日數五十日分一日

泊り八十五文昼四拾文

2

嘉永五年閏二月

近衛様江御献上始末左ニ

御先触

覚

一本馬壹疋

一輕尻壹疋

仙台家老

片倉小十郎内

関谷七郎左衛門

西東定之助

寓所左之通

一福嶋 一郡山 一白坂

一字都宮 一小山 一粕壁

右之通駅々無滞被相立先々江も

3

被相通可預候仙台家老片倉小十郎

近衛様江献上荷物来ル十七日白石相立

道中前書寓附之通を以江戸江為

指登候付如斯ニ候以上

松平陸奥守家来

大立目徳衛印

嘉永五年

閏二月六日

従貝田千住迄

所々

庄屋衆中

此先触仙台上屋舖江被相送可預候

一上包江ハ先触と計書認

一継目判ハ表之方江中程より上江突

覚

一芳章 式十帖入壹箱

4

但外家入莖包ニ而老箇

右ハ

近衛様江献上

一紙布式反

右ハ京都御留主居衆江進物

一杉原五帖

右ハ上林三入江進物外鮭子籠式尺

右両品入合蒔包^ニ而^テ壱箇右子籠
御合判は御勘定所より申請候

右之通小十郎方より来ル十七日在所白石相立
京都江為相登申候間刈田郡越河御境目無
異儀被相通御判被渡下度奉存候以上

小十郎留主居

嘉永五年

岩淵輔右衛門

閏二月

御用所

同年

同月

久馬印

5

刈田越河

御境横目衆

覚

一子籠蛙 式尺

右は

近衛様江献上外紙布式反杉原五帖壱箇

入合蒔包^ニ而^テ壱箇右紙布通御合判ハ御用所

より申請候

右之通小十郎方より来ル十七日在所白石相立京

都江為相登申候間刈田郡越河御境目無異儀

被相通御合判被渡下度奉存候以上

小十郎留主居

嘉永五年

岩淵輔右衛門

閏二月

御勘定奉行衆

同年

同月〇印

越河通り

6

一近衛様方御拵^ニ御用立候御品共正月十一日

指出可申事

委細
御留^ニあり

一仙台御目付衆江御先触申受候様御家老衆より

御留主居江御首尾

但し出立十日已前

一越河御境御通判申受候様御小性頭より御留主居江

可為申登候事

一越河御境横目衆江御通判御家老衆より若士

御使^ニ而被遣

一箱根御関所通判御家老衆より被遣候事

一江戸御詰御目付衆江御先触被相出被下候様御家老衆

より紙面被相登

中地多利之允殿
西山助右衛門殿

一上林三入方江御茶注文書出候様御勝手役江

申渡御茶元

田切俊右衛門
大野銀助
包躰御茶注文ハ御茶

元^ノより遣候得共御家老衆御名前^ニ而^テ別^ニ紙面

被相登

7

一御拵之日携候御役人服穢之者不罷出候事

一御献上芳章出来差出候ハ、箱入印符^ニて

御家老衆江相達御広間江相出置可申事

一大杉原式帖

一中厚紙三帖

一新並厚紙五帖

一下大方五帖

右四口

近衛様江御献上御拵紙御小性頭指出ヲ以受取

右之内より渡口左ニ

一大杉原式帖一中厚紙壹帖一新並厚紙

壹帖

右三口御細工番江渡

一新並厚紙式十枚

右子籠鮭御手入方御料理人ニ渡之

右御献上之芳章

殿様江七枚

8

若殿様江七枚宛前々より差上置候事

一御荷物御拵閏二月十一日御焼火之間ニ而當時

御広間中之間也

殿様御定仙

若殿様御指合

三之助様御名代ニ而

御覽相濟候事

本沢平右衛門殿 御小性頭 高橋五郎兵衛
齋藤理左衛門殿 日野三弥 大河内忠左衛門
小嶋久左衛門殿

一出入司 丹野源八 統取 齋藤弥平治

一紙役 国分早太夫 御用番 目黒良之助

一御作事役細田州之助 紙漉長袋村八郎左衛門

右御役々相詰係り御小性頭御献上物并御進物共ニ銘々

相入

御覽候事

但し手木大工等例年之通為相詰候様出入司江申遣

9

一御試御家老衆御用之間ニおゐて御家老衆

係り御小性頭判前出入司当番御膳番江被下之

塩引御膳番持出使之

右係り御小性頭

大河内忠左衛門

御右筆

佐藤熊吉

見習

武田幸七

安政七庚申二月

近衛様御献上方左ニ

10

覚

一芳章式拾帖入壹箱

但外家入筵包ニ而壹箇

右者

近衛様江献上

一紙布式反

右八京都御留主居衆江進物

一杉原五帖

右ハ上林三入江進物外鮭子籠

式尺右両品入合筵包ニ而壹箇右

子籠通御合判ハ御勘定所より申請候

11

右之通小十郎方より来月五日在所
白石発足京都江為相登申候間
無異儀被相通御合判被渡下度奉
存候以上

安政七年 小十郎留主居

正月 三木庄左衛門印

御用所

秀之進印

同年

同廿五日

刈田越河

御境横目衆

12

覚

一子籠鮭式尺

右は

近衛様江献上外紙布式反杉原五帖
入合筵包ニ而壹箇右紙布通御合判
ハ御用所より申請候

右之通主人小十郎方より来月五日在所
白石発足京都江為相登申候間刈田郡
越河御境目無異儀被相通御合判
被渡下度奉存候以上

安政七年

右留主居

正月廿五日

三木庄左衛門印

13

御勘定奉行衆

同年

同月〇 越河通

14

一御目付衆より御触申請左ニ始末横折也

一本馬壹疋

一輕尻壹疋

片倉小十郎家中

佐藤清記

目黒九郎助

寓附左之通

一福嶋 一郡山 一白坂 一字都宮

一小山 一粕壁

右之通

近衛様江片倉小十郎方より献上物飛脚
を以来月五日在所白石発足道中七日

振ニ而為相登申候間貝田より千住迄御先触
之御首尾罷成候様仕度右之段相達申候以上

安政七年 右小十郎留主居

正月廿五日 三木庄左衛門

15

覚

一本馬壹疋

一 輕尻壹疋

仙台家老片倉小十郎内

佐藤清記

目黒九郎助

寓所左之通

一 福嶋 一 郡山 一 白坂 一 宇都宮

一 小山 一 粕壁

右之通 馱々無滞被相立先々江も被相通

可預候仙台家老片倉小十郎

近衛様江献上荷物来月五日白石相立

道中前書寓所之通江戸江為指登候付

如斯候以上

松平陸奥守家来

安政七年

真田喜平太

正月廿五日

16

從貝田千住迄

所々庄屋衆中

此先触仙台上屋敷江被相送可預候

17

一 筆啓上仕候

大納言様益御機嫌能被為成御座

候哉乍恐奉窺

御様躰度各様迄捧愚札候依芳章

二十帖子篋二尺奉献上之候御序之刻

宜被下御沙汰候恐惶謹言

片倉小十郎

正月

中川讚岐守様

今大路民部権少輔様

進藤式部権少輔様

別紙啓上仕候各様御勇健被成御座

候哉承度奉存候

大納言様御機嫌相伺申度別紙之通献上

物仕候間宜被下御執成候恐惶謹言

御名

正月

右三人様

参人々御中

18

一 筆令啓達候弥無御替可被相勤

珍重存候然者

近衛様江為伺 御機嫌書状箱并献上物

為相登候間乍御世話諸大夫衆江被相届御首尾

合頼入存候委細之儀は家来所より可申遣候

将又乍輕少紙布二反是進覽候

恐惶謹言

御名

正月

入江権太夫様

一 筆啓上仕候御勇健可被成御勤珍重

奉存候然者小十郎方より

近衛様江為伺

御機嫌書状箱并献上物為相登申候間御六ヶ敷

19

可被思召候得共御首尾被仰付可被下候小十郎方より
も書状ヲ以被申達候得共拙者共よりも可申上由被
申付候間乍慮外宜被仰付可被下候恐惶謹言

正月

佐藤大右衛門

片倉平馬

小嶋久左衛門

本沢平右衛門

權太夫様

寛

一近衛様江

芳章二十帖入箱壹ツ

子篋二尺簀包

20

中川讚岐守殿

今大路民部権少輔殿

進藤式部権少輔殿江

書状箱一ツ

右之通諸大夫衆江書状箱指添献上物仕候

右箱之足道中ニ而損申儀も難計取放仕

為相登申候間御家來衆江被仰付為御仕懸

御首尾被下候様奉願候尤子篋之台

宜被仰付被下度奉存候

八幡山

一横坊江書状箱壹ツ

愛宕山

一教学院江書状箱壹ツ

一上林三入江箱壹ツ

右之通為相登申候間是又御六ヶ敷可被思召
候得共御首尾被下候様奉願候台被仰付候入料
之儀ハ拙者共方江可被仰下候是等之趣御頼
仕候様小十郎被申付如斯御坐候以上

21

正月

御家老連名

權太夫様

新春之嘉儀目出度申納候弥御無異可
為御越年珍重存候我等無異儀令加年
候右御祝儀可申述杉原一箱令進覽之候
恐惶謹言

御名

正月

上林三入様

一筆致啓上候弥御安全可被成御座

珍重奉存候私無異儀罷在候然者如嘉例

御初穂金百疋致進上之候猶於

神前御祈祷之儀宜頼入存候恐惶謹言

22

御名

正月

横坊様

一筆致啓上候御安全可被成御座
珍重奉存候私無異儀罷在候然者如嘉例
御初穂金百疋致進上之候恐惶謹言

御名

正月

教学院

一筆啓上仕候春寒退兼候得共弥御安全
可被成御寺務珍重奉存候然者榮珠香花
料金二百疋此度為相登申候間何分御回向
之儀被致御頼候此段拙者共方より宜御頼仕候

23

様小十郎申付如斯御坐候恐惶謹言

御家老連名

正月

瑠璃光寺

御役僧様中

一上林三入江御茶御註文左ニ

覚

一別儀小半斤

一極揃小半斤

外ニ

一別儀小半斤

一極揃小半斤

右之通頼入申候御吟味御念被相入当秋中
迄之内被相下候様頼入申事ニ御坐候以上

御家老連名

24

正月

上林三入様

覚

一芳章二十帖入箱壹ツ

但し桐板ニ而くこき足ニ重くり

外家共ニ内かんなかけ

一鮭子籠二尺入箱壹ツ

但し杉板ニ而かんなかけ

一大指札五枚

一小札五枚

一立絵符壹枚

一大状箱三ツ指札共ニ

一貳封入状箱五ツ指札共ニ

一むきよし壹尺廻り壹抱

25

右は

近衛様江御献上方

一紙布二反入箱壹ツ

右ハ京都御留主居衆江

此箱寸尺左ニ

一高サ壹寸三分

長サ一尺貳寸貳分

幅四寸六分

但し内ノリニ而

同

一杉原五帖入箱壹ツ

右ハ上林三入江

一高サ貳寸八分

長サ一尺一寸五分

幅八寸三分

但し内ノリニ而

右之通如例年之

近衛様江御献上ニ相成候付相入候間来ル幾日迄

私共方江指出候様向々御首尾可被成候以上

係り

出入司様

御小性頭

覚

一白紙布二反

右ハ京都御留主居衆江御進物

一金百疋

右ハ教学院江御初穂

26

一金百疋

右ハ八幡山江御初穂

一同二百疋

右ハ瑠璃光寺江御香花料

一とふしんから一尺廻り二把

一二十四枚継油紙式枚

一琉球 式枚

りゅうきり
" " " "

一染小細引 六本

一赤渋紙 五枚

一白渋紙 五枚

一染細引 五本

一白細引 十本

一呉座 八枚

一染綺系三十目

一四枚継油紙式枚

27

一紅白水引大把壺包

一むしろ 八枚

右之通知例年之

近衛様江御献上物被相登候付右包具并

所々御初穂御進物ニ相成申候間来ル幾日迄

私共方江差出候様向々御首尾可被成候以上

正月

係り

出入司様

御小性頭

覚

一芳章二十帖

右ハ

近衛様江御献上

一杉原五帖

右ハ上林三入江被遣

28

右之通知例年之

近衛様江御献上并御進物ニ相成申候間

来ル幾日迄私共方江指出候様向々御首尾可被成候以上

正月

係り

出入司様

御小性頭

29

豊七郎様より猪苗代謙道老江御仕向金

被遣候ニ付御案文左ニ

片倉豊七郎使者

口上控

弥御堅固被成御座珍重奉存候
然者例年之通金三千疋被致進
覽之候

右使者

佐藤清記

月日

30

奥州白石

箱根御関所

片倉小十郎家老

御番衆中様

本澤平右衛門
佐藤大右衛門

中厚紙横折^ニ而如左

主人家中佐藤清記目黒九郎右兩人

近衛様江献上荷物共上方江為相登候

間

御関所無御相違御通被成可被下候以上

奥州白石

片倉小十郎家老

安政七年

佐藤大右衛門

二月

直敬花押

31

同 同

片倉平馬

広胖花押

同 同

小嶋久左衛門

次行花押

同 同

本澤平右衛門

直行花押

箱根御関所

御番衆中様

32

一大杉原式帖

一中厚紙三帖

一新並厚紙五帖

一下大方五帖

右之通

近衛様江御献上御拵紙御小性頭指出

を以受取右之内渡方左^ニ

一大杉原 式帖

一中厚紙 壹帖

一新並厚紙壹帖

右ハ御細工番^ニ渡

33

一新並厚紙式拾枚

右ハ御料理人^ニ渡

但し子籠鮭御手入方^ニ付渡之

一近衛様方御拵^ニ相入候御品共正月十一日

指出可申事

一仙台御目付衆江御先触申受候様御家老衆より

御留主居江御首尾

但し出立十日以前

一越河御境御通判申受候様係り御小性頭より
御留主居江為申登候

一越河御境横目衆江御通判御家老衆より若士
御使ニ而被遣御境横目斎藤正五郎殿也
一箱根御関所通判御家老衆より被遣候事
但し右案文前ニあり

34

一江戸御詰御目付衆江御先触被相出被下候様
御家老衆より紙面被遣候事

此時御目付衆中村権十郎殿高橋志津馬殿熊沢和賀之介殿

一上林三入方江御茶註文書出候様立田教悦方江

首尾全躰御茶註文ハ御茶道方より別而為申登候得共
御家老衆名前ニ別紙被遣候ニ付如斯也

一御献上芳章出来指出候ハ箱入ニて御広間江
相出右御家老衆江相達御番頭江御首尾ニ成ル

一右芳章

殿様江七枚

若殿様江七枚前々より指上候事

一御拵之日携候御役人服払之事

一御荷物御拵二月四日御焼火之間當時

御広間中之間也

35

殿様御定仙

若殿様

豊七郎様御指合被為有御家老

御名代被

仰出候

一御家老衆本澤平右衛門殿小嶋久左衛門殿佐藤大右衛門殿

一御小性頭係り大河内忠左衛門出入司渋谷武左衛門

一紙役草刈隆左衛門御作事役小澤孝左衛門

一御用番金子久左衛門御細工番 及川新右衛門
高橋富三郎

一紙漉長袋村八郎左衛門係り之御右筆咄人相詰

御献上并御進物共ニ銘々御見分申受候事

一御試御用之間ニおゐて被下御家老衆一統
係り御小性頭判別出入司御膳番塩引御膳番持出

狭之

36

芳札披見

近衛殿益御機嫌能被為成御坐候然者為伺

御機嫌芳章式拾帖子籠鮭式尺被猷之則

令披露候処遠境毎々丁寧之義御満足之御事

御上件之趣宜申達之由

仰候恐々謹言

斎藤大蔵権少輔

三月二日

進藤式部権少輔

今大路民部権少輔

中川讚岐守

片倉小十郎殿

御別紙致拜見候弥御堅固被成御務

37

珍重奉存候然者為伺御安否御献上物
被成候ニ付被入御念候御紙面之趣致承知則遂
披露

仰之趣別紙ニ得御意候恐惶謹言

齋藤大藏権少輔

三月二日

進藤式部権少輔
今大路民部権少輔

中川讚岐守

片倉小十郎様

貴札拝見仕候愈御勇健被成御座珍重

御儀奉存候然者

近衛様江為御伺

38

御機嫌御状箱并御献上物被相登右諸大夫

中迄指出候様首尾可仕旨被仰下御紙上之趣

承知仕将又紙布式反被掛貴意被為入御

念候御事忝仕合奉存候右御礼申上度

如斯御坐候恐惶謹言

入江権太夫

三月五日

小十郎様

覚

一近衛様江

芳章式拾帖入壱箱

子籠鮭式尺

御状箱壱ツ

但諸太夫中御宛名

39

一八幡山

横坊江御状箱壱ツ

一愛宕山

教学院江同壱ツ

一字治

上林三人江白木箱壱ツ

右之通被相登致承知到着則前々之通致首尾
候且

近衛様江御献上物足為仕掛鮭居台申付指出

申候尤右等之入料書付は御飛脚江相渡申候依而

為御答如斯ニ御坐候已上

入江権太夫

三月五日

本澤平右衛門様

小嶋久左衛門様

片倉平馬様

佐藤大右衛門様

印符 御物成方留帳



印符 御物成方留帳 算法 大谷岬教印
 縦十四cm×横十六cm 二ツ目綴十二丁

表紙に「印符」とあり公文書であろう。年貢の徴収にあたる村役人のための虎の巻か。その算出の方法が和算で詳細に書いてある。どんな理由で赤井畑家にこの文書が残されていたのだろうか不明である。

この留帳の記載者である大谷岬教は、片倉家中の大谷惣右衛門（六貫五百文）か、或はその親族のものなのだろうか。

「岬」は「邦」の古字である。

本文

- 田畑位付
- 茶畑ノ位 ○ 田ノ位
- 御上様御引方
- 歩刈壹坪の※合付
- 升数ノ法 ○ 位見の法 ○ 開平方等

※合付とは畑の年貢を田の位に合うようにつけることで、「田に畑作を仕付けるは勝手作につき稲の上毛並に合付をすること定法なり」といわれていた。

和算は小原村でも幕末から明治・大正にかけて盛んであった。最上流第四世高橋円三郎（本名積胤）翁の頌徳碑が公民館の敷地に建っている。農閑期や夜学などで熱心に学ぶ人たちが多かった。三滝神社や小原温泉薬師堂に学習の成果である「算額」が掲げられていた。

1

田畑位付

- 一上々畑壹反分 八拾文
- 一上畑 壹反分 六拾文
- 一中畑 壹反分 四拾文
- 一下畑 壹反分 貳拾文
- 一下々畑壹反分 拾文
- 茶畑ノ位
- 一上々畑壹反分 五百文

2

- 一上畑 壹反分 四百五拾文
- 一中畑 壹反分 四百文
- 一下畑 壹反分 三百文
- 一下々畑壹反分 貳百文
- 田ノ位
- 一上々田壹反分 百七拾文
- 一上田 壹反分 百五拾文
- 一中田 壹反分 百三拾文

3

- 一下田 壹反分 百拾文
- 一下々田壹反分 八拾文
- 一何田何反何畝何歩

但何拾歩と言ハ何拾坪也
 畝ノ歩ニ直ス時ハニニテ
 此代何拾何文 わり可申事
 但シ右代を見るニハ右之畝を拾歩より

三ニ割、夫より其高之位上田か中田

か之位代ニ何百何拾文と目張
としてかけ候得ば何百何拾文と
出るなり

4

又法

一代より畝を見る時ハ代を實として
 田之位ニ割候得ば何反何畝何拾
 歩と出るなり畝より下ハ三をかけ可申事

但三拾坪壹畝成故三をかける也

上々田壹反分之位百七拾文

一上々田三反五畝貳拾歩

此畝之歩六歩六厘六毛

但シ三ニわり如斯也

此代六百六文

但貳拾歩を三ニ割六歩六厘六毛都合ニ

三反五畝六歩六厘六毛として田ノ位

5

又法
 上々田壹反分位百七拾文をかけ替也

一高六百六文

此畝反三反五畝貳拾歩

但高六百六文を實として田ノ位

上々田壹反分之位百七拾文を目張ニして

割ハ三反五セ六歩四厘七毛と成なり

六歩四厘七毛ニ千三をかけ一九四一なり

九四をあげ貳拾歩也

但し畝反割各習之ニ

6

御上様御引方

高田代八拾五貫百九拾文

但高壹貫文ニ本銘六石三斗也

此畝反割並壹貫文ニ七反七畝

拾七歩定御物成壹貫文より

上納可仕分

但七反七畝拾七歩ノ坪數貳千三百拾五坪也

一米六石三斗也

定御物成壹貫文より

一同六石三斗也

御百性ニ被下置候分

7

貳口合拾貳石六斗也

粉壹升六合挽之積ニして六ニ割如斯

此粉貳拾壹石也

但右粉を割並畝反貳千三百拾

五坪ニ割壹坪ニ付九合〇八才と

成八を上ニ九合八勺ニ直ス右之

内より歩刈壹坪之内之合付を

引何程残る右を實として

九合壹勺之粉を法として

割ハ御引方何免何歩迄

知るなり左ニ可心得事

8 歩刈壺坪之合付也

- 一三合 六免七分
- 一三合五勺 六免一分五厘
- 一四合 五免六分
- 一四合五勺 五免五厘
- 一五合 四免五分
- 一五合五勺 三免四分五厘六毛
- 一六合 三免四分
- 一六合五勺 式免八分六厘

9

- 一七合 式免三分
- 一七合五勺 壹免七分六厘
- 一八合 壹免二分
- 一八合五勺 六分五厘九毛
- 一九合 入高除き可申事

但シ九合之合付ハ御田地見引可申分
無之ニ付御残高ニ相返シ可申事
右何銘ニ而も右割方之通之物ト
可心得候考拔品々年々相替
事ニ有之高畝反並シニ可相考候事

10

○ 升数ノ法
一 升。合。勺。抄。撮。圭。粟
但シ升目ハ粟切ナリ
桶ニ升目を積ル可□□

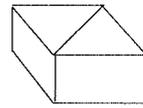
○ 一二二又口底なる事

式度かけて
深さをかけて升目ともしる

11

術ニ云一二二ハ壺尺四方六面ノ坪数壺寸坪
千坪を升之法六百四拾八坪式分七厘を以わり
一二二と成なり
壺升升之法

口廣サ四寸九分
一升ます
底深サ二寸七分



口ノ四寸九分兩ニ置
かけ合一寸坪二百四十
坪。一厘右ニ深サ二寸
七分をかけさい坪
六百四十八坪二分七厘也

12

位見ノ法

一 かけて位を見る時ハ先式千五百間ニ
式千五百をかけ坪数何程と問

答テ六百式拾五万坪

術ニ云式千五百間ニ式千五百をかけるニハ
式千より段々ニかそい下り千百拾壺と。一と。

云所まで下り又一と云桁之下。一と初メて
目張式千五百間なるゆいニ。一十百千と。千と。
云所もかそい下り其桁を。印を付

13

壺と定かけ合て後其印之所より

一十百千十百万とかそい上りテ六百式拾
五万坪と答るなり

又法

一 わりて位を見るにハ六百式拾五万
坪を式千五百間ニ割何程と問

答テ式千五百間

術ニ云正六百式拾五万坪を式千五百間ニ
割ニハ六百二十五万千百一とかそい下り

14

其一と云桁之上より又一十百千と。目張
式千成ゆいニ式千と云所までかそい上りて
其式千と云所ニ印を付壺と定。置て。

わりて後ニ印之所より一十百千と何程
ニ而もかそい上り位を答イ可申事

但位見用余ハ各習之

開平方

一積六百二十五坪有り是を四方

15

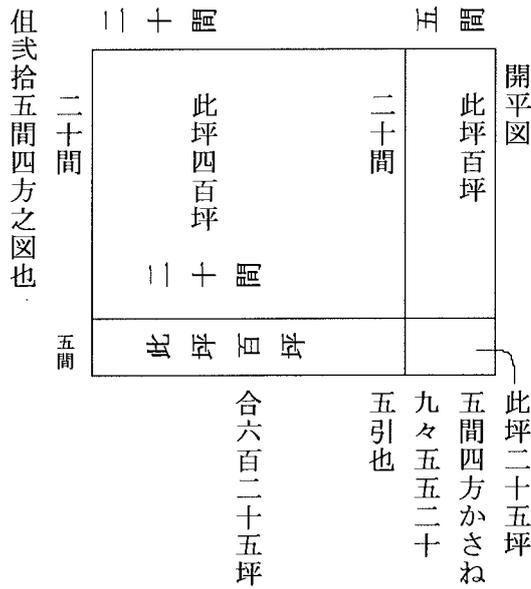
四角ニ見て何程と問

答テ式拾五間四方

術ニ云先六百二十五坪と置位を見るニハ
五坪と云所坪ハ一成ゆいニ一一十とかそい
あかり十三あたりニて十間之位と見て
大方二十間と見てニ二ケ四百坪引其二ヲ
目張ニして五を以倍として四なり其口ヲ以
残り式百式拾五坪を四の二天作の五と割

則五なり其五をかさね九々ニ而五五
二十五引残なし式拾五間四方答る也

16



17
一積千式百五拾五坪有り開方ニ開テ
何間四方と問
答テ三十五間

術ニ云大方三拾間と見て三三ヶ九百坪引
法ノ三を倍ニして六なり六を以わり五と成
其五をかさね九々ニ而五五二十五引残なし
三十五間と答るなり

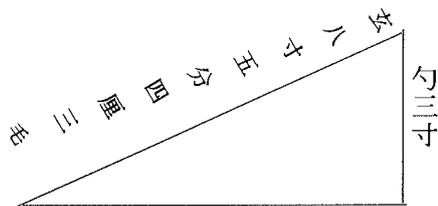
但三〇五と成るなり是ハ三三九之九々
ニ而座敷を下るなり
又法

18
一積式千式拾五坪有り平方ニ開テ
何間四方と問
答テ四拾五間

術ニ云大方五坪より。一壹。十。と位を見て
十なり先四拾間四方四四之千六百坪引
商四と成又四を法ニ立五を以倍ニして除き
四拾五間なり

但四〇五と成なり是ハ四四の十六ニ而
座敷を下るなり
此内四千三三ヶ九ニ。四四十六千也
外ハ座敷を下る事なし

19



如図勺受玄有り
勺有り受有玄ヲ問
答テ玄八寸五分四厘三毛
又法玄有り受有勺ヲ問
答テ勺三寸
又法勺有り受有勺ヲ問
答テ受八寸

術ニ云勺巾受巾をかけて
平法ニ開テ玄を得る
又玄巾より勺巾を減じて余りを

20
平法ニ開テ受を得る
又玄巾より受巾を減テ余りを
平法ニ開テ勺を得る

但冪とわ同じ物をかけ合
たる坪数を云なり略して巾ト
ちも書なり
一勺冪ハ三寸三寸かけ合三三ヶ九ニ而
壹寸坪九坪なり又受冪ハ八寸二八寸ヲ
かけ合たる坪ニ而八八六四坪なり
一勺巾九坪ニ
一受巾六十四坪
一々壹寸坪七拾三坪也

21

右ヲ平法ニ開テ玄なり

八寸五分四厘三毛

又
一玄巾七拾式坪九分八厘三毛口口四九
但九八を切あけ七十三坪なり右之
内より勺巾九坪を減テ余りを平法ニ
開テ受八寸を得る

又
一玄巾七十三坪より受巾六十四坪を減テ
余りを平法ニ開テ勺三寸を得る
但勺受玄各習之

月 日

御留抜書



御留抜書

縦十五cm×横二十cm五ツ目綴百四十二丁

江戸時代仙台藩では諸行事や慶弔の儀礼、登城、藩庁執務などで一門から武家奉公人に至るまで統御のために武家にふさわしい規則が求められ、従前から伊達家において領国支配のため先例古格に則して定められていた作法と行事を斟酌し、加えて江戸幕府機構の一藩として当然幕府に準拠した規範に整備されてきた。

本書は江戸後期（元文～安政年間）仙台藩における年中行事、誕生、葬礼、叙任、執務、登城、進物献上などで藩庁から片倉家へ実際に通達された触書等の事例を施行年月順を追わずに書留め、集録したものを二十四項目に分類整理された家法集のようなものである。

主な内容は前章で触書等の使用用紙を定め、以下文書取扱では文書様式、触書等の示達は奉行職が行うことなどを、執務に当っては家臣としての矜持と厳正な秩序の保持を定めている。年中行事では年始、三朔及び節句の式日は登城日と定め、なかでも正月の賀礼は特に重要で藩主在国時片倉家当主は行列にて登城することが定められ、併せてこれらの行事儀式に際しては礼儀として相応の衣服の着用を定めている。

以上から江戸時代仙台藩も幕府、他藩と同様に規則と諸行事の威儀化がはかられてきたことを窺わせる定めとなっている。

1 目録

- 一 (壹) 御判物到来之事
- 一 (二) 御触到来之事
- 一 (三) 仙台御曆々并家来文通之事
- 一 (四) 仙台出火之事
- 一 (五) 上使被成下候節之事
- 一 (六) 御子様方より御使者之事
- 一 (七) 御客様御取扱之事
- 一 (八) 御内証 年始三朔 節句式日 之事
- 一 (九) 御屋敷女御門出入之事
- 一 (十) 御掃除之事
- 一 (十一) 御血忌御達 御部屋住 之御例 之事
- 一 (十二) 御暇御願 御法事ニ付 御暇共ニ 之事

2

- 一 (十三) 龜ヶ岡御殿より御拝領物之事
- 一 (十四) 御病氣御達之事
- 一 (十五) 御親類様 御両数 片数 之事
- 一 (十六) 年始御礼被仰上事 七種之事
- 一 (十七) 卯日御相伴之事
- 一 (十八) 上巳端午賜冰始重陽之事
- 一 (十九) 寒入 御当病ニ 之節共ニ 之事
- 一 (二十)

4

- 一 (二十一) 歳暮之事
 - 一 (二十二) 御奉行職御始之事
 - 一 (二十三) 御簾中様御逝去之事
 - 一 (二十四) 於佑様御安産御七夜之事
 - ※ (一) は朱字
- 3
- 一 常式御願書折紙ニ而御奉行衆御宛名 様附ニて被相出候事
 - 一 於御城御膳被指上度御願二月十五日御指出 但シ御参府之節ハ正月十五日
 - 一 諸事之御伺前広御指出 但シ御参府之節ハ御発駕御日限被 仰出候節御指出
- 4
- 一 御文通紙之事
 - 一 大杉原 近衛様奉始 御大名様方 御旗元衆御藏元等迄他所御文通之分
 - 一 中杉原 屋形様奉始 御子様方迄 御在江戸御披露状御口上書共ニ
 - 一 中厚紙 但シ御口上書ハ包紙江御宛名一字御名相 認候事御成方包紙共ニ
 - 一 御奉行衆以下組士迄一統江戸詰之衆ニ而も

5

- 一 同断併御他家江御附人等被 仰付引移居候 衆ハ中杉原可然吟味之上御用 但シ成方下太方
 - 一 一 豎紙御願御重判物 中厚紙
 - 一 外御願書中厚紙横折包方下太方上江計
 - 一 御伺書ハ中厚紙横折右同断上伺書下江 御名認ル
 - 一 御達御届中厚紙剪纸ノ計
- 5
- 一 嘉永六年十二月二十五日 屋形様慶邦君御直書ヲ以 御弓矢御拝領 殿様宗景君御当職中也 右御書写 此弓矢 曹源院殿御用之品ニ而於我等ニ重宝 候得共其身家筋格別且当夏中之心配 旁遣候弥精勤を励可尽勤仕候此旨 子々孫々へも可申伝候也 極月二十五日 御上包江御書 片倉小十郎殿
- 6
- 一 (壹) 御判物到来之事
 - 一 御判物到来之節直々

御前^江 差上候上御判相据
御実名ハ 御自筆

但^シ 屋形様奉始上々様^江 被仰上
御便書之外御大名様^ニ 而も
御実名ハ 御右筆相認候事

(二) 御触到来之事

御奉行様御触^{江左ニ}
片倉小十郎他出^ニ 付留置申聞候様
可仕候以上

右内

何之誰印

7

御目付衆御触^江

附札安政六年五月二日御目付
高橋志津三郎殿^{より} 朱書之通^ニ 相認候様
申来候

主人片倉小十郎他出^ニ 付留置申聞

とり他行とり出茂とり留置中^ニ 付

御触之通留置申聞候様可仕候
義^ニ 御座候以上

御親類様^{より} 御附札之節ハ左^ニ
何之誰義留主中^ニ 付御触之趣

可申聞候

右親類

何々誰

御屋敷奉行衆御触^江

御名下^江

内 何之誰印

右之通^ニ 而御在所之砌ハ在所^ニ 付と認
御定府中先ハ御奉行様御触^{江ハ}

御直御承知外ハ附札致候様其時々被
仰出候事

8

(三) 仙台御曆々并家来文通之事

一 御一門衆家老用人重立候者

一 御一家御一族御家老始大番格以上之輩^江

直宛不仕家来名前^ニ 可仕事

一番頭格以上之輩^江 は無苗字^ニ 可仕事

一 御一家准御一家御一族大番頭格以上之

家老用人重立候者

一番頭格以上之輩^江 直宛^ニ 不仕家来

名元可仕事

一 詰所以上之輩^江 無苗字可仕事

一同以下大番組^江 ハ片苗字^ニ 可仕事

右之衆中家来軽者ハ身分^ニ 随

9

苗字無或ハ披露状之品相応勘弁

可仕事

一 組士^江 ハ対苗字^ニ 可仕事

一 右同断留主居以下^{より} 大番組^江 ハ無苗

字^ニ 可仕事

組士^江 ハ片苗字^ニ 可仕事

前書之通此度後藤孫兵衛様^{より} 御定

申来候間御直参取遣之義不敬無之
様相心得可申旨被

仰出候

但詰所以上ハ御評定所御記録役
以上^ニ 候間其心得可仕事

10

一 御一門衆家中ハ小性以上^{より} 番頭以上迄ハ

直宛所詰所^江 は片苗字同以下^{江ハ} 諸

苗字

一倍臣ハ御一門衆^{江陰ニ} 而無苗字様付

御一家衆殿

但大番頭以上^江 殿付詰所以上^江 は

殿付大番組以上殿組士^{江ハ} 無殿同

格也御茶道御同朋大番組也

(四) 仙台出火之事

一出火之節三丁四方御火消被相出候事

御火消方士壱人御不断五人小旗持一人

階子持兩人ハ九人也

11

一 御親類様方^江 御加勢壱人士外御不断

壱人被相出事

一 町通御用達共近火之節ハ見廻被

相出候事

一 御用達共類焼之節ハ早速握飯

煮^レ様之もの被下候事

一 士通九曜雁木草衣凡下ハ石餅也
御触

一出火之節三丁四方^二候ハ、早速欠付
消留可申事

一 慎閉門等^二而も出火之節危時分ハ
屋敷之内差図不苦事

一 殿様御定仙^二付被仰出左^二

12

一 川内出火之節ハ何方^二而も早速
御登 城被遊事

但御將束御行列共火事場^江被
遊御詰節之通左火之模様次

第火事場^江も被遊
御出候事

一 川外出火之節ハ大火ハ勿論火之模
様次第御出被遊候事

但兩山^并御宮等御近火之節ハ
被遊 御出馬候部其節ハ

御登城御直々火事場^江被遊
御出候事

右兩条之通早速御供人数
御式台^江可相詰事

右之通御定仙中被 仰出事

一 火事法被馬乘明候を着用之儀

家老之外指支候併為倍臣トイへ共馬上役
之者馬上勤之節ハ羽織并火事法被
共不苦事

右ハ大立目下野殿御宅^二而被仰渡事
附歩立之節相用撮当相受候節ハ

馬上^二相詰候事^二相答御火消御人
数等召連罷出候節ハ相答不苦
事

13

一 殿様御出馬之節御手鎗并御纏小
印相附可申事

一 夜中ハ高挑灯御纏御馬先^江立可
申事

14

14

日中^茂御纏ハ御馬先^江相立候事
御登城之節ハ御纏高挑灯下馬^江
可指置事

御触写
一 火之三丁四方屋敷之輩不居合或ハ指
支有之家来指出候節ハ印無之候而ハ
指図等難成候間向後ハ御一家始三千
石以上之輩人数指出候節ハ段々家
紋相付候小旗夜中ハ高挑灯為持
候様可為仕事

右之通三千石以上之輩^江計若兼而
之御一門衆可被相通候以上

要人孫兵衛文七郎監物

十月十九日

15

(五) 上使被成下候節之事
一 上使被成下候御御目付衆より先使
在之砌附札承知左^二

御名下^江内 何之誰印
則申聞候様可仕候
天保九年三月

御曹司様^{慶邦} 御元服御官位被為蒙
仰候^二付以 上使御拝領物被遊候^二付
御次第左之通

一 御広間^并御門番所御飾在
一 御門番御不斷兩人具羽織着之
一 上使^江附人 御不斷
御家老指代

一 御門内^江 紺野九郎左衛門
御留主居
矢内太郎左衛門

一 御玄関御白洲^江 若士
金子健治
田切俊右衛門

一 御玄関薄縁^江 御用人
本沢平左衛門

御先立直々舞台之間上段之間^江
御案内

一 御玄関板之間^江

御親類様

松前八之助様

久世栄太郎様

一 上使御刀持

佐藤誠

17

一 上使御出之節御玄関鏡板迄被為

出 御直々御案内

一 上意之趣被 伝述

御拝領物御頂戴

御拝領物持参役

水野捻之助

右御拝領物 上使之御先^江参候ハ、

舞台之間御床之上^江置御小性附居

一 御長鮑

一 御自身

御次迄

一 御親類様被成御出

18

一 御煙盆^{ママ}

一 御菓子

一 御薄茶

佐藤 誠

水野捻之助

御自身被相出被為引

御次迄

岩山 操

御茶道役

田切俊右衛門

水野捻之助

佐藤 誠

一 御菓子引

一 御煙草盆引

濟而

一 御親類様御老人御出御請申上候段

御取合

一 御出座御請被 仰上

19

一 上使御帰之節御出之通

一 上使御帰以後御使者御口上書左^二

口上

只今は

上使被相勤御太義之至^二候 為其

以使者申入候

小十郎使者

三月十八日

右御礼御月番高泉李様御宅^江

御出被 仰上候事

嘉永三年五月

真寿院様 宗景君

御実母 御死去^二付

上使^江江戸番馬上

猪狩市郎左衛門殿

御出^二付御手段書左^二

20

一 御門番御不断二人具羽織袴着之

一 上使^江 附人

御不断

三家左衛門

御留主居

一 御門内^江

一 御玄関御白洲^江 若士二人

金子梶之助

小片礼之進

一 御玄関薄縁^江

御用人

岩渕輔右衛門

直々御先立大書院上之間^江御案内

一 御玄関鏡板^江

御親類様御兩人

安部義三郎様

丹野善七郎様

21

一 上使御刀持

御刀は御刀かけ^江 掛之

黒沢精一郎

一 上使御出之節久世平八郎様

御玄関迄被為出御直々御案内

一 上意之趣被 仰述

御拝領物被為有候ハ、右持参役

高橋幸之丞

右御拝領物上使之御先^江参候ハ、

大書院御床之上^江置中小性附居

一 昆布

久世平八郎様被差上

御次迄持参

堤権太夫

只今者

上使被相勤御太儀之至為其以

使者申入候

小十郎使者

五月廿二日

藤倉丈吉

一 前段之上使被成下候御礼久世

平八郎様御登 城被仰上

一 上使御出 上意之趣左^ニ

一 御菓子

平八郎様被相出被為引

御次迄持参

堤権太夫

御茶道

谷 永春

小片礼之進

一 御菓子引

一 御煙草盆引

一 御親類様御一人御出御請申上候段

一 御取合

23

一 平八郎様御出座御請被抑上

一 上使御帰之節御出之通

一 揃五半時何茂麻上下

一 上使御帰後御使者御口上書左^ニ

口上

右御使者へ

一 御煙草盆

一 御茶

一 御菓子被相出 若士

一 帰之節計御門開之御式台等詰所

已上之通

一 右御礼御親類様被相頼左之通

片倉小十郎母真寿院病氣之処

養生不叶死去之段

延寿院様達

御聴可為愁傷被 思召之旨

26

右小十郎^江御使者を以

御尋被成下難有仕合奉存候右

小十郎忌中^ニ付右之御礼申上度

拙者依親類罷出申候已上

四月廿八日

(六)

右於佑様より御尋被成下左^ニ

於佑様

御加之上

過る廿六日母真寿院死去のたん

聞せられ言語に絶し悼入候

事に思召され候よつて御悔

として御使者を以仰遣され候

25

殿様被遊 御逢御口上之趣御承知之

帰之節御縁通迄御送り遊はされ候

24

母死去之段達 片倉小十郎

御聴可為愁傷被 思召候以

上使御悼被

仰下旨 御意

一 右^ニ付

延寿院様より 御尋之御使者

被成下左^ニ

御使者

大友栄吉殿

右栄吉殿被参候節御番頭案内^ニ而

御広間上之間^江通し御小姓頭出会大

書院上之間^江案内

27

御使者

四月廿九日 岡本左覺

右御使者被參候節御番頭案内御広間
上之間江通し御小性頭出會御口上之趣
承知仕申上候事

一同所二而

煙草盆

御茶

御くわし被相出 若士

掃之節鏡板迄若士送

右へ携候御役人麻上下

右ニ付御礼左之通り

片倉小十郎母真寿院病氣之處養

28

生不叶死去之段已上於佑様達

御聽可為愁傷被思召之旨御使者

を以右小十郎江御尋被成下難有

仕合奉存候右小十郎忌中付拙者

依親類右之御礼申上候以上

四月廿九日 安部義三郎

右御使者二御番頭才藤甚十郎被相出
候事

29

(七) 御客様方御取扱之事

一 御一門様 大書院上之間

右御小性頭御案内御出御帰共下座敷迄

下座敷江若士兩人士下座壺人御重戸

際江御刀取御出御帰共同所まで

但し安房様ニ限り別而御直被仰合之上

殿様ニ而茂鏡板迄御出被遊候に 付

御刀取下座敷江出可申事

一 御奉行様

一 御奉行御勤御首尾能御退役之御方様

大書院上之間

一 御宿老様御同処右同断

御案内御小性頭鏡板より若士兩入下座

30

敷江御重戸際江御刀取御帰之節も

同断

一 中村左衛門様

一 松前主水様

一 茂庭周防様御同処御案内御刀取等

都而右同断

但シ右御三家様は御代々之事

右御方様御同役様方御同道之節は

御並方御広間上之間ニて都而御同様之事

一 大書院江御通被成候御方様江御煙草

盆御火鉢御着座則上可申事表御座

敷御錠口迄脇指帯し相勤可申事

但し御入江被成御通候節御刀は梅之間

御刀懸江

31

一 御三席様并大番頭以上之御方様は御広

間上之間

右御案内御番頭鏡板若士兩入下座敷江

相出候者之内より直々御刀取御広間ニ御控

被成候節御火鉢御煙草盆無間取上可

申事

但し御入江被成御通候節は御刀は

小書院御刀懸江懸之御案内御錠

口迄

一 番頭格以上

御広間右次之間御案内鏡板江壺人

下座敷江壺人但し御入江被成御通候節

者御案内も一同御刀持相出大書院下

32

之間御刀懸江懸之御広間ニ被成御控

候節は御火鉢御煙草盆無間取上

可申事

附御帰之節は御案内御錠口より

御刀持は大書院上御縁通ニ控居詰所

以上も同断之節は御同様之事

一 詰所以上

御広間右次之間鏡板江壺人可被出事

御広間ニ御控被成候節は御火鉢御たは

こ盆早速上可申事

但し御帰之節も同様併詰処

以上御両放之御親類様江は御
帰之節下座敷迄送上候

33

- 一 詰所以下より大番組まで御広間
右次之間御帰之節鏡板まで送
- 一 組士御飾之間帰之節右同断
- 一 御一門格は寺院大書院上之間
御案内は御番頭若士兩人下座敷
- 一 諸寺院は格次第御広間夫々案内
可仕事

一 中之口御見廻被成候番頭格以上詰所
以上之衆御供之者申通候節御広間ニて
承知致早速罷出表御玄関御格之通
ニ而御客之間江御案内同所ニ而被仰置
御帰被成候節は御刀持は不罷出御入江

34

- 御通被成候節は番頭格已上詰所已上之
衆共ニ御刀は同所御刀懸江懸之
但し御帰之節は御刀持御廊下ニ
控居
- 一 御客様方夜中御帰之節ハ御錠
口より御案内と一同御袋手燭御
式台鏡板まで御坊主詰合無之
節は御料理人見習ニ可為上事
但し表御玄関中之口共ニ同断

御門之部

- 一 御門都而開き候儀は御客様方
御門前江聊も不為待候様ニ訖度
御門番心懸させ可申事

35

- 一 御一門様
- 一 御奉行様
- 一 御宿老様
- 一 中村左衛門様
- 一 松前主水様
- 一 茂庭周防様
- 御門開御番人土下座
- 一 御三席様方
- 一 大番頭格已上
- 一番頭格已上

御門開御番人土下座
詰処以上御帰之節計御門開

36

- 御出御帰り共御番人下座
- 一 諸士は勿論御使者ニても供召連
候御方江は御門番下座
- 一 御連子様江は土下座
- 御使者之部
- 一 大番頭格已上之御使者は御飾之

間帰リ之節鏡板まで送

- 一 右以下之御使者下之間縁通帰リ
之節右同断

37

- 一 御火鉢十月朔日より三月晦日迄
- 一 御烟草盆四月朔日より九月晦日迄
右之中ニ而も寒氣強く御座候ハハ
- 御火鉢上可申事
- 一 大番頭格已上御見廻之節は御門番
誰様御見廻と相触可申事
- 一番頭格已上は御門番柏子木打可
申事

詰処以上は供之者直々御広間江相
通し候節早速可罷出事
右之通被被 仰出候事
御式台之部

御出 御帰之節御広間詰合不残
可罷出事

- 一 御留守居其時宜次第可罷出事
- 一 御家老出入朔望廿八日其外指立候
節は可罷出事

38

- 一 御祐筆是迄之通御用手透
ならひに中小性之内御刀取ニ引足不
申節は

若殿様御近習之内可相勤事

御刀と御乗物之戸相勤候者一人之時

分は御乗物之戸は御祐筆可

相勤事

但し御間かけに不相成様可

取計事

(八) 年始

一元日より七種迄麻上下八日より十日まで

番頭一人御取次壹人麻上下着すへき

事

39

節句三朔

一 小性頭ヲ始表向詰合之輩何も麻

上下着用之事

但し四ツ時より八ツ時まで可着事

一 表向之外は一通以上之輩麻上下右

已下肩衣着用之事

但し八ツ時までニ而宜敷事

右御祝詞申上候輩左御小性頭出入司

御奉業御懷守御留主居御近習向奥

向役人は御物置ヅリ役取次を以可申上事

表向は御小性頭を以可申上事

例月之朔望廿八日

一 御祝詞申上候儀は前條之通可申上事

一 御小性頭始表向詰合之輩肩衣

40

着用之事

但し早朝より八ツ時迄着すへき事

一 御屋敷惣詰合交代定詰之輩御用

私用共ニ御小性頭江相達候上御門相出可

申事何方江之御使者何御用等ニて

相出候由相達頭々相濟罷歸候節も

唯今相勤罷歸候段是以間届候上日々

書上候勤帳江相記候様首尾可申事

一 私用ニて相出候節は何方々々江用弁

且ツ誰様江自分罷出候間御暇相願候

旨可申出事御番頭御近習向奥向之外

は御小性頭承濟相出歸り候ハハ早速

申出御番頭御近習并奥向はヅリ役を以

御暇申上歸り之節は奥向之外御小性頭

41

江可申出事

一 御小性頭出入司惣而同断出入司共ニヅリ

役を以可申上事

一 御用之外暮六ツ時過御門相出申間

敷事都而御用向たりとも暮前

に罷歸候様心懸可相勤候若シ違方勤

先ニ而間取候節ハ其段承届不分之

儀も候ハハ可及吟味候公辺向御用は

勿論急御用之儀は昼夜之指別無

之儀ニ候条是以出入承届可申事

一 日々出入勤書上相入

御覽候事ニ候処以来相勤候出入時

刻性名肩書ニ為致可申事

42

一 交代之輩私用ニ而御門出入之儀暮

六ツ時過被相禁候行歸共ニ御小性頭江

申出同刻過候砌は可及吟味事

一定詰之輩ハ夜四ツ時限り御用捨

被成下候出入共ニ御小性頭江申出承届候儀

等交代之輩同様ニ候事

但し御不断御小人御下々ハ右同様

頭々始末可致事

一 諸士は勿論倍臣之輩共ニ僕召連

候者江は御門番之者下座敷江相出

可申事且無僕之者は誰様何方

様より之御使者之訳御門番承候様

可為致事諸方より使之儀も同

43

様為承夜中之儀は別而可為心懸

事

一 御小性頭始一統御門出入之儀は御用

私用之訳御門番江相断承知為致可

罷通候事

右之条々此度改而被

仰出候事

(九) 御屋敷御門女出入之儀左之通
一他外より御使女中且は御供婦之
女中或は脇方より御怡御機嫌同等
罷出候分ハ士凡之妻子共ニ無御判何
方之衆ニ候との儀御門番承届相

44

通可申事

但し万一格敷ニ而之様子之者ニ候
ハ品よく承合弥以不審之儀在之
候ハハ向々江申出得指図候上可取計事

一老女中并御留主居の妻無

御判可相通事

但し御門番承届可相通事

一定詰之妻子并御奉公ニ罷出居候女

中共ニ御判を以可相通事

但し御門番承届可相通事

一御屋敷詰合之者江親族等之

縁を以為対面御屋敷江罷越候分

45

は以 御判可相通事

右之通被

仰出候事

(十) 御掃除之覚

一大書院小書院御客之間御広間

右御座敷之分御裏縁通まで一字

一中之口御式台之辺一字

右御広間詰持前毎朝御掃除可仕候事

御直覧も被遊候間毎朝御小性頭御留主居

御番頭制導可仕事

一若殿様御部屋御近習坊主江手伝可

申事

46

右は御懷守御物置より役制導可

仕事

御掃除御定

一表通御門外御裏御門より北之方

御式台前御広間東之方御露地御広間

前通一字腰懸裏通まで御門番持前

一表通御裏御門より南之方一字

一大書院同小書院御露地

一扇之間御小座敷御茶之間前

一御広庭通御茶屋辺共ニ一字

右ハ御草り取御小人御下男

一御広間下部屋より中ノ口辺御台所辺迄

一字

47

右は御台所守并定手木

一奥方御式台前御末裏通一字

右は奥方御下男

右場処々四九之日御掃除仕候様被

仰出候事

但し風雨之節は見分之上不時

ニも御掃除可為致事

一馬場 御乗前通跡掃除可申事

御下男中

但し御仕廻夜ニ入候ハ翌日

一定詰部屋前其身々々無怠掃除可

仕事

一惣部屋中洲并捻手水場

右者 釜前人足

48

右は御賄持指図時々御掃除可為仕事

一惣水堀御掃除 御賄持并小頭制導

可為相払事

一御屋敷内外共ニ御掃除御留主居御番

頭指図御賄持主立被

仰付事

一御門屋根瓦并御長屋通石垣共ニ

草折々可為取事

附御玄関前は勿論御門より相見得

候御長屋通江暫時之間も見苦しき

物不指置様可仕候万一も指置候儀

見当候ハ早速為取払候様可致候当

番頭はしめ御広間詰合中心を付居

撮当可申事尤御玄関前は勿論御

49

門より相見得候場処聊^ニも破損等
相見得候ハ、是又早速御手入^ニ相成
候様向々^江可申出事猶御門番^ニも
見当次第申出候様御番頭首尾可
申事

右之通被

仰出候条指図持前々々^江制導可

仕事

小性頭

番頭

広間詰合中

一 御広間詰定詰交代共に老人宛日
々当番相立御座舖御掃除をはしめ

50

見廻可相勤事

但し若士勤之輩計たるへし

一 明六ツ時御玄関を開き御門内外

見廻可申事

一 御玄関を開御門内外見廻直々大書院

小書院まで見廻り都^而之儀相糺御破損等

も在之候砌は向々^江申上始末可仕事

一 御掃除等其事御座敷番之者老人^ニ而

は不行届之儀申合候ハ、相互手伝可申事

一 朝々御玄関内外番頭見廻可申候不作

法見苦敷事は夫々及撮当可申候御門

前通内外不作法之有無御門番承届
可申付事

51

一 御広間之儀は御場所柄之事^ニ候条詰

合之者共都^而等閑^ニ無之様諸事勤方折入

御客様有之候而も取散し置候ては甚懶惰

之儀^ニて御外聞之事^ニ候間御掃除をはしめ

不取乱様常々心懸可申事尤其持前

々々^江泥居候ては御人少之儀不宜候間誰

彼之無指別面々申合御間処々々時々見廻

可申事

一 火之用心可心懸候御座敷々々^江火鉢

煙草盆も相出し候儀暮六ツ時其日々々

火を通し候場所見廻り御道具も心を付

可申事部屋々々共見廻可申事

一 御使者勤方并御取次致候者他外^江

52

対し念を入取扱候様可相勤候初心

之者は御口上之御間振合候事俣在之候

何も折入初心之者へは能々教道為相

弁候様平日心懸可申候且ツ常々詰処^江も

他外之者無案内出入も在之事^ニ候間不

乱様都て惰閑不行儀無之様士道相

嗜勤仕可申事

御馬代金御定

一 貳万石以上 金七切

一 壹万石以上 四切

一 五千石以上 三切

一 三千石以上 貳切

一 一千石以上 壹切

惣^而御肴代と有之候節ハ右馬代五ヶ老ヲ以
取納可申事

53

御忌中御門之格

一 御忌中

屋形様御門前御通被遊候節ハ御門不

相開小御門計相開兼^而之通御留主居相出候事

右ハ朽木仗太夫様御死去^ニ付

殿様御忌中田切俊右衛門ヲ以御小人目付

方承合如斯

一 御血忌中も御同様之事

天保八年五月廿六日金子棍之助ヲ以

御目付本多源之助殿^江御問合^ニ相成候事

一 御參勤御下向之節御門^江罷出候御留主居

麻上下^ニ罷出候事

但シ御門番所御飾ナシ御門番之者

具羽織^ニ御門外警固兩人首尾

可申事

54

(十一) 御血忌御達之事

私嫡子同氏伊豆妻昨廿二日安産男
子出生仕候^ニ付来ル廿八日迄日数七日右
伊豆儀血忌^ニ御座候間此段相達申候以上

御名

八月廿三日

鮎貝兵庫様

右 御誕生様御名御届

私嫡子同氏伊豆妻安産男子致出生候

^ニ付名敬三郎^ト相付申候右之段可致御

届如是御座候以上

御名

十月十三日

中村左衛門様

55

同断^ニ付御宿老衆^{江左}

私嫡子同氏伊豆妻安産男子出生

致候^ニ付名敬三郎^ト相付申候右之段

致御届候以上

十月十三日 御名

但木主馬様

右弘化三年

景德公御部屋住^ニ而御血忌御達の御例也

私嫡子同氏備中妻昨十九日安産女

子出生仕候に付備中儀昨十九日より

来ル廿五日迄日数七日血忌御座候間

此段相達申候以上

56

御名

六月廿日

石田豊前様

御名御届

私嫡子同氏備中妻去月十九日

安産女子致出生候^ニ付名徳と相附

申候右之段可致御届如斯御坐候以上

七月 御名

高泉柰様

御宿老衆^{江左}

私嫡子同氏備中妻去月十九日安

産女子出生致候^ニ付名徳^ト相附

申候右之段致御届候以上

57

七月二日 御名

後藤孫兵衛様

右天保十一年六月

御女儀様御誕生之御例也

58

(十二) 御暇御願之事

私儀城地^并御境目為^{ベリ}在所^江

罷下り直々

御下向御迎^ニ罷出候様仕度奉存候依

来ル廿三日より来月二日迄出入日数九日

在所^江之

御暇被成下度奉願候以上

弘化三年ノ御例

四月十八日

真山図書様

片倉小十郎殿

御自分義城地^并御境目為^{ベリ}在所^江

罷下直々

御名

真山図書

59

御下向御迎^ニ罷出候様仕度候間来^ル

廿三日より来月二日迄出入日数九日在

所^江之御暇被成下度旨願被差出候

如願之御暇被成下候条其御心得可

在之候以上

四月十九日

右御請

真山図書様

私儀城地^并御境目

旨願申上如願之

60

御暇被下置候段承知仕難有仕合奉

存候御請之儀宜様被仰上可被下候以上

四月十九日

御下^ニ付御届

凶書様

小十郎

私義如願御暇被成下候^ニ付明廿三日致在所候間此致御届候以上

四月廿二日

御目付衆^{江左}

上郡山丹宮様

御名

61

私事御暇^ニ而明廿三日より来月二日迄致在所候^ニ付仕不致候間此致御断候以上

五月二日

殿様

若殿様御上府に付左^ニ

豊前様

小十郎

私儀去月廿三日より御暇^ニ而在在所罷在

候処只今致上府候間此致御届候以上

五月二日

62

豊前様

小十郎

私忝同氏伊豆儀在所罷在候処

只今致上府候間此致御届候以上

五月二日

御目付衆^{江左}

白石源右衛門様

片倉小十郎

私事御暇^ニ而在在所罷在候処今日

致上府候間此致御断候以上

五月二日

右三通御着則御門番御使^ニ而被遣

63

嘉永四年三月

御参府^ニ付御暇左^ニ

私儀当 御参府 御発駕以

後出起越河御境目迄罷出直々来

月朔日迄出入日数十日在所^江之

御暇被成下度奉願候以上

御名

三月十三日

御奉行様

片倉小十郎殿

泉田全

御自分儀 御発駕之節越河迄

64

罷出直々来月朔日迄日数十日在所^江之御暇被成下度旨願差出候如

願之御暇被下置候条其心得可在之候以上

三月十四日

右御請

泉田全様

片倉小十郎

私儀 御発駕之節越河迄罷出

直々来月朔日迄日数十日在所^江之

御暇被成下度旨奉願候処如願之

御暇被下置候段承知仕難有仕合

奉存候御請之義宜様被仰上可被下候以上

65

三月十四日

全様

小十郎

私儀如願之御暇被成下候^ニ付今

廿一日致在所候間此致御届候以上

三月廿一日

御目付衆^{江左}

茂貫大橘様

片倉小十郎

私事今廿一日より来月朔日迄御暇^ニ而在所致候^ニ付仕不致候間此致

御断候以上

三月廿一日

66

小十郎様

全

御自分如願之御暇被成下候ニ付今日被致在所候由致承知候以上

三月廿一日 小十郎様 茂貫大橋

今廿一日より来月朔日迄御暇ニ而在所被成候ニ付仕度不被成候段被仰下承知仕候以上

三月廿一日 御上府ニ付左ニ

豊前様 小十郎

67

私儀御暇ニ而在所罷在候処今日到上府候間此段致御届候以上

四月朔日 武藤今朝五郎様 片倉小十郎

私事御暇ニ而在所罷在候処今日致上府候間此段致御断候以上

四月朔日

真寿院様御一周忌ニ付 御暇御願左ニ

私儀亡母真寿院来ル廿六日一周忌相当ニ付於在所法事執行仕度奉存候間来ル

廿三日より廿九日迄出入日数七日在所江之

68 御暇被成下度奉願候以上 御名

四月十八日

泉田 柰様

石母田勘解由様

中村左衛門様

石田豊前様

片倉小十郎殿 石田豊前

御自分義亡母来ル廿六日一周忌相当ニ付於在所江法事執行仕度来ル廿三日より廿九日迄日数七日在所江御暇被成下度旨願被差出候如願御暇被下置候条其御心得可

69

在之候已上

四月十九日

右御請

石田豊前様 片倉小十郎

私儀亡母来ル廿六日一周忌相当ニ付於在所法事執行仕度来ル廿三日より同廿九日迄日数七日在所江

御暇被下置度旨奉願候処如願之 御暇被下置候段承知仕難有仕合奉存候

御請之儀宜様被仰上可被下候以上

四月十九日

70

御在所御下り御届并御目付衆江御断等如御例之ニ付略之

天保十一年九月

徽山様 景貞 御病氣ニ付御暇左ニ

私父隠居同氏大弼儀過ル五日より病氣

に罷在候処昨日より弥増無然変症も区計容子之段申聞候間為看病

御暇被成下度奉願候快気次第罷

登候様仕度奉存候以上

九月九日 御名

福原縫殿様

片倉小十郎殿 福原縫殿

御自分儀父同苗大弼病氣ニ付看

病御暇被下置度旨願被指出候如願之

御暇被下置候条其御心得可在之候以上

71

九月九日

縫殿様 小十郎

私事御暇ニ而仕舞次第致在所候間

此段致御届候以上

九月九日

御暇被下置候段承知仕難有仕合奉存候

九月九日

九月九日

嘉永四年十月

御城地御境目為御_レり御暇如御願之被為

濟候処出水_ニ而中田橋落橋_ニ而通用留_ニ付

被成御在所兼候_ニ付御留主居口上_ニ而御月番_江達之

72

嘉永三年五月

御下向_ニ付御在所_江之御願御濟方

相成居候処

真寿院様御死去_ニ付御暇返上_ニ

片倉小十郎儀城地_并御境目為_レり之

罷下直々

御下向_江御迎_ニ罷出度来月四日より同十二日

迄在所_江之御暇申上如願被成下候処

右小十郎儀忌中_ニ罷成候_ニ付右之御暇

返上仕儀_ニ御座候拙者親類_ニ付右之段

相達申候以上

四月廿七日

久世平八郎

73

牧野新兵衛様

香宗我部齋

片倉小十郎事忌中_ニ付今日出仕登

城不致候間私親類_ニ付此段致御届

候已上

四月廿八日

牧野新兵衛殿被受候由

答なし

御暇御願

豎紙

片倉小十郎儀来ル四日より十八日迄出入日数

十五日白石_江御暇被成下度奉願候同人

儀母病死仕同所家中寺傑山寺_江

葬送仕候_ニ付罷下且法事執行も

仕度奉存候同人儀忌中_ニ而罷在候_ニ付

74

拙者儀依親類如斯奉願候如願之

被成下度奉存候以上

久世平八郎

重判

嘉永三年五月朔日

勘解由殿

右金子梶之助を以御同所御宅_江差出候事

一 五月三日石母田勘解由様より御留主居御

呼出_ニ付差代相出候処御暇如願之被成下

之旨勘解由様御口上之趣真山新左衛門殿

御談之由申聞候事

右付御礼御請等之御手数なし

75

五月四日

一 殿様今日御在所御下り之儀御留守居

口上_ニ而御届

但_シ兼_而御状_ニ而御届_ニ相成居候処
御忌中故如斯

76

(十三)

嘉永二年十一月

栄心院様より御拝領物被遊候左_ニ

片倉小十郎殿

武村忠吉

以手紙致啓達候時々献上物仕候

_ニ付口紅半切三百枚被下之旨

栄心院様仰御座候以上

十一月廿八日

此御使_ニ吉田喜平治罷出候_ニ付御茶御菓

子被下置事

御請

武村忠吉様

片倉小十郎

77

御剪紙致拝見候私儀時々献上物

仕候_ニ付

栄心院様より口紅半切三百枚被下

之旨

御意之趣承知仕難有仕合頂戴

仕候御請之儀宜様御心得頼入存

候以上

十一月廿八日

右_ニ付御礼

口上

私儀時々献上物仕候_ニ付

栄心院様より口紅半切三百枚
被下置之旨

78

御意之趣承知仕難有仕合頂戴
仕候乍憚右御礼申上度私儀
病氣付使者指出申候此旨宜
御心得頼入存候以上

十一月廿八日 御名

只野繁七郎様 御使者番番頭

服付麻上下

武村忠吉様

石川伝藏様

翌三年十二月十七日前年之通被遊

御拝領候処御礼被仰上振之義前年

御病氣^ニ付御使者^ニ而被仰上候処今般之義

ハ何様被仰上可然也中村左衛門様御用人^江

79

問合候処

栄心院様 延寿院様より御頂戴

物之節何時も御口上書御使者を以被仰上

由^ニ付其通被仰上尤仰付継肩衣^ニ而

被仰上候由^ニ候事

80

(十四)

御病氣御達之事

杳様 小十郎

私儀疝積之病^ニ而當時出勤可仕様
無御座候間此段相達申候以上

十月廿三日

右御答左^ニ

小十郎様 杳

御自分疝積之病^ニ而當時御出勤

相成兼候由被相達受取申候以上

十月廿三日

御目付衆へ御断

谷田定之助様 片倉小十郎

81

私儀病氣^ニ付出仕登 城不致
候間此段致御断候以上

十月廿八日

此度より登 城と申文字書入候様被

相戻候^ニ付其段申上書出候事

高橋五郎兵衛勤番

歳暮^ニ付御断左^ニ

日野三内様 御名

私儀病氣^ニ付出仕登 城歳暮御

祝詞不申上候間此段致御断候以上

十二月廿九日

橋元九八郎様 御名

82

私儀病氣付出仕登 城年始之
御祝詞不申上候間此段致御断候以上

正月朔日

御本復御達 勘解由様 小十郎

私儀疝積之病^ニ而病氣相達罷在候処

押^而今日出勤致候間此段致御届候

以上

御病氣中御出仕不被遊段御目付衆へ御
断在御案文略之

83

御当病御達

左衛門様 小十郎

私儀病氣^ニ而^而出勤相成兼候間当

病相達申候以上

九月十二日

御勘定所^江諸願指出候格

一御一門衆

一御奉行

一片倉小十郎

一御宿老

一若年寄

諸願は家来名元^ニ而添状を以指出諸達ハ
家来名元^ニ而添状^ニ不及

一 伊達安芸様 遠田郡 鈴木源之允
 大下馬前 涌谷
 一 伊達藤三郎様 登米郡 古山又十郎
 寺地村
 片平丁
 一 伊達右近様 江利郡 齋藤平右衛門
 岩谷堂
 龜岡通
 一 伊達六郎様 黒川郡 永井三郎左衛門
 宮床村
 片平丁柳町通南角

84

右之通御郡方江之儀ハ元文四年御郡奉行相伺各被申聞右之趣申渡置候所御勘定所之儀ハ別而申渡之義無之是迄不同有之事ニ相聞得候間此度同役中令吟味如斯之旨志摩一名を以出入司江申渡之

右之通享和三年四月十一日御指図罷成候由志摩様御用人菅野專治より相廻ス

85

(十五) 御親類様 御両数 共
 片平丁北目町通角

一 石川駿河様 伊具郡 広西岱介
 角田本郷

大橋脇

一 伊達將監様 伊沢郡 菅野雄五郎
 水沢

北片平丁

一 伊達安芸様 遠田郡 鈴木源之允
 涌谷

大下馬前

一 伊達藤三郎様 登米郡 古山又十郎
 寺地村

片平丁

一 伊達右近様 江利郡 齋藤平右衛門
 岩谷堂

龜岡通

一 伊達六郎様 黒川郡 永井三郎左衛門
 宮床村

片平丁柳町通南角

一 伊達主殿様 柴田郡 川崎村
 北片平丁龜岡通り

佐藤有見

一 白川七郎様 栗原郡一ノ廻 真板村

片平丁柳町通南角七軒丁 遊佐定之助

一 鮎貝兵庫様 氣仙郡 松崎

北片平丁

一 柴田外記様 柴田郡 舟岡

川内淀見通

一 大條長門様 亶理郡 坂本本郷

六軒丁

一 泉田 柰様 (志摩) 岩井郡東山 薄衣村

片平丁

一 村田松之進様 桃生郡 永井

片平丁 (主膳)

一 瀬上美濃様 桃生郡深谷 鹿又

大工橋掛上り (日向)

一 中村左衛門様 栗原郡三廻 岩ヶ崎

筋違橋行当

一 亶理伯耆様 栗原郡 佐沼

筋違橋行当

一 松前主水様 伊具郡藤田

龜岡通 (豊前)

栗原郡

一 葦名繁太郎様 石越村
 御裏下馬七軒丁

一 高泉筑後様 登米郡 米谷村

北片平丁北一番丁角 (源三郎)

一 福原又市様 (帯刀) 宮城郡高城

龜岡通

一 大町監物様 伊沢郡西根邑 金ヶ崎

北老番丁 (勘解由)

一 中嶋幡磨様 江刺郡 上口内

片平丁

一 茂庭周防様 (大隅) 志田郡 松山

中島丁川内山根

一 遠藤越後様 伊沢郡 衣川

六軒丁 (勝三郎)

一片平数馬様 賀美郡 谷地森

六軒丁

一 大町源十郎様 宮城郡 中野村

中ノ坂通

一 高城孫五郎様 (備後) 桃生郡 小舟越

北片平丁

一 遠藤大蔵様 栗原郡一ノ廻 川口村

片平丁

一 但木主馬様(土佐) 黒川郡 吉岡

片平丁

一 後藤孫兵衛様 遠田郡 不動堂

六軒丁

一 奥山内膳様 岩井郡東山 藤沢本郷

88

百騎丁

一 奥山外記様(十之進) 賀美郡 小野田本郷

大町一丁目入口(佐近介)

一 古内弘見様 名取郡 岩沼

琵琶首

一 古内伊賀様(大隅) 賀美郡 宮崎

御裏下馬

一 佐々豊之助様(隼人) 伊具郡 丸森

中島丁

一 長沼外記様(五郎右衛門) 栗原郡 宮沢

六軒丁

一 芝多周防様(實三郎) 柴田郡 村田本郷

龜岡通

一 石田豊前様(定之丞) 黒川郡 大松沢

東三番丁

一 古田内蔵人様(山三郎) 桃生郡 広潤村

龜岡通

一 和田常之丞様 宮城郡 蒲生

中ノ坂亀ヶ岡通

一 笠原内記様 登米郡 石森

川内

一 大立目宮内様 桃生郡飯野川 鈴木純吉

89

百騎丁

一 秋保善太夫様

同

一 西大條四郎様

一 北壺番丁二本杉通東江式軒目北側

一 木幡又右衛門様

六軒丁(新六郎)

一 太田左膳様

一 北壺番丁 黒川郡 大松沢

一 大河内三郎右衛門様

清水小路

一 山崎源太左衛門様

中ノ坂清水小路三ツ橋西北角

一 久世平八郎様

批把首

一 松坂左近之介様 利府

一 川内中ノ坂 利府

一 木村藤馬様 利府

90

跡付丁(五左衛門)

一 朽木近之丞様

塩倉丁

一 佐々布八郎左衛門様(三郎)

但シ

北壺番丁

一 安倍清治様 川内御裏下馬 一真山健蔵様

糠倉丁

一 中山左太郎様

一 川内中ノ坂 岩井郡 大原

一 平賀図書様

右御両数 北片平丁 氏家又八郎様

一 北片平丁立町通南角 亘理郡 小堤村

一 伊達藤五郎様(安房)

片平丁

一 伊達弾正様 玉造郡 岩手山

一 大町一丁目入口(下総) 伊沢郡 前沢

一 三沢頼母様

北一番丁

一 秋保外記様 名取郡 秋保

遠田郡 下中ノ目

北六番丁土橋通
(今朝之介)
一 塩森大学様
栗原郡三ノ廻
若柳村

91

大町一丁目入口
(備後)
一 石母田左近様
栗原郡
高清水
淀見懸上り

一 猪苗代日 向様
(佐渡)
上伊沢郡
長沢村

一 老丁目頭亀岡通

一 大内縫殿様
登米郡
西根邑郷

片平丁

一 宮内土佐様
宇田郡
駒ヶ峯

北片平丁

一 中嶋虎之助様
伊具郡
金山

筋違橋行当り

一 大松沢出雲様
黒川郡
大松沢

塩倉丁

一 茂庭 仲殿

清水小路

一 早川璇璣殿

同

一 古内順之助殿

一 真田長七郎殿

92

東三番丁
一片倉英馬殿

御裏下馬御両数筋合

一 真山健藏殿

一片倉六之丞殿

一 大和田登殿

一 岩山縫殿之助殿

中島丁

一 香宗我部斎殿

北片平丁

一 沼部梓之助様

片平丁

一 天童右近介様

宮城郡八幡村

江刺郡人首村

93

御曆代様

一 貞山様 政宗公

一 義山様 忠宗公

一 雄山様 綱宗公

一 肯山様 綱村公

一 獅山様 吉村公

一 忠山様 宗村公

一 徹山様 重村公

一 桂山様 齐村公

一 照山様 周宗公

一 英山様 齐宗公

一 正山様 齐義公

一 龍山様 齐邦公

寛永十二_丙子五月廿四日

萬治元_{戊マ}戌七月十二日

正徳元_辛卯六月四日

享保四_丑亥六月廿日

宝暦元_辛未十二月廿四日

宝暦六_丙午五月廿四日

寛政八_丙辰四月廿一日

同年七月廿四日

文化九年四月廿四日

文政十年十一月廿七日

天保十二年六月廿四日

94

(十六) 年始之御祝儀被仰上左
御在国

殿様御登 城年始之御祝儀御太刀

目録御献上被 仰上

御行列

御手鎗 若士 中小性

御挟箱 御目付 御乗物 御納戸番 御供頭

御長柄 かた箱 但し三日之内此通

押 四日より御先兩人

御草り取登台 外此通

一 延寿院様_江は御退出之節御中奥_江

御出被仰上

一 栄心院様_江は亀ヶ岡御殿_江御出

95

御着一種御献上御祝儀被仰上

御目録

しん上
御さかな一おり
い上
片倉小十郎
むね景

一 於佑様_江ハ御寄附_へ

御出被仰上候事

一 真明院様

姫君様_江御便書を以御着二種御献上

被仰上御案文左^ニ
改年之御吉慶目出度
御儀奉存候
真明院様

96

姫君様益御機嫌能
可被遊御越歳恐悦至極
奉存候乍憚年始之御祝儀
申上度御着一種献上之
仕候此旨宜御心得頼入
存候恐惶謹言

御名

正月朔日

次江六右衛門様

松岡十三郎様

中川豫十郎様

若殿様よりも御同様御献上物致候

一 姫君様^{江計}

三之助様よりも被仰上御同様

97

天性院様^{江左}

改年之御慶賀目出度

奉存候

天性院様益御機嫌能可

被成御越年恐悦之至奉存候

年始之御祝詞申上度如是

御座候此旨宜御心得頼入
存候恐惶謹言

御名

正月朔日

奥老宛所

奥様若奥様よりも

屋形様江御使者を以被仰上御文留^ニ在り

98

同二日旧臘御小性頭衆御奉書^ニ而

御登 城 御膳之御相伴被遊

候事

同日

若殿様御登 城御太刀目錄御献上

御祝儀被仰上

但シ御太刀ハ前以御坊主^江御頼置

御都合^ニ相成御目錄^ハ御供頭^{江渡}

御行列

御手鎗

御挾箱

かた箱^カ

傘台 押

一 栄心院様^江は亀ヶ岡御殿^江御出被仰上

99

一 三之助様よりモ御口上書ヲ以被仰上

御奉行様
御宛名

右御使者嘉永四年正月朔日^ニ被仰上候処二日^ニ
被仰上候方と御物書遠藤小四郎殿被相談此節
岡和田太郎左衛門御使者勤之

御在江戸

屋形様^江御便書御太刀目錄御献上被仰上

改年之御吉慶目出度

御儀^ニ奉存候

屋形様益御機嫌能可

被遊御越歳恐悦至極

奉存候乍憚年始之御祝儀

申上度御太刀御馬代献上之

仕候御序之刻宜様被仰上可

被下候恐惶謹言

御名

100

正月朔日

江戸詰

御奉行様

一 若殿様よりも右御同様御献上被 仰上

御文言之内被仰上被下度奉存候ト認様之字

一 三之助様よりも右御同様^ニ御献上物

致し書留

若殿様通

一 奥様

若奥様よりも御小性頭衆御宛名^ニ被仰上

殿様より

真明院様

一 姫君様江御着一種御献上御便書ヲ以被仰上御文言前ニ在リ

若殿様より御献上物致しニ而右御同様

101

一三之助様より

一 姫君様江計被仰上

殿様より

天性院様江奥老御宛名ニ而前御同様

御在国

七種 (十七)

一 屋形様江

殿様 御登 城被仰上

栄心院様江龜ヶ岡御殿江御出被仰上

延寿院様江御中奥江御出被仰上

於佑様江御使者を以被仰上左ニ

口上

七種之御慶賀目出度奉存候

於佑様弥御安泰可被成御祝

102

恐悦之至奉存候右御祝詞申上度使者差出申候此旨宜御心得頼入存候以上

御名

正月七日

松岡静吉様

刈敷六郎兵衛様

一 若殿様御上府之砌ハ

屋形様江御登 城被仰上

栄心院様江龜ヶ岡御殿江御出被仰上

一 屋形様江計

三之助様より御使者を以被仰上左ニ

103

口上

七種之御祝儀目出度御儀

奉存候

屋形様益御機嫌能可被遊

御祝恐悦至極奉存候乍憚右

御祝詞申上度使者差出申候

御序之刻宜様被仰上可被下候以上

正月七日 片倉三之助

御小性頭様

奥様

若奥様よりも御使者を以被仰上

104

御在江戸之節ハ御奉行様御宿老様

御屋敷江御揃ニ而

御登 城被 仰上事

一 若殿様

三之助様よりハ不被仰上事

(十八)

二月卯日

嘉永四年

片倉小十郎殿

盛成

鮎貝兵庫

一 筆令啓達候明後十日卯日

御祝儀付御具足之餅并

御膳之御相伴被

仰付之旨

御意候恐々謹言

二月八日

御判

105

御請

鮎貝兵庫様

片倉小十郎

御奉書致拜見候明後十日卯日

御祝儀付御具足之餅并

御膳之御相伴被

仰付之旨

御意之趣承知仕奉畏難有仕合

奉存候御請之儀宜様被仰上

可被下候恐惶謹言

二月八日

御判

片倉小十郎様

鮎貝兵庫

106

別而申達候卯日御祝儀付揃明六ッ時過衣裳染小袖麻上下ニ而候以上

二月八日

御請

鮎貝兵庫様 片倉小十郎
御別紙致拜見候卯日御祝儀付
揃明六ツ時過衣裳染小袖麻上^ニ而候
由致承知候以上

二月八日

十日卯日ニ付七ツ半時御供揃^ニ而明過^キ

御挑灯致^ニ而御登 城御行列左^ニ

107

御手鎗 若士 中小性 御乗物 御物置番
御挾箱 御目付

御長柄 かつ 押 御不斷
御草り取 傘台

右御相伴被遊

御帰 城之節御月番鮎貝兵庫様

御宅^江御出御礼被仰上事

(十九)

三月三日 嘉永四年
ノ御例

一上巳之御祝詞

屋形様奉始

栄心院様 延寿院様^江

殿様御直々被仰上

108

於佑様^江は御口上書ヲ以被仰上

殿様より計

口上

上巳之御祝詞目出度奉存候

於佑様弥御安泰可被成御祝
恐悦之至奉存候右御祝詞申上度
使者指出申候此旨宜御心得頼入
存候以上

三月三日 御名

松岡静吉様

刈敷六郎兵衛様

109

端午之御祝詞 嘉永元年

五月

屋形様^江 御登 城被仰上

栄心院様^江 亀ヶ岡御殿^江 御出被仰上

於佑様^江は御使者^ニて被仰上

口上

端午之御祝儀目出度奉存候

於佑様弥御安泰可被成御祝

恐悦之至奉存候右御祝詞申上度

使者指出申候此旨宜御心得頼入

存候以上

五月五日 片倉小十郎

松岡静吉様

六角小一郎様御仮役なり

110

御在国

賜冰之御祝詞 弘化五年
御例

殿様御登城被 仰上候事

栄心院様^江は亀ヶ岡御殿^江
御出同断之事

一 於佑様^江は御使者^ニ而被仰上

同

七夕御祝詞 賜冰通

同

八朔御祝詞 七夕通

同

重陽御祝詞 嘉永三年

殿様御登城被遊

屋形様奉始

111

栄心院様^江ハ亀ヶ岡御殿

延寿院様^江は御中奥^ニ而被仰上事

於佑様^江は御使者ヲ以被仰上事

(二十)

御在国

寒入御機嫌伺 嘉永三年

十二月五日

屋形様寒鴨 御出馬中ニ付

御帰城後被仰上候趣下郡山相模様

御順達

殿様御当病左^ニ

相模様 小十郎

私儀疝氣^ニ而出勤相成兼候間

当病相達申候以上

御案文
略ス

112

十二月五日
右ニ付寒入 御機嫌御伺御口上
書を以被仰上

口上

寒氣之節御座候得共

栄心院様益御機嫌能被遊

御座候哉乍憚寒中

御様躰相伺申度私義当病

ニ付使者指出申候此旨宜御心得

頼入存候以上

十二月 御名

只野繁七郎様

武村忠吉様

石川伝藏様

113

口上

寒氣之節御座候得共

延寿院様益御機嫌能被成御座

候哉

御様躰相伺申度私義当病ニ付

使者指出申候此旨宜御心得頼入存

候以上

十二月五日 御名

黒沢純藏様

大松沢軍之進様

石森幸左衛門様

114

於佑様江も被仰上略之

嘉永四年十二月十五日四ツ時八分寒入ニ付

同御日附ニ而

屋形様

真明院様

姫君様 天性院様江

殿様御定仙中ニ付御奉行様方御連

名御便書を以被仰上 御案文

略ス

若殿様より左ニ

一筆致啓上候寒氣之節御座候

得共

屋形様益御機嫌能被遊御座候

哉乍憚寒中

御様躰相伺申度如斯御座候

115

御序之刻宜様被仰上可被下候

恐惶謹言

片倉伊豆

十二月十五日

御小性頭

大條河内様

笠原一学様

三之助様よりも右御同様被仰上

若殿様より
真明院様
姫君様江 奥老宛名ニ而被仰上
但シ書留此旨宜御心得頼入存候ト認ル

三之助様より

姫君様江 計被仰上

屋形様江 計

116

奥様 若奥様よりも被仰上

勁松院様江

若殿様より御使者ヲ以被仰上

嘉永四年

(二卷) 歳暮 御在江戸

一筆致啓上候歳暮之御祝儀

目出度御儀奉存候

屋形様益御機嫌能被遊御座

恐悦至極奉存候乍憚右御祝詞

申上度如斯御坐候御序之刻

宜様被仰上可被下候恐惶謹言

片倉小十郎

十二月廿八日

松前主水様

若殿様

三之助様よりも御同様被仰上

若老衆
御宛名

殿様より

真明院様^江 御月番御宅^江 御使者
御口上書を以左^ニ

口上

歳暮之御祝儀目出度御儀
奉存候

真明院様益御機嫌能可被遊
御座恐悦至極奉存候乍憚右

御祝詞申上度使者差出申候
御序之刻宜様被仰上可被下候以上

118

御名

十二月

御月番

御奉行様

若殿様よりも御同様^ニ 而書留被仰上
被下度奉存候^ト 認ル

姫君様^江

殿様

若殿様

三之助様より奥老衆御宛名^ニ 而御便

書を以被仰上

殿様より

天性院様^江 左^ニ

119

一筆致啓上候

天性院様益御機嫌被成御座

歳暮之御祝儀可被成御整恐悦

之至奉存候右御祝詞申上度如斯

御座候此旨宜御心得頼入存候

恐惶謹言

御名

十二月廿八日

次江六右衛門様

松岡十三郎様

中川豫十郎様

一勁松院様^江 龜ヶ岡御殿^江 御出

被仰上

120

若殿様より御使者を以被仰上

御案文
略ス

一延寿院様^江 御中奥^江 御出被仰上

一於佑様^江 は御使者

御案文
略ス

屋形様^江 計

奥様 若奥様より御小性頭衆御宛名被仰上

(二式) 御奉行職被 仰付節御怡

弘化五年
五月十五日

御連名様 豊前

石母田勘解由儀今日御奉行職被

仰付候御怡

121

屋形様^江 来ル廿一日可申上候病氣之

御方は以使者可被仰上候

一姫君様 真明院様^江 は連名

以書状可申上候右書状は御用人御用人^江

用人方より為相廻可申候

一栄心院様^江 は龜ヶ岡

御殿^江 以使者可申上候以上

五月十五日

右^ニ 付廿一日

屋形様^江 御登城被仰上

真明院様^江 左^ニ

一筆致啓上候今度石母田

勘解由御奉行職被

122

仰付恐悦之御事奉存候乍憚

右御歎

真明院様^江 申上度如斯御座候

此旨宜御心得頼入存候恐惶謹言

御連名

五月廿一日

奥老三人様

一姫君様^江 も御同様被仰上

右御二方様^江

若殿様より御同様被 仰上

一栄心院様^江

両殿様より御使者ヲ以左之通

123

口上

今度石母田勘解由儀御奉行職被仰付恐悦之至奉存候乍憚右御敏栄心院様江申上度使者差出し申候此旨宜御心得頼入存候以上

御名

五月廿一日

熊沢龍之進様

只野繁七郎様

武田忠吉様

一屋形様江 若殿様より左ニ

口上

124

今度石母田勘解由事御奉行職

被仰付候由承知仕恐悦之至奉存候乍憚右御怡申上度使者指出申候御序之刻宜様被仰上可被下候以上

五月廿一日 片倉伊豆

若年寄

大條長門様

高泉筑後様

古内弘見様

一奥様方よりも御使者にて被仰上

御簾中様御逝去

弘化五年 六月

小十郎様

御案文 略ス

大蔵様 李 急順達 主馬様

125

(二三)

御簾中様御不例之所御養生不被

為叶過ル十日

御逝去被遊候段定御供御使を以別紙

写之通江戸より申来奉絶言語候右ニ付

明十五日登 城御小性頭を以伺

御機嫌可申上候

一右ニ付明十五日四ツ時揃ニ而詰所以上之輩

登 城私共被謁伺御機嫌申通候間其

御心得可被成候

一姫君様江は早速伺御機嫌私共申上

候儀は明十四日日附連名書状を以可申上候

且御忌明伺御機嫌も是又連名以

書状相伺可申候書状は御用人々々江

126

用人方より為相廻可申候

一右ニ付

鷹司関白様 同内府様江 明

十五日日附を以御機嫌相伺可申候右

案文も為相廻可申候

一右ニ付普請は今日より日数五日

鳴物慰之雑生同十日被相留候

右之通為御承知申達候以上

六月十四日

尚以右ニ付服付麻上下ニ御座候病氣之御方は以使者可被相伺候且大蔵殿より其如兼而之可被申上候

殿様御登 城被仰上

若殿様より御使者にて左ニ

127

口上

御簾中様御不例之处御養生不被

為叶過ル十日被遊

御逝去候段承知仕奉絶言語候

此節乍憚 御機嫌相伺申度

使者指出申候此旨御序之刻可然様

被仰上可被下候以上

六月十五日 景德君 御名

下郡山相模様

高野治部様

木村久馬様

望月氏安様

128

一奥様方よりも被仰上

(二四)

於佑様御安産

弘化五年 二月四日

左衛門様

御案文 略之

小十郎様

豊前

急持廻

於佑様今日七ツ時より御腰付只今

御安産被成候由御附人直々罷越

申聞候ニ付私儀即刻於佑様

御住居江罷出候間各も早速可被

罷出候已上

二月四日

129

右ニ付

殿様早速御出被遊候事

兼而之

御連名様

豊前

急順達

於佑様御安産御男子御出生之

御怡左之通

一屋形様

姫君様 真明院様江私共連名

書状を以可申上候各書状は御用人々々江

用人方より為相廻可申候

栄心院様江は明五日四ツ時龜ヶ岡

御殿江罷出可申候病氣之御方は使者を以

130

可被申上候

一於佑様江は明日御住居江罷出可申

上候

一延寿院様江は同日以使者可申上候已上

二月四日

右御怡

一筆致致啓上候

屋形様益御機嫌能被遊御座

恐悦至極奉存候然者

於佑様昨日御安産御男子御出生

被成恐悦之御儀奉存候乍憚右

御怡申上度如斯御座候此旨以

御序宜様被仰上可被下候恐惶謹言

131

兼而之

御連名

二月五日

御小性頭

下郡山相模様

高野治部様

一真明院様

姫君様江も御案文御同様

一若殿様よりも右

御三所様江被仰上

一屋形様江計

奥様方より被仰上

一栄心院様江

若殿様より被仰上左ニ

口上

昨四日於佑様御安産御男子御出

132

生被成候由承知仕恐悦之御儀

奉存候乍憚右御歛

栄心院様江申上度使者差出申候

此旨宜御心得頼入存候以上

二月五日

奥老

熊沢龍之進様

只野繁七郎様

武村忠吉様

一於佑様江は

殿様御住居江御出被仰上

一延寿院様江は御使者ニて左

口上

昨四日於佑様御安産御男子

133

御出生被成恐悦之至奉存候右御怡

延寿院様江申上度使者指出申候

此旨宜御心得頼入存候以上

二月五日

御二ノ丸留主居

後藤十三郎様

刈敷六郎兵衛様

小野貞蔵様

於佑様江御七夜まで毎日以御使者

伺御機嫌被仰上左ニ

口上

於佑様弥御安泰被成御座候哉

今日之御様躰相伺申度使者指出

申候此旨宜御心得頼入存候以上

二月六日

134

御附人

白石秀之助様

松岡静吉様

於佑様御七夜御祝儀之節御怡等

之義御順達在り

御便書

一 筆致啓上候於佑様弥御機嫌能

今日御七夜御祝儀被成御整無御滯

相濟恐悦之至奉存候乍憚右御歎

申上度如此^ニ御座候此旨以御序宜

様被仰上可被下候恐惶謹言

兼而之

御連名

二月十日

一 真明院様 姫君様^江も御同様

一 栄心院様^江ハ御直々被仰上

135

於佑様^江左

於佑様弥御安泰今日御七夜御祝儀

被成御整恐悦之至奉存候右御怡

申上度御着代二十疋以使者進上之

仕候此旨宜御心得頼入存候以上

二月十日

兼而之

御宛名様

延寿院様^江も御使者を以被仰上

屋形様

真明院様 姫君様^江

若殿様より被仰上

栄心院様^江も御使者^ニて被仰上

奥様方よりも被仰上

御案内
如兼而之

御案内
略之

136

二月十四日

一 於佑様より御七夜御祝儀被進候

御手段^左

於佑様より御使者罷出候段御取次申

聞候^ニ付

御前^江申上候処御小性頭出会仕御口上承り

候様被 仰出御小性頭^{麻上下}出会御口上

之趣承ル御使者岡本左格

於佑様御口上申述候

過ル十日於佑様御七夜御祝儀之節

御着代二十疋被指上候^ニ付為御祝答御着

代三十疋被進候段申述ル

右御使者供之者^ニ身通承り候处藤五郎様

御家中之由^ニ付

137

殿様御逢無之御普請中^ニ付仮御広間

上之間^江相通御茶御菓子相出ス帰リ之節下座

敷^江若士案内若士鏡板まで右^江携候

役人何も麻上下

但シ御子様方御使者帰リ之節御門開^キ

候御格^ニ候得共倍臣^ニ付不開候事

右御使者帰リ後 於佑様^江御使者^ニて

御礼被仰上

口上

於佑様過ル十日御七夜御祝儀御首尾能

相濟恐悦之御事^ニ奉存候依之御祝儀

指上候為御祝答以御使者御着代三十疋

被下置難有仕合奉存候右御礼申上度

使者指出申候此旨宜御心得頼入存候以上

二月十四日

138

嘉永三年

私嫡孫同氏三之助儀

屋形様

真明院様

栄心院様

姫君様^江歳暮年始土用寒中其外

御歎 御機嫌伺等申上候様仕度相伺申候

今

御目見被 仰付御礼も申上候間苦ケ間敷

候ハハ此末御歎事等為申上度相伺申候

文政十二年嫡子同氏伊豆儀初_而

御目見被

仰付候以後

龍山様 真明院様

栄心院様_江 諸御欲御機嫌伺等相伺

御指図之上幼少中

御在国之節_ハ使者_ヲ以申上

御在江戸之節_ハ便書_ヲ以申上候

139

右之通相伺申候御指図被成可被下候以上

六月

石田豊前様

御附札

屋形様 姫君様_江 _ハ可為伺之通候幼少中

御在国之節_ハ使者_ヲ以可申上候

真明院様 栄心院様_江 _ハ嫡孫之事_ニ候間

申上候_ニ _ハ不及事

迎山村

一 かわこ石 巳ノ三分

かけの山見通シ川迄

一 川中通 酉ノ五分

式百拾間

小奥村津田村境

一同所統き 同方

六百式十五間

140

津田村内親村境

一同所 同方

八百間

一同所 申ノ四分

六百拾式間

一同所 同方

拾八間

右小奥村かけ山見通シ川中より川通

小下倉村境沢より深谷村陣森見通

川境

右ハ武田九郎右衛門御境改被

仰付候節調

141

御触

御家中為御恵大橋下被明下候節村町

之者共猥_リ_ニ 相入候様相聞得甚以心得違

之事_ニ 候以來相入候者有之_ハおゐては屹度

御吟味被為及候事

右之通被 仰出候条何も承知相守可申候

勿論元來御留野場_ニ おゐて小鳥共々取申

間敷事_ニ 候処仕来_ニ _而 只今_ニ 小鳥取来候処

段々御留野乱相聞得候条此以來乱成義

相聞得候ハ、是以被相留候条此段共_ニ 何も

承知支配有之輩ハ支配中とも首尾村町

共々申付候様不殘相通可被申候以上

142

宝曆十四年三月

右之通_ヲ 以文化元年も被 仰出候事

御切籠被相備御定

御謝禮

一 御曆代様方御治

御女儀様方_江 御寄真_ニ _而

一 菱切籠五ツ

一 御子様方一切被相控

但シ御三回忌迄同壺_ヲ 被相備

一 御廟所一切被相控候事

一 御曆代様奉始

御子様方御年回忌之節は

思召_ニ 被相備候事

護福寺

一 御仏殿_江 壺_ケ 年置_ニ 被相備事

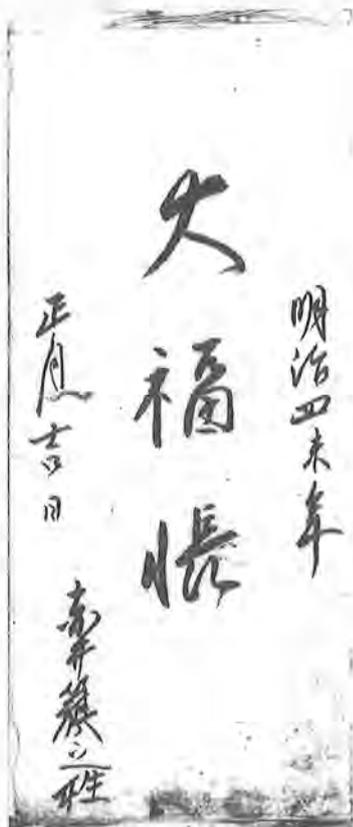
御吹苑

蓮花 一對

菊花 一對

九

大福帳



大福帳

縦十二・九cm×横三十一・五cm
一ツ目仮綴十六丁

本資料は明治四年から、明治八年八月朔日まで、赤井畑直衛（十八代）によって書かれたものである。記録は、貸付金と抵当品の、出し入れが主で、四年七カ月分、約百六十件（月平均三件）が記載されている。

質物は、穀物、衣類、蚊帳、めがね、農具、風呂釜など生活用品、他に太刀、鉄砲の武具もある。一件の貸付金、最高は二両である。

貨幣の単位は両、切、匁、文などで、「円」の新単位が若干だけ見られる。

暦は旧暦で、旧正月、閏月の記入もあり、新暦は未だである。

全体的には月々の件数は少なく、返済も利取、夫（夫役）、無利子と商売としてより、慈善の要素が強いものである。

明治移行期における、小原地区の暮らし向きが読み取れて、興味深い記録である。

注、明治四年五月、金本位・新貨条例で、貨幣の呼称を円、銭、厘と制定する。

注、明治政府は欧米諸国と同じく、太陽暦の採用を決定。一八七二年（明治5）十二月三日を以て明治六年一月一日とした。

1

代相場 貳貫七百五拾文
 九六ノ割 午十二月十七日より
 貳百四拾文
 一 銀壹匁百八拾三文貳分 九拾文
 一 四拾切壹切割代 六拾五文 八分五里 六拾文
 一 六拾切壹切割代 四拾四文
 代相場壹切ニ付三貫文 クハアリ
 又三貫六百文御触出し
 明治四未五月より又四月より
 上銭相場貳貫八百文 白石
 鉄口銭 五貫文相場
 同壹文銭 追々四貫文
 一式ノ五百文 九六相場定
 未十一月月上旬より近郷一駄
 伊達者長百
 未十二月十八日より式ノ八百文
 申正月上旬より三貫貳百文
 同十四日伊達ニ御手形五枚壹歩也 二日帰ル
 申二月より定
 一 駄長百式ノ五百文 上銭拾文百
 文久拾五文 青銭廿文
 当百八拾文

2

覚

未正月吉日 内式切取 残貳斗 貳升 四月十八日
 一金四切也 ○彦八郎夫妻
 餅粉壹俵也 先初之分式斗不足
 右之内玄米貳升 三月三日かし
 五月四日入替
 夫利四百文かし
 同 正月吉日 ○芳治
 一金三切也 おいろ金
 薄色半反払立 〇卯吉妻
 〇鳴羽織 〇直々受
 古 同ゆたか 〇三月朔日
 同二月四日当月切
 一金壹切半也
 古嶋男拾壹つ 〇直々受
 同二月十日 十二月十五日入替 四月三日
 一金壹切也 ○おなか
 古嶋拾壹つ 〇貳品
 同形付じはんみころ
 同三月四日 十月十七日入替済 夫子息
 一金壹切半ト八百文 ○字仲
 古嶋子共羽織 〇
 同三月四日酉二月迄利取
 一金貳切也 清右衛門
 水風呂釜壹ツ

3

未二月廿五日三月十日切
 一金三朱也 ○彦八郎妻
 古割錫壹丁 〇おいろ金
 亥正月払
 同三月四日酉十一月受
 一金壹切也 ○又十郎
 古まさきり 同人金
 壹丁
 同三月廿一日申七月三切取
 一金拾六切也 ○貞吉夫婦
 古 糸織小袖 改出ス
 羽二重同 〇四品
 形付裕長じはん
 同三月廿七日
 一金壹朱 ○又十郎
 餅粉三升 〇かし
 古からはし壹挺 〇式朱取受
 五月四日十二月迄利壹切ト六十二文
 からはしの
 一金四切也五百廿六文 〇九月
 〇又十郎
 古ふとん壹ツ 〇指引入替
 〇指引受金入
 外ニ壹切ト三百三拾四文先ニ口利
 未十二月廿六小豆入替
 同六月四日
 一金拾貳切也 ○三郎太
 かし

未九月三日 申六月十八日受

一金壹切壹朱ト ○新蔵妻

四百文

古女かやひ□

同九月廿四日来月切

一金拾切也 ○おせき

外ニ式切也 内六切也 おいろ金

古ふとん三ツ

酉八月十六日かや入替

7

未九月廿七日

一金壹切也 ○おはる

内壹朱口かし

古男帶壹筋

同十月十七日 利壹朱取かし

一壹切半八百文 ○卯仲

入替濟 夫子共

古嶋ゆかた壹枚

同十一月朔日證文金見詰返し

一金貳拾五切也 ○与一郎

古嶋羽織五ツ

地絹女とんふく羽織壹ツかし

嶋男裕壹ツ 酉ノ年利濟切

戌ノ年濟切右品一字かし 證文直し

同十月七日 三月九日受

一金貳切半也 ○伊之吉

壹切半ニ而 抜取 利取

嶋羽織

古女半てん

同十二月五日当月切

一金拾切也

米四斗入三俵也

同十二月十五日 戌十二月払

一金壹切也

古嶋ゆかた壹枚

同十二月十六日 三月三日切

一金五切也

要之助

8

初式俵也

未十二月無利足元金ニ定

一金拾貳切也

四切取

改證文

古女嶋綿入

同五郎帶

嶋羽織

未十二月廿一日

申六月十七日受

一金四切也

古六八かや壹張

未十二月廿六日

おいろ金

一金四切也

古 申六月朔日濟切

未十二月廿六日内式切おいろ金

一金四切也 ○おゑん

申六月十五日濟切

未十二月廿六日

一金五切也

申七月十三日受

小豆四斗入壹俵也

三朱ト七拾六文不足

9

明治五壬申年正月

十二月 六月廿八日受

一金貳兩也

○又右衛門

内三切ニ而しはん受

二月十八日 式切不足

古女糸織帶

同長じはん

正月廿日二月十六日入替六月十一日受直

一金七切也

ゆかた式枚子共拾貳ツ金三切半取

○左惣吉

脇指本

古夏袴壹ツ

二月九日六月朔日十月朔日麦入替

改 内壹俵三月十九日かし

○久蔵

一金拾切也

初四俵也

麦式俵也

三切払三月十一日

同月同日
一金壹切壹朱也 同人

三升鏡釜壹ツ
同三月十三日四月九日受直々
一金四切也 ○伊之吉

古嶋綿入壹ツ
□□ふとおり半切じはん 貳品
同四月九日入替 十一月廿六日受
一金四切也 ○伊之吉
古鉄炮壹挺

10

同五月十五日当月切
一金壹切半也 ○久藏妻

古嶋裕 六月十一日受直
古小倉男帯地貳品 貳品

同六月十五日同廿五日受
一金五切半也 ○おこん
生糸七拾目青白

同七月朔日申年濟十二月廿九日品かし
一金四切也 證文改 ○忠助

嶋半反 貳品紙袋入
古五郎半てん 外二

同七月七日
一金四切半也 ○おおき

古形付地絹小袖 戌七月晦日受
申七月十一日迄利取改出ス
一金貳切壹朱也 ○三郎太

白鞘脇指壹腰

同七月十三日同九月九日受
一金四切也 ○猪吉

古嶋裕貳ツ 貳品
同七月十三日十月切
一金九切也 ○重藏

八月十三日受
生糸百八匁 貳切不足

11

申七月十三日
一金四切半也 ○留吉

同九月廿三日受直々
古嶋裕壹ツ 同壹朱取引

同七月十四日同廿五日切
一金拾貳切也 ○銀治

八月廿六日受夫妻
生糸百拾三匁

同七月廿六日酉四月九日右品かし
一金八切也 戌年利取 ○与市良妻
亥八月月改濟 壹切壹朱也

延 糸三拾五匁 貳品 六月五日
わく 貳ツ 酉ノ年分利取

同七月改出 貳切ト百廿五文戌十二月取
一金拾切也 三良太

古太刀拵刀 貳腰
黒鞘刀
同八月十三日丑五月口切取 貳品遣

一金四切也 丑八月 ○太惣吉
三日濟切壹 文利不足

古夏袴 三品羽織一枚 裕入替
同羽織一枚 戌五月廿三日
同八月廿二日酉五月三日入替直々
一金四切也 ○庄右衛門

外 貳切也 口かし
つき麦八斗也 貳俵

同九月九日十一月廿九日受 壹朱かし
一貳切也 ○伊ノ吉

外 七百五拾文先ノ利
内 五百文取

古銀さし込

12

一金六切也 酉六月八日受 順治
古六八かや 申九月十四日 ○夫熊吉娘

同九月廿八日 丑十月五百文取
同三 文取 夫 百七拾五文不足

古龜甲くし こふかへ
きんかんざし 三品

同九月三日同酉二月十七日受
一壹切也 ○三郎太

夫彦治郎
外_三四百六拾八文

古羽織袴ツ_ズ 先の利

同十月四日 酉六月十二日

一金四切半也 ○留吉

古六八かや_ズ 入替

同十月五日酉六月三日受

一金四切也 ○市右衛門妻

古女糸織帯_ズ

同十一月七日

一金三切也 ○同人妻

古小形夏羽織_ズ 嶋裕入替受

同十一月九日初午切り老朱取三月十七日

一金式切_ト五百文 ○卯仲 子共

豆四斗入_ズ 酉八月受

同十一月十一日改出

一金老切老朱也 ○おはる

古からはし老丁_ズ

酉九月受

13

十一月廿六日

一金四切也 証文直し済○紋四良

古 嶋子共式つ同形付ゆかた 老朱取

古 こんかすりゆかた_ズ四品 式品かし

十一月廿六日四月四日入替利かし

一金四切也 ○伊之吉

古嶋どてら_ズ 式品

同十一月廿七日

一金三切也 ○留吉

酉十月八日受直々

古嶋ゆかた_ズ 式品

古同表皮_ズ

同十二月十九日酉六月八日受

一金式切也 ○彦治

古老朱判老枚_ズ 式切分

古老朱判四枚_ズ

十二月廿四日四月三日式切取式品かし

一金式切四切也 ○良治

古子共袴式ツ_ズ 五品 済切

古女帯式本_ズ 古風合羽色

形付絹夏羽織_ズ 酉七月迄利取

同月同日 夏羽織かし 夫

一金式切半也 ○おふさ

古鍛老枚_ズ 酉四月十八日受

同月廿六日 二月廿七日受

一金式切也 ○菊治

豆三俵也_ズ

14

同月廿七日 三月十一日入替済直々

一金四切也 ○伊之吉

古鍛式枚_ズ 式品

外_三老歩銀老切かし

同月廿八日

一金四切也 ○市右衛門妻

古かや老ツ_ズ 酉六月三日受

戌正月より

一金式切半也 ○おせき

古風合羽_ズ 戌十二月十六日入替

西七月朔日 二重付済

西七月朔日 二重付済

古脇指_ズ 式品

古脇指_ズ 式品

西七月三日戌七月三日式朱取

一金式両也 ○清之助

古鉄炮老挺 十月迄利取

脇差_ズ 式品 鉄炮かし

脇差_ズ 式品 鉄炮かし

脇差_ズ 式品 鉄炮かし

脇差_ズ 式品 鉄炮かし

明治六癸酉歳正月吉日

吉七日

一金老切半也 ○彦次

古鍛老枚_ズ 四月九日又右衛門受

西正月十九日三月三日切

一金老切也 ○彦治

古 たはこ入

古 きせる_ズ 三品戌十二月十一日払

西二月八日受取正月より利四月廿九日受

一金式切半也 ○又右衛門

夫孫

一金拾貳切也

○平吉

からはし壹丁 濟切

古かや 七十二 古ちみ 四品

ゆかた

同十月廿六日 戌六月廿八日受

一金貳切也 ○駒吉

新式分判預 夫熊吉娘

19

酉十月廿八日入替 戌七月受

一金四切也 ○熊治妻

古糸織女帯 八百一文残預

酉十月廿四日二度六切下取

一金六切也 ○伊ノ吉

古鍬貳枚下じはん 貳ノ四百八十一文

餅粉壹俵 四品 先ノ利兩度 かし

酉十二月廿五日丑十二月入替改出

一金四切也 ○留吉

外ニ式朱祖母かし

古嶋絹一重物 貳切取抜受四月

表皮壹枚 貳品 利ノ分古風合羽

酉十二月廿七日 改出

一金貳兩也 ○良治

古ゆかた貳枚 二品合六品

子共小袖壹ツ 三品 五圓也

ゆかた貳枚かし 戌七月

酉十二月廿八日 四月八日式朱取

一金四切也 ○彦八妻

戌九月廿八日受

古ゆかた壹枚 三品 子供物貳枚 入替

酉十二月廿九日 ○太惣吉

一金貳切半 貳百四拾九文

大豆壹俵也 戌三月廿八日受

20

一金貳切也 ○彦治郎

酉十二月晦日證文直し濟

古ゆかた壹枚 三口共亥二月改

明治七戌年

旧正月十九日廿錢取五月廿三日かし

一金壹円拾錢也 ○久兵衛

古六八かや壹張 改出

同正月廿八日当日利取

一金九切壹朱也 貞吉

古小袖一重 長ぢばん 三品

同二月五日 丑 彦治

一金壹切也

古嶋 女じはん 三朱ニ而じはん 抜受

同三月十日 戌八月元金取

古形付地絹女衿 十二月廿渡す直々

○おやそ

21

戌四月三日十一月買受濟切

一金貳切也 ○おもん

嶋反物之内

同五月十八日 丑九月受

一金貳切 四百文 ○平吉夫 下人

古からはし壹丁 かし

同六月朔日子六月迄利濟

○久作妻

古刀壹腰 利 内半分おいろの分 子十一月受

同六月三日 戌七月十九日迄利取かし

○与一郎妻

生糸百七拾匆程 濟切

かやと入替利なし

同六月十七日九月迄利取三百文

○おきじ

古子共嶋ゆかた

亥ノ年受 改證又濟

同七月八日 ○伝三郎

十二月十三日品かし

当百貳百四拾九紋 利取 卯中

上錢百三拾文

22

同月同日九日迄利取改濟

○同人

十二月十三日利取かし

古こんかすりゆかた 同人

戌七月八日十月廿九日払受立

○儀助

生糸八十五匁也

同同月同日利二口分巻メ五百文預ル

一金五切也 八月三日 ○同人

麦三俵也 式切三百文取内壹俵遣ス
九月十日證文直し濟

同七月十一日八月切

一金貳拾六切也 ○順治

八月廿一日受直々

生糸三百三拾目也 百文不足

同七月十三日

一金貳拾切也 ○又六

生糸貳百五拾目 九月廿四日濟切

同七月十三日戌年利取亥ノ年利濟

一金八切也 ○おはつ

内式切亥ノ年利濟切

古 嶋裕壹つ 三品 ゆかた貳枚ニ入替
むし嶋裕壹つ 同十二月廿二日

23

戌七月晦日 證文直し

一金壹切也 ○又右衛門

古小倉嶋羽織 八月切

同八月五日同月切

一金四切也 ○庄助

十月廿九日受

嶋綿壹反

同八月十二日同廿九日受直々

一金三切也 ○おこよ

古夜着壹ツ

同同月同日十一月廿九日受

一金壹切也 ○同人

古じはん壹枚

戌七月迄利取十二月迄利取

一金拾貳切也 ○与一郎

亥八月四日 かし

古かや 七十 貳張改濟切
六八

戌十月十六日当月切

一金拾貳切也 ○安吉

嶋反貳反 十一月十二日受直々

古こんかすりゆかた 三品

同十月廿二日 旧冬切

一金四切也 ○同人

二月廿九日受直々

大豆四斗入

同十一月朔日同廿九日受

一金四切也 ○伝三郎

古嶋綿入 三品

同十一月七日 入替濟

金貳兩也 ○おゑき

大豆貳俵也外ニ壹切也祖母かし

同十一月七日同月十七日受

一金貳切也 ○義八

古銀のかんざし

同十一月八日

一金四切也 ○新藏

古五六かや 内壹切也 祖母濟
亥六月廿九日受直々

同十一月廿五日 亥七月八日受直々

一金六切也 ○清左衛門妻

古五分女帯 三品

古ちみゆかた貳枚

同十二月二日 帯口ニ入替 亥十二月かし

一金四切也 濟切 ○林吉妻

式 利壹朱取

式切ニ而拔受二月廿六日

古かすり ゆかた貳枚 同廿七日
ちみ 貳品

同十二月八日二月十一日受半高残

一金拾切也 ○安吉

四月十二日受直々

古嶋裕かすり ゆかた貳

南皮物貳皮 四品

同十二月十一日 夫

一金壹切也 ○儀八

亥十月廿三日払

古鍬壹丁 来三月切

同十二月十六日 亥ノ利取

一金貳切半也 古からはし一丁 おせき

子八月迄利取

古嶋羽織

同四月八日

○菊治郎

一金三朱ト式百七拾五文 同八月十七日受

古まさきり壹丁

亥十一月迄利取

同四月十一日

又右衛門

一金七切ト 式百文取

内老切

古羽織

右利払

古くし
こふかへ 廿錢取式切取 四月

風呂敷 三品 入替

29

亥田六月廿六日入替兩度利加ル

一金拾三切壹朱ト 六百三拾式文

古女形付小袖式ツ 式品

一式拾式切也 旧印紙證文入替

亥十二月廿六日 ○久兵衛

同七月朔日

一金壹円也 ○義八

古葉ひろまさきり 壹丁

当年切子六月払

同七月十三日 十月晦日受

一金式切也 ○政吉

古とんび 壹枚

同七月十五日

一金三切式百文

○駒吉

夫おしゆん

古嶋綿入壹ツ 八月廿九日

入替濟

同七月廿五日 十月晦日受

一金式切也 ○政吉

古嶋羽織襟卷 式品

同八月朔日 七日切 子六月払

一金式円也 ○おやゑ

四斗五升入表式俵也 表壹俵長

古長じはん じはん入替

かんさし 四品 式切取壹俵遺ス

あとがき

白石古文書の会が発足してからかなりの年月が経ったが、その間メンバーの消長もさることながら「習うより慣れよ」で、難読・難解にも怖れず立ち向かい、相互に協力しあつて和氣藹々のなかに、読み解く苦しみをよろこびに変えつつ、今日に及んでいる。現在までの大きな成果としては、平成十五年の、上戸沢検断木村家の襖の下張りから集録した「木村家の古文書」と、平成十六年、渡辺家文書の白石和紙に関わる「仲間義定録」の刊行を挙げることができる。

今回の「赤井畑家の古文書」は、木村家・渡辺家の二文書とは全く趣を異にした内容であり、江戸後期の片倉家中の末端の組士に関する新知見が種々盛りこまれ、江湖に裨益するところ少なからずと考えられる。

なお、不備なる点については、忌憚なき御指摘、御叱声を賜りたくお願い申し上げます。途次、会の勝れたリーダーであり、中心的存在だった、中橋彰吾さんの他界は、惜しみても余りある痛恨事であった。

最後に、御先祖より伝承の虫喰いの跡もなく立派に保存された貴重な諸資料を、ころよく提供していただいた会員の赤井畑柳二氏に、深く感謝の意を表する次第である。解読・整理・校正にあたった会員の氏名を次に挙げておく。

赤井畑柳二	日下右門	日下秀雄	小賀坂弘子	齋藤敬	佐藤暢
佐々木敏雄	高橋修徳	高橋辰男	永山成夫	三浦操	村田精治
村上成拓	細田紀明	米澤繁			
吉田佐智子（文書入力）					

故中橋彰吾 故村上利喜治 故佐藤儀一
なお、本報告書の編集刊行にあたっては、細田会員の力に依るところが大である。また、発行に携わった皆様に厚く謝意を表するものである。

平成二十年三月

白石古文書の会一同

白石市文化財調査報告書 第三十二集

赤井畑家の古文書

平成二十年三月 十七日印刷
平成二十年三月三十一日発行

編集
発行

白石古文書の会
白石市教育委員会
千九八九〇二〇六
白石市字寺屋敷前二十五番地六
電話 〇二二四・二二一・一三四三

印刷

(株) 不忘印刷所
千九八九〇二七三
白石市中町二十五
電話 〇二二四・二六・二〇七〇

